

# 吉備中央町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

吉備中央町

# 目 次

## 第1章 計画の位置付け

1 策定策定の背景.....	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け.....	2
3 本計画の対象区域.....	2
4 本計画の適用範囲.....	3
5 計画目標年度.....	3

## 第2章 地域概況

1 気象.....	4
2 人口.....	4
3 産業構造.....	6
4 土地利用.....	8

## 第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現況と課題.....	9
2 ごみ処理に係る数値目標.....	70
3 基本方針.....	72
4 ごみの排出抑制・再資源化のための取組.....	73
5 目標達成時のごみ排出量等.....	90
6 収集運搬計画.....	96
7 中間処理計画.....	98
8 最終処分計画.....	101
9 その他ごみ処理に関し必要な事項.....	102

## 第4章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状.....	104
2 生活排水処理の課題.....	110
3 生活排水処理に係る目標.....	111
4 基本方針.....	111
5 処理形態別人口の将来予測.....	112
6 生活排水の処理計画.....	114
7 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....	115
8 その他必要な事項.....	119

# 第1章 計画の位置付け

## 1 計画策定の背景

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらしました。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになっていきます。

平成 27 年に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国際共通の達成目標として持続可能な社会の形成に向けた廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた廃棄物の削減が掲げられました。

我が国においても、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が平成 30 年 6 月に閣議決定され、廃棄物の適正処理システム・体制の整備、ライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環に向けた施策が示されました。

このような中、吉備中央町（以下、「本町」という。）では、平成 26 年 3 月に「吉備中央町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向け様々な施策に取り組んできました。吉備中央町総合計画においても、良好な生活環境を確保するため、ごみの 3R（リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用））、廃棄物処理対策、環境保全に対する意識向上を目指した啓発活動に取り組むこととしています。

本計画は、前計画が平成 26 年に策定されて以降、10 年が経過したことから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、ごみ処理基本計画策定指針（環境省）に基づき、施策等の評価・見直しを行った上で前計画を改定するものです。

## 2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画と関連計画・法律との関係は、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画であり、その他の関連計画との整合性の図られたものとしします。

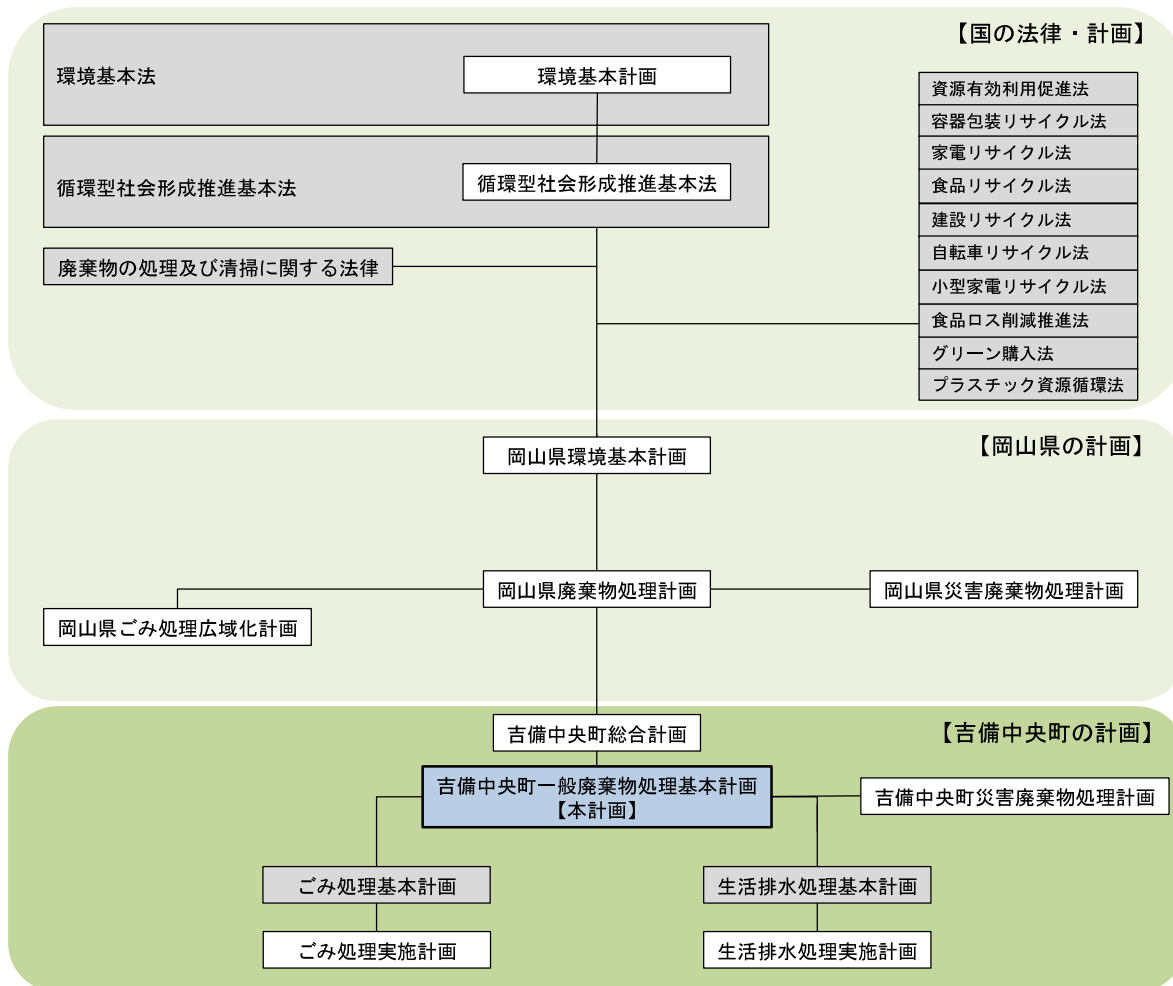


図 1-1 本計画と関連計画・法律との関係

## 3 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。



#### 4 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

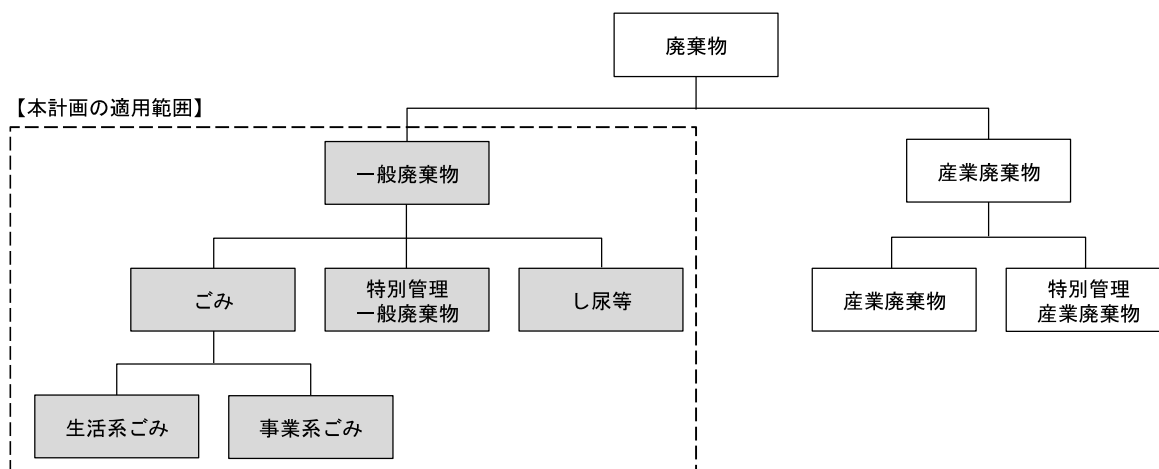


図 1-2 本計画の適用範囲

#### 5 計画目標年度

ごみ処理基本計画は一般的に、計画策定時から 10～15 年程度を目標年度とし、必要に応じて中間目標年度を設けます。

本計画においては、中間目標年度を 5 年後の令和 10 年度、目標年度を 10 年後の令和 15 年度とします。

##### 【計画目標年度】

- 中間目標年度 : 令和 10 年度 (令和 6 年度から 5 年後)
- 目標年度 : 令和 15 年度 (令和 6 年度から 10 年後)

## 第2章 地域概況

### 1 気象

本町における降水量は、図 2-1 に示すとおりであり、9 月に最も多くなっており、年平均降水量は直近 5 年間で 1,344mm であり、最も多かった平成 30 年度には 1,718mm、少なかった令和 4 年には 986mm の降水量が観測されております。

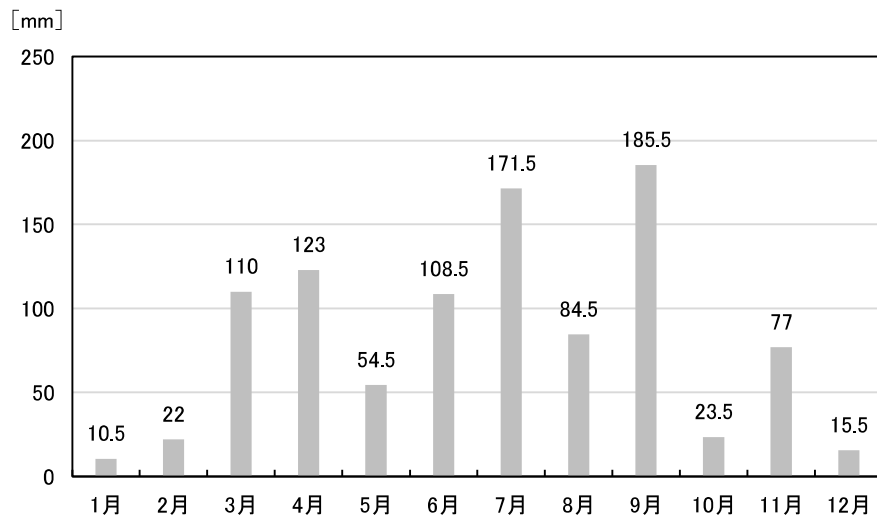


図 2-1 令和 4 年の降水量（吉備中央観測所）

出典：気象庁ホームページ（吉備中央観測所）

### 2 人口

#### 2.1 人口の推移

本町の人口の推移は、図 2-2 に示すとおりです。

令和 4 年 10 月 1 日現在の人口は 10,557 人となっており、減少傾向で推移しています。

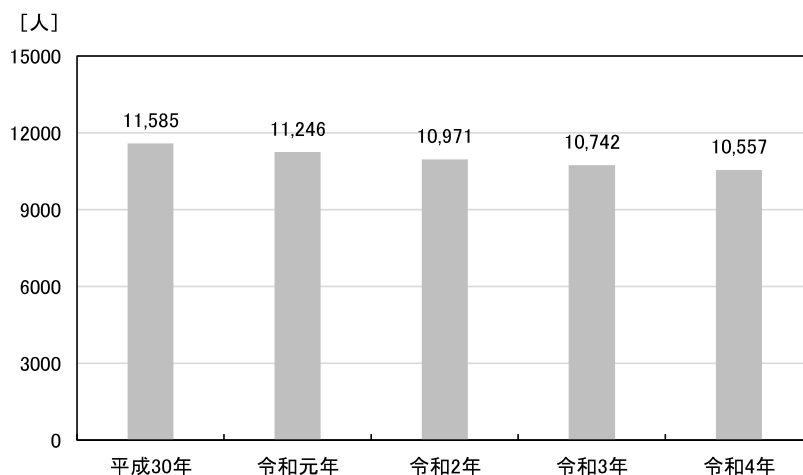


図 2-2 人口の推移（10 月 1 日現在）

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日時点）

## 2.2 年齢階層別人口

令和5年における年齢階層別人口は、図2-3に示すとおりです。

年齢階層別人口では、70～79歳の構成比が17.6%と最も高く、次いで、60～69歳の15.5%となっており、70歳以上の人口の構成比が34.2%を占めています。

また、本町には吉備高原学園高等学校があるため、15～19歳の構成比も高くなっています。

14歳以下の年少人口の構成比は8.6%、15歳～64歳までの生産年齢人口の構成比は48.9%、65歳以上の老年人口の構成比は42.5%となっており、生産年齢人口の構成比が最も高くなっています。

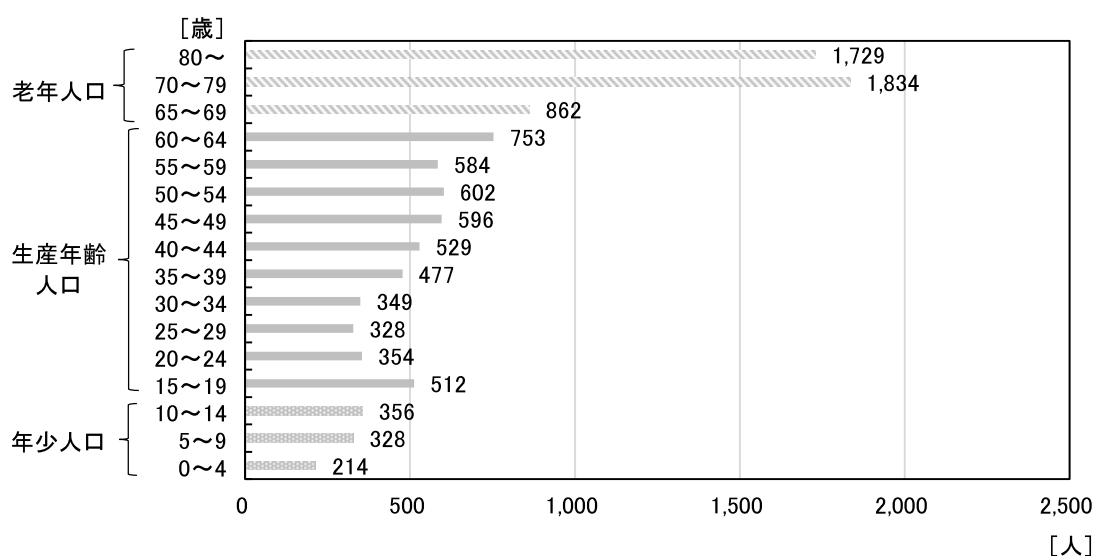


図2-3 年齢階層別人口（令和5年8月1日現在）

資料：吉備中央町資料

### 3 産業構造

#### 3.1 産業別従業者数（産業3分類）

本町の産業別就業者数は、表 2-1 に示すとおりです。

第三次産業の比率が最も高く、49.4%を占めており、次いで第二次産業が 28.4%となっています。

表 2-1 産業別就業者数

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口 [人]		14,651	14,040	13,033	11,950	10,971
就業総人口 [人]		7,490	7,083	6,085	6,188	5,563
第一次 産業	就業人口 [人]	1,994	1,916	1,402	1,476	1,078
	比率 [%]	26.6	27.1	23.0	23.9	19.4
第二次 産業	就業人口 [人]	2,340	2,057	1,638	1,706	1,582
	比率 [%]	31.2	29.0	26.9	27.6	28.4
第三次 産業	就業人口 [人]	3,156	3,080	2,980	2,978	2,749
	比率 [%]	42.1	43.5	49.0	48.1	49.4
分類 不能	就業人口 [人]	0	30	65	28	154
	比率 [%]	0	0.4	1.1	0.5	2.8

出典：国勢調査、総務省

注) 端数処理の関係上、計算値が一致しない場合があります。

### 3.2 産業別事業者数及び従業者数

本町の産業別事業者数及び従業者数は、表 2-2 に示すとおりです。

令和 3 年の産業別事業者数及び従業者数は、製造業が最も多くなっています。事業所数は 62 か所、従業者数は 1,890 人となっています。

表 2-2 産業別事業者数及び従業者数

	平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所 [か所]	事業所 [か所]	事業所 [か所]	従業者 [人]	事業所 [か所]	従業者 [人]
農林漁業	23	117	21	140	25	212
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	73	341	63	300	60	255
製造業	61	1,573	63	1,983	62	1,890
電気・ガス・熱供給・水道業	1	11	-	-	-	-
情報通信業	4	16	4	11	3	4
運輸業、郵便業	12	74	13	92	11	69
卸売業、小売業	150	600	131	503	113	453
金融業、保険業	3	24	3	21	3	22
不動産業、物品賃貸業	5	15	6	16	5	15
学術研究、専門 ・技術サービス業	10	57	10	29	4	9
宿泊業、飲食サービス業	43	267	36	223	29	120
生活関連サービス業、娯楽業	51	130	46	130	40	92
教育、学習支援業	37	443	12	184	11	232
医療、福祉	48	1,171	44	1,116	46	1,121
複合サービス事業	14	78	14	74	13	66
サービス業（他に分類されないもの）	39	107	38	93	53	162
公務（他に分類されるものを除く）	15	167	-	-	-	-
合計	589	5,191	504	4,915	478	4,722

出典：経済センサス

#### 4 土地利用

本町の土地利用の状況は、表 2-3 に示すとおりです。

令和 4 年 1 月 1 日現在においては、山林の構成比が最も高く、50.5%を占めています。宅地の構成比は、わずか 1.7%です。

表 2-3 土地利用の状況

		宅地	農 地		山林	原野	その他	計
			田	畑				
令和 4 年 1	面 積 [km <sup>2</sup> ]	4.56	23.88	8.74	135.7	6.28	89.62	268.78
月 1 日現在	構成比 [%]	1.7	8.9	3.3	50.5	2.3	33.3	100.0

出典：岡山県統計年報（令和 4 年 1 月 1 日）

## 第 3 章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の現況と課題

#### 1.1 ごみ処理の現況

##### 1.1.1 ごみ処理行政の動向

##### (1) 国の法律・計画

##### ① 環境基本計画

「環境基本計画」は、環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）第 15 条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、概ね 6 年ごとに計画の見直しが行われ、平成 30 年に第 5 次環境基本計画が閣議決定されました。

名称	第 5 次環境基本計画
策定年月	平成 30 年 4 月
内容	<p>分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、関係機関の連携の下、環境・経済・社会の統合的な向上の具体化及び、環境政策による経済社会システム・ライフスタイル・技術等のあらゆる観点からのイノベーションの創出を図ります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</li> <li>2) 国土のストックとしての価値の向上</li> <li>3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</li> <li>4) 健康で心豊かな暮らしの実現</li> <li>5) 持続可能性を支える技術の開発・普及</li> <li>6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</li> </ol>
目標値	設定なし

##### ② 廃棄物処理施設整備計画

「廃棄物処理施設整備計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 3 第 1 項に基づき、5 年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めているものであり、令和 5 年に計画期間を 2023 年度～2027 年度までの 5 年間とした新たな廃棄物処理施設整備計画が策定されました。

名称	廃棄物処理施設整備計画
策定年月	令和 5 年 6 月
内容	<p>廃棄物処理施設の効果的、効率的な施設整備・運営に向け、下記の項目に係る取組を推進。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進と資源循環の強化</li> <li>2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営</li> <li>3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進</li> <li>4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備</li> <li>5) 災害対策の強化</li> <li>6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保</li> <li>7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化</li> </ol>
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみのリサイクル率 : 20%→28%に向上</li> <li>・ 一般廃棄物最終処分場の残余年数 : 2020 年度の水準（22 年分）を維持</li> </ul>

### ③ 第4次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本計画」は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的・計画的な推進に向け策定されたものであり、概ね5年ごとに見直しが行われ、平成30年に「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

名称	第4次循環型社会形成推進基本計画
策定年月	平成30年6月
内容	<p>第4次循環型社会形成推進基本は、下記の7つの柱により構成され、柱ごとに将来像、目標指標を設定するとともに、主体別の役割を記載し、循環型社会の形成に向け、各主体が連携して施策に取り組むことを推進している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 持続可能な社会づくりとの統合的取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界の実現</li> </ul> </li> <li>2) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源循環・再生可能資源・ストック資源の活用による、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化</li> <li>・災害に強い地域におけるコンパクトで強靱なまちづくり</li> </ul> </li> <li>3) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なモノ・サービスを必要な人に必要な時に必要なだけ提供することによるライフサイクル全体での徹底的な資源循環</li> </ul> </li> <li>4) 適正処理の更なる推進と環境再生 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正処理システム・体制・技術が適正に整備された社会の実現</li> </ul> </li> <li>5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体・地域ブロック・全国のレベルで重層的に平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適切かつ迅速に処理できる社会</li> </ul> </li> <li>6) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</li> </ul> </li> <li>7) 循環分野における基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成により、多様な主体が高い意識をもって行動する社会</li> </ul> </li> </ol>
目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人1日当たりのごみ排出量 : 2025年度に約850g/人/日</li> <li>・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 : 2025年度に約440g/人/日</li> </ul>



#### ④ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」は、プラスチックごみ問題、気候変動問題等により国内でのプラスチック資源の循環促進に対する重要性が高まったことを受け、プラスチック使用製品の設計から処理までの各主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するために策定されました。

名称	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
策定年月	令和3年6月
内容	<p>プラスチック資源の循環促進等の総合的・計画的な推進に向け、下記の3つの項目に関する基本方針を策定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) プラスチック廃棄物の排出抑制・再資源化に資する環境配慮設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製品の製造に当たり、事業者が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定するとともに、指針に適合した製品の認定制度を設ける。</li> </ul> </li> <li>2) ワンウェイプラスチックの使用の合理化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売り・サービス事業者等のワンウェイプラスチック提供事業者が取り組むべき判断基準を策定。</li> </ul> </li> <li>3) プラスチック廃棄物の分別収集・自主回収、再資源化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック資源の分別収集に向け容リ法ルートを活用した再商品化を可能にするとともに、排出事業者がプラスチックの排出抑制や再資源化に向け取り組むべき判断基準を策定。</li> </ul> </li> </ol>
目標値	設定なし

## (2) 岡山県の計画

### ① 岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）

「岡山県環境基本計画」は、「岡山県環境基本条例」の理念に基づき環境の保全に関する施策を推進するために策定されました。

名称	岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）
策定年月	令和 3 年 2 月
内容	より良い環境に恵まれた持続可能な社会に向け、下記の項目に係る取り組みを推進。 1) 基本目標 ・ 気候変動対策（緩和・適応）の推進 ・ 循環型社会の形成 ・ 安全・安心な生活環境の保全と創出 ・ 自然と共生した社会の形成 2) 横断的な視点 ・ 環境の未来を支える担い手づくり ・ 環境の未来を創る経済振興
目標値	・ 一般廃棄物の排出抑制・資源化率 : 2024 年度に 97% ・ 産業廃棄物の排出抑制・資源化率 : 2024 年度に 96%

### ② 第 5 次岡山県廃棄物処理計画

「第 5 次岡山県廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき策定されたものであり、令和 4 年 3 月に、前計画策定から 5 年の期間を経て改定されました。

名称	第 5 次岡山県廃棄物処理計画
策定年月	令和 4 年 3 月
内容	循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築及び廃棄物の削減による環境への負荷の低減に向け、下記の項目に係る取組を推進。 1) 排出者の責務の徹底・強化 2) 排出抑制と循環的利用の推進 3) 適正処理の推進 4) 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 5) 廃棄物情報の共有化と相互理解 6) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え
目標値	・ 1 人 1 日あたりのごみ排出量 : 2025 年度に約 935g/人/日 ・ リサイクル率 : 2025 年度に約 23.1%

### ③ 岡山県災害廃棄物処理計画

「岡山県災害廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき策定されたものであり、岡山県で災害により生じる廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速な処理を確保するとともに、分別、再生利用等によりその減量を図ることを目的として策定されました。

名称	岡山県災害廃棄物処理計画
策定年月	令和2年3月
内容	災害により生ずる災害廃棄物を、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正かつ円滑・迅速に処理するために計画を策定。岡山県が行う主な災害廃棄物対策は下記の項目となります。 1) 災害予防 2) プレ初動対応 3) 初動対応 4) 応急対応 5) 復旧・復興
目標値	設定なし

### 1.1.2 ごみ処理行政の沿革

御津・加茂川環境施設組合の設立許可を得た昭和 47 年以降の本町におけるごみ処理行政の沿革は、表 3-1 に示すとおりです。

旧賀陽町（以下、合併後は「賀陽地区」という。）のごみは、現在の高梁地域事務組合の処理施設で処理を行っていました。また、旧加茂川町（以下、合併後は「加茂川地区」という。）のごみは、御津・加茂川環境施設組合や岡山市への委託により処理を行っていましたが、平成 24 年 4 月からは高梁地域事務組合での処理に移行しました。すなわち、平成 24 年 4 月 1 日から、本町の全地区のごみを高梁地域事務組合で処理しています。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

	記 事
昭和 47 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>御津・加茂川環境施設組合の設立許可を得る。</li> <li>以降、旧加茂川町のごみは御津・加茂川環境施設組合の処理施設で処理を行う。</li> </ul>
昭和 48 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧加茂川町で有料紙袋及びごみ札を利用したごみ収集が始まる。</li> </ul>
昭和 55 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高梁広域事務組合が、高梁市の施設を譲り受けて、燃えるごみとし尿の処理を始める。</li> </ul>
昭和 57 年 平成 11 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗大ごみ処理施設（高梁広域事務組合）が完成する。</li> <li>一般廃棄物最終処分場（高梁広域事務組合）が完成する。</li> <li>ごみ焼却処理施設（高梁広域事務組合）の改修工事が完了する。</li> </ul>
平成 12 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなごみ焼却処理施設（高梁広域事務組合）が完成する。</li> <li>県下を 6 ブロックに分けた岡山県ごみ処理広域化計画に基づき、旧賀陽町は高梁ブロックで、旧加茂川町は岡山ブロックで、それぞれ広域化に向けた検討を開始する。</li> <li>資源ごみの処理をするリサイクルプラザ（高梁広域事務組合）が完成する。</li> <li>旧賀陽町でごみの 7 品目分別収集が始まる。 （「①燃えるごみ、②燃えないごみ、③粗大ごみ」に「④カン類、⑤ビン類、⑥ペットボトル、⑦紙類」が追加される）</li> </ul>
平成 13 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧加茂川町で 12 品目分別収集となる。 （①燃えるごみ、②スチール缶、③アルミ缶、④無色のびん、⑤茶色のびん、⑥その他のびん、⑦ペットボトル、⑧白色トレイ、⑨混合ごみ、⑩蛍光灯類、⑪業者回収資源（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、⑫粗大ごみ）</li> <li>旧加茂川町で指定袋制（粗大ごみを除く）が導入される（粗大ごみのみ札を利用した収集を継続）。</li> </ul>
平成 15 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他プラスチック」の処理をするためのリサイクルプラザ（高梁広域事務組合）の増設工事が完了する。</li> <li>旧賀陽町でごみの 8 品目分別収集が始まる。 （「①燃えるごみ、②燃えないごみ、③粗大ごみ、④カン類、⑤ビン類、⑥ペットボトル、⑦紙類」に「⑧その他プラスチック」が追加される）</li> </ul>
平成 15 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧加茂川町の燃えるごみの岡山市への処理委託が始まる（岡山市東部クリーンセンターへ搬入）。</li> <li>岡山市への委託に伴い、旧加茂川町のビニール・プラスチックが燃えるごみに変更される。</li> </ul>
平成 16 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧賀陽町と旧加茂川町が合併し、吉備中央町が発足する。これに伴い、県の広域化計画では、岡山ブロックの正会員、高梁ブロックの賛助会員となる。</li> <li>旧加茂川町の粗大ごみのみが無料収集となる（札を活用した収集を廃止）。</li> </ul>
平成 24 年 3 月 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>御津・加茂川環境施設組合が解散する。</li> <li>加茂川地区のごみ処理が高梁地域事務組合で開始される。これにより、本町の全地区のごみが高梁地域事務組合で処理されることとなる。</li> <li>加茂川地区でその他プラスチックの分別収集が始まる。これにより、本町の全地区で分別区分が統一され、8 品目分別収集となる。 （①燃えるごみ、②燃えないごみ、③粗大ごみ、④カン類、⑤ビン類、⑥ペットボトル、⑦紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、⑧その他プラスチック）</li> </ul>
10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ分別ガイドブックを作成する。</li> <li>賀陽地区で燃えるごみと燃えないごみの有料化（指定袋制の導入）が始まる。これにより、本町の全地区で燃えるごみと燃えないごみの指定袋制（450袋）が導入されることとなる。</li> </ul>
平成 25 年 4 月 7 月 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>200の指定袋を追加する。</li> <li>ごみ処理広域化対策岡山ブロック協議会を脱会する。</li> <li>高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会の賛助会員から正会員になる。</li> </ul>
平成 30 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>西日本豪雨災害により、クリーンセンター（高梁地域事務組合）が被災する。</li> </ul>
平成 31 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災したクリーンセンター（高梁地域事務組合）ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の機器を更新する。</li> </ul>
令和 5 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域外からのごみの搬入防止を目的とし、個人によるごみの持ち込みに際しては、本人確認のためマイナンバーカードまたは運転免許証等により住所確認が実施されることとなる。</li> </ul>

### 1.1.3 ごみ処理の流れ

ごみ処理の流れ（令和 5 年度現在）は図 3-1、ごみ処理施設の位置は図 3-2 に示すとおりです。

本町では、高梁地域事務組合のクリーンセンターにおいて、ごみの処理を行っています。

燃えるごみは、ごみ焼却処理施設で焼却処理し、焼却後に発生する焼却残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

燃えないごみ及び粗大ごみは、手選別を行った後、粗大ごみ処理施設で破碎・選別し、粗大可燃物はごみ焼却処理施設で焼却処理しています。また、磁選物（鉄くず）は資源化、破碎不燃物は一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

資源ごみは、リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等を行い、ストックヤードに保管後、引取業者や指定法人に引き渡しています。また、蛍光管類は、手選別を行った後、有価物は引取業者に引き渡しています。

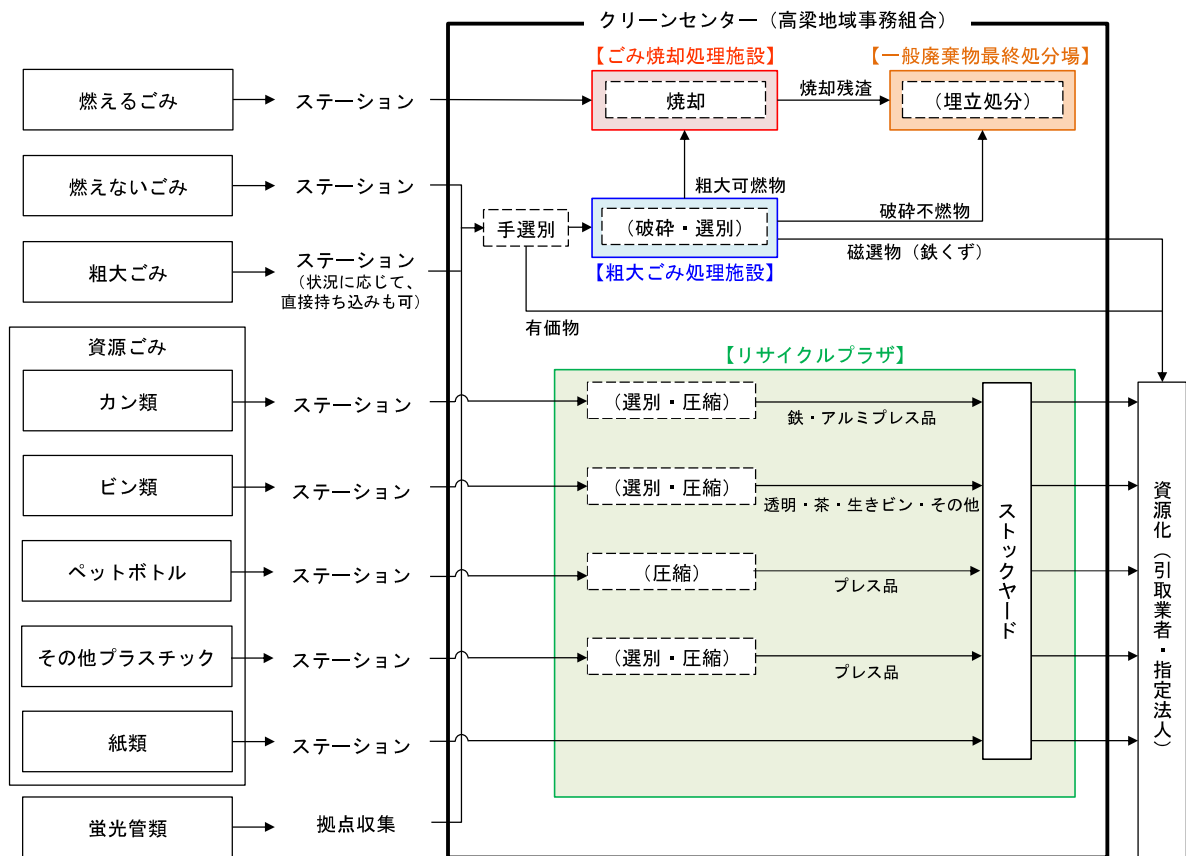


図 3-1 ごみ処理の流れ（令和 5 年度現在）



図 3-2 ごみ処理施設の位置

資料：おかやま全県統合型 GIS

### 1.1.4 ごみ排出量及び排出原単位

#### (1) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図 3-3 及び表 3-2 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じ、令和 4 年度は 3,081t/年となっています。

なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ総排出量が数値上少なくなっています。

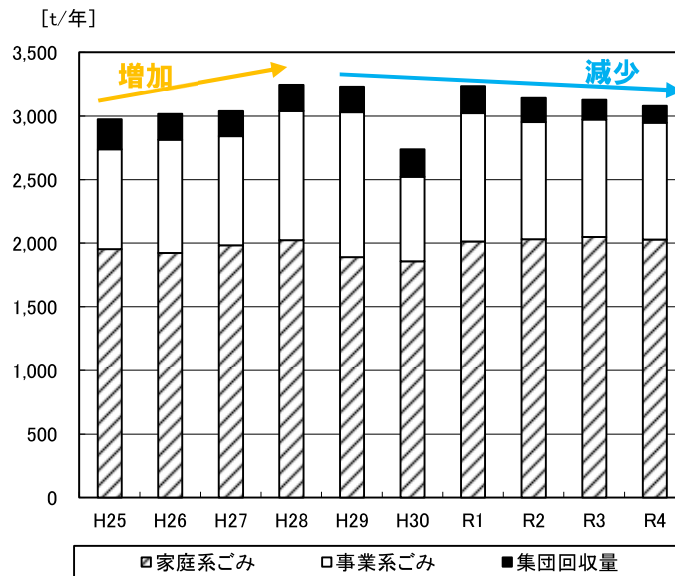


図 3-3 (1) ごみ総排出量の推移 (排出形態別)

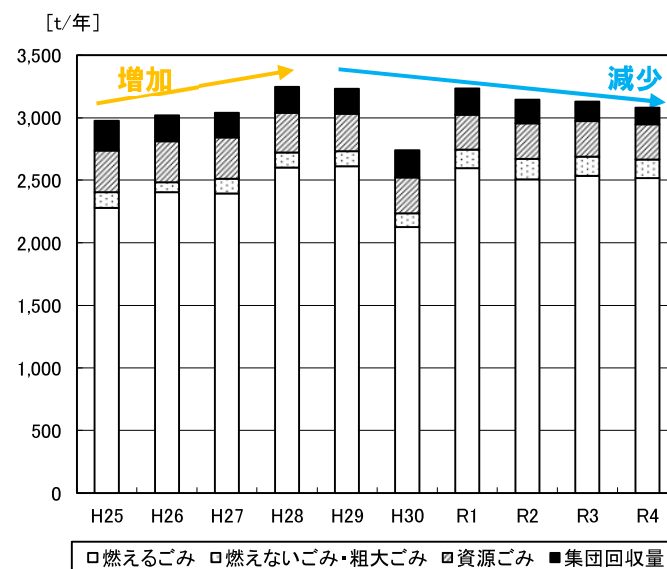


図 3-3 (2) ごみ総排出量の推移 (ごみ種別)



表 3-2 (1) ごみ総排出量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行政区域内人口 [人]	12,681	12,511	12,303	12,188	11,908
計画収集人口	12,681	12,511	12,303	12,188	11,908
自家処理人口	0	0	0	0	0
家庭系「t/年」					
燃えるごみ	1,499	1,522	1,541	1,589	1,476
燃えないごみ・粗大ごみ	121	74	114	117	118
資源ごみ	333	328	329	317	296
家庭系ごみ計	1,953	1,924	1,984	2,023	1,890
事業系「t/年」					
燃えるごみ	779	883	854	1,012	1,135
燃えないごみ・粗大ごみ	5	5	2	3	3
資源ごみ	0	0	2	2	2
事業系ごみ計	784	888	858	1,017	1,140
家庭系+事業系「t/年」					
燃えるごみ	2,278	2,405	2,395	2,601	2,611
燃えないごみ・粗大ごみ	126	79	116	120	121
資源ごみ	333	328	331	319	298
ごみ排出量	2,737	2,812	2,842	3,040	3,030
集団回収量 [t/年]	237	206	197	205	200
自家処理量 [t/年]	0	0	0	0	0
ごみ総排出量 [t/年]	2,974	3,018	3,039	3,245	3,230

表 3-2 (2) ごみ総排出量の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
行政区域内人口 [人]	11, 585	11, 246	10, 971	10, 742	10, 557
計画収集人口	11, 585	11, 246	10, 971	10, 742	10, 557
自家処理人口	0	0	0	0	0
家庭系「t/年」					
燃えるごみ	1, 465	1, 602	1, 602	1, 629	1, 618
燃えないごみ・粗大ごみ	105	136	149	142	140
資源ごみ	287	276	282	279	271
家庭系ごみ計	1, 857	2, 014	2, 033	2, 050	2, 029
事業系「t/年」					
燃えるごみ	662	995	906	907	901
燃えないごみ・粗大ごみ	2	11	13	10	8
資源ごみ	0	4	1	5	8
事業系ごみ計	664	1, 010	920	922	917
家庭系+事業系「t/年」					
燃えるごみ	2, 127	2, 597	2, 508	2, 536	2, 519
燃えないごみ・粗大ごみ	107	147	162	152	148
資源ごみ	287	280	283	284	279
ごみ排出量	2, 521	3, 024	2, 953	2, 972	2, 946
集団回収量 [t/年]	218	209	191	157	135
自家処理量 [t/年]	0	0	0	0	0
ごみ総排出量 [t/年]	2, 739	3, 233	3, 144	3, 129	3, 081

## (2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-4 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出量は、緩やかに増加傾向にあります。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ数値上少なくなっています。

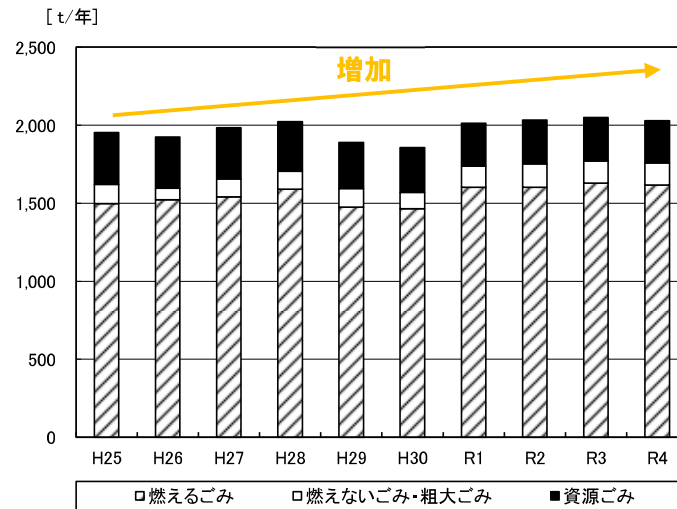


図 3-4 家庭系ごみ排出量の推移

## (3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-5 に示すとおりです。

事業系ごみの排出量は、平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じ、令和 4 年度は 917t/年となっています。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ数値上少なくなっています。

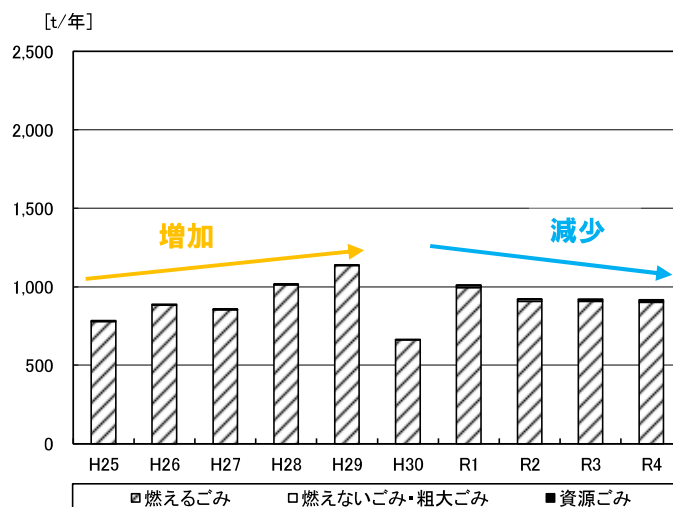


図 3-5 事業系ごみ排出量の推移

#### (4) 家庭系ごみの排出原単位

家庭系ごみの排出原単位の推移は、図 3-6～図 3-7 及び表 3-3 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出原単位は、増加傾向にあります。また、ごみ種ごとの排出原単位は図 3-7 に示すとおりで、燃えるごみ及び燃えないごみ・粗大ごみの排出原単位が増加傾向にあります。

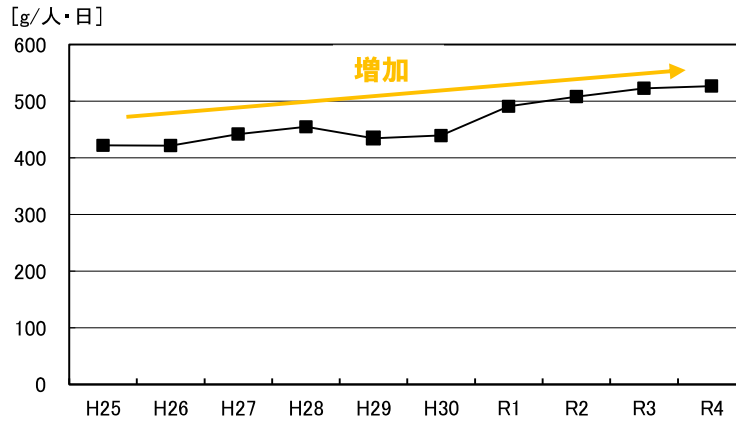


図 3-6 家庭系ごみの排出原単位の推移

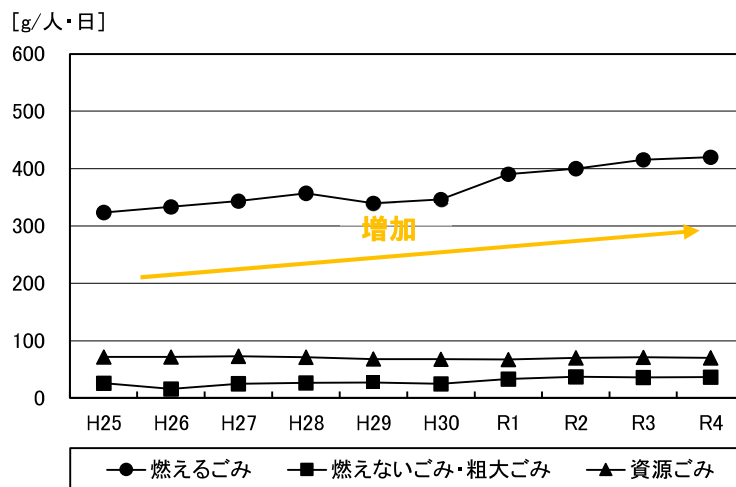


図 3-7 家庭系ごみの排出原単位の推移（ごみ種別）

#### 【排出原単位とは?】

家庭系ごみの排出原単位とは 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの排出量、次々ページの事業系ごみの排出原単位とは 1 日あたりの事業系ごみの排出量を意味します。

表 3-3 家庭系ごみの排出原単位の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
燃えるごみ [g/人・日]	323.9	333.3	343.2	357.2	339.6
燃えないごみ・粗大ごみ [g/人・日]	26.1	16.2	25.4	26.3	27.1
資源ごみ [g/人・日]	71.9	71.8	73.3	71.3	68.1
合 計 [g/人・日]	421.9	421.3	441.9	454.8	434.8
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
燃えるごみ [g/人・日]	346.5	390.3	400.1	415.5	419.9
燃えないごみ・粗大ごみ [g/人・日]	24.8	33.1	37.2	36.2	36.3
資源ごみ [g/人・日]	67.9	67.2	70.4	71.2	70.3
合 計 [g/人・日]	439.2	490.6	507.7	522.9	526.5

(5) 事業系ごみの排出原単位

事業系ごみの排出原単位の推移は、図 3-8～図 3-9 及び表 3-4 に示すとおりです。事業系ごみの排出原単位は、平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、その後、令和元年度以降は、減少傾向に転じています。これは、全国平均及び岡山県平均の排出原単位も同様な傾向であり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等の影響がひとつの要因として考えられます。

なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ数値上少なくなっています。

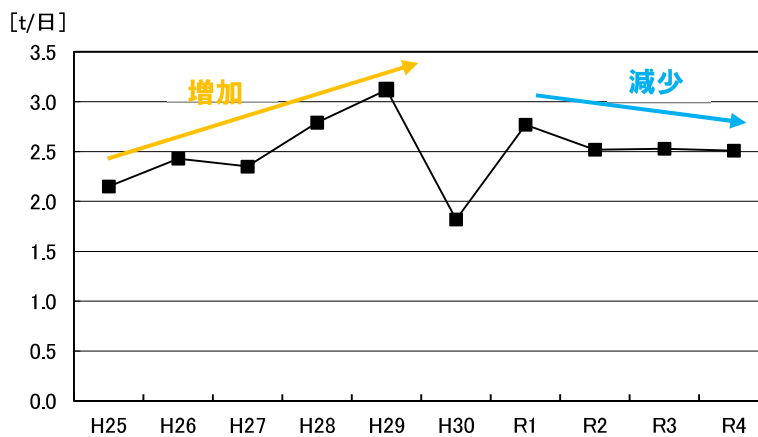


図 3-8 事業系ごみの排出原単位の推移

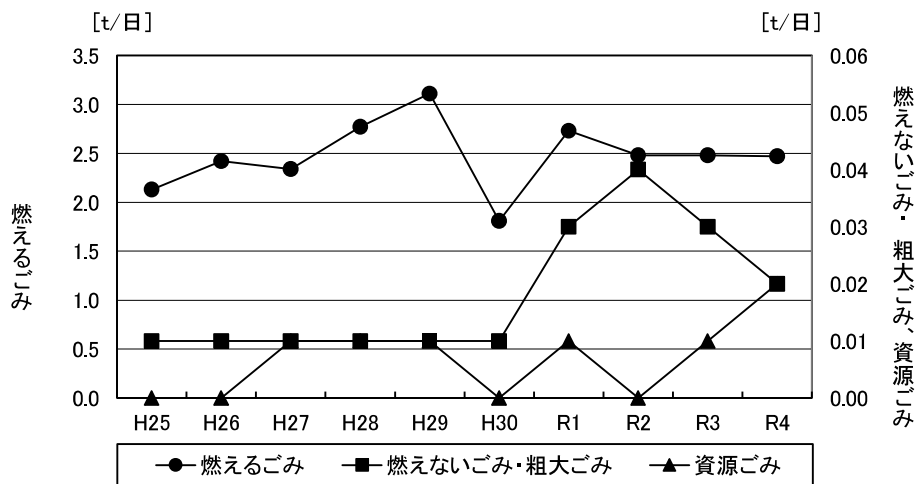


図 3-9 事業系ごみの排出原単位の推移 (ごみ種別)

表 3-4 事業系ごみの排出原単位の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
燃えるごみ [t/日]	2.13	2.42	2.34	2.77	3.11
燃えないごみ・粗大ごみ [t/日]	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
資源ごみ [t/日]	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01
合 計 [t/日]	2.14	2.43	2.36	2.79	3.13
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
燃えるごみ [t/日]	1.81	2.73	2.48	2.48	2.47
燃えないごみ・粗大ごみ [t/日]	0.01	0.03	0.04	0.03	0.02
資源ごみ [t/日]	0.00	0.01	0.00	0.01	0.02
合 計 [t/日]	1.82	2.77	2.52	2.52	2.51

(6) ごみ排出原単位の県内自治体との比較

県内自治体のごみ排出原単位は図 3-10 及び表 3-5 に示すとおりです。

本町の 1 人 1 日あたりのごみ排出原単位は合計で 757g/人・日となっており、岡山県内の 27 市町村の中で 8 番目に少なくなっています。また、家庭系のごみ排出原単位は 523g/人・日となっており、岡山県内の 27 市町村の中で 4 番目に少なくなっています。

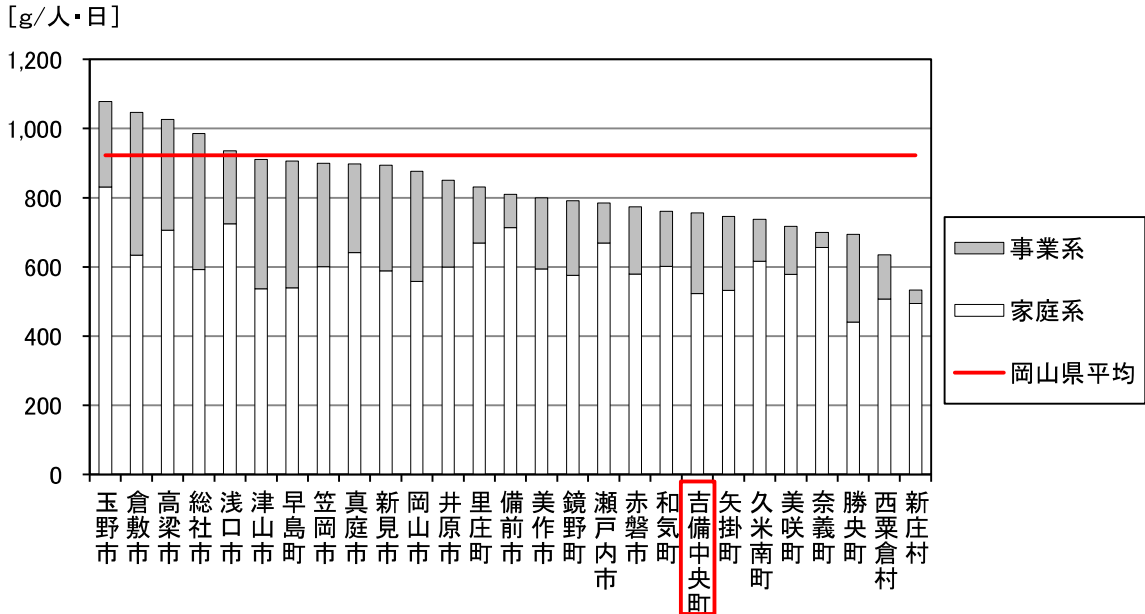


図 3-10 岡山県内各自治体のごみ排出原単位 (令和 3 年度)

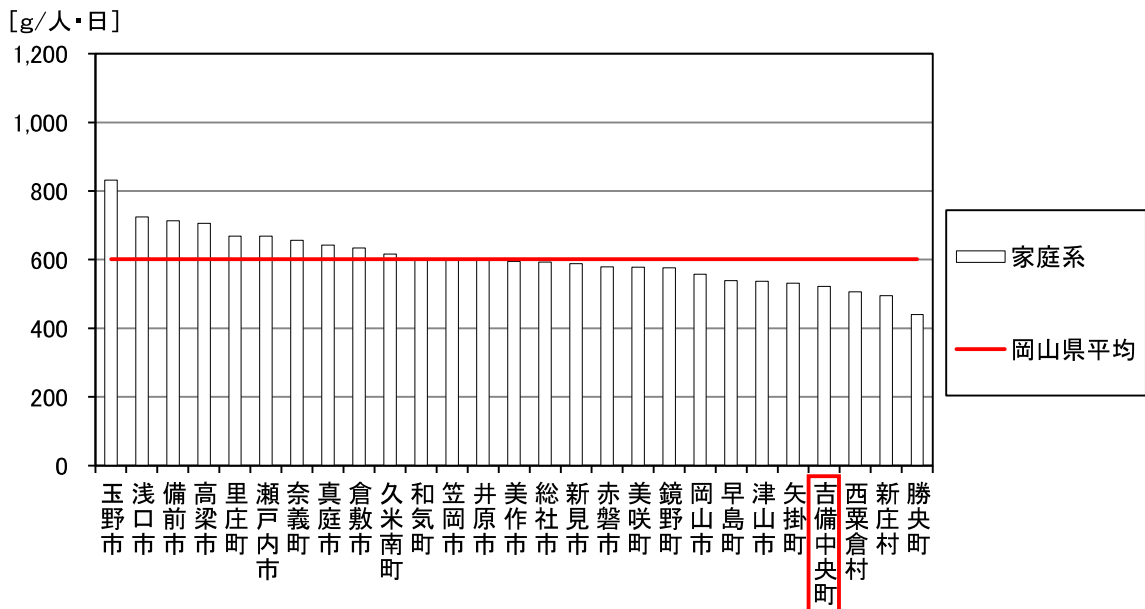


図 3-11 岡山県内各自治体の家庭ごみ排出原単位 (令和 3 年度)



表 3-5 岡山県内各自治体のごみ排出原単位（令和 3 年度）

各自治体	総人口 [人]	合計 <sup>注1)</sup> [g/人・日]	家庭系 <sup>注2)</sup> [g/人・日]	事業系 <sup>注3)</sup> [g/人・日]
岡山県	1,880,411	923	602	321
岡山市	705,241	877	558	318
倉敷市	480,236	1,046	634	412
津山市	99,058	911	537	375
玉野市	57,108	1,078	832	247
笠岡市	46,484	899	601	298
井原市	37,942	850	600	250
総社市	69,835	985	593	392
高梁市	28,683	1,026	706	321
新見市	27,968	894	588	306
備前市	32,853	809	714	95
瀬戸内市	36,772	785	668	117
赤磐市	42,383	774	579	195
真庭市	43,598	898	642	257
美作市	26,635	799	595	205
浅口市	33,673	936	724	212
和気町	13,717	761	601	160
早島町	12,730	906	539	367
里庄町	11,086	830	669	162
矢掛町	13,796	746	531	214
新庄村	880	532	495	37
鏡野町	12,617	791	576	215
勝央町	11,001	695	440	255
奈義町	5,749	700	656	43
西栗倉村	1,411	635	507	128
久米南町	4,621	738	617	121
美咲町	13,592	717	578	139
吉備中央町	10,742	757	523	234

資料：「令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査、環境省」

注1) ごみ総排出量×10<sup>6</sup>/総人口/365注2) (家庭系ごみ収集量+集団回収量) ×10<sup>6</sup>/総人口/365

注3) 事業系ごみ収集量×106/総人口/365

(7) ごみ排出原単位の岡山県平均及び全国平均との比較

本町のごみ排出原単位と全国平均等との比較は、図 3-12 及び表 3-6 に示すとおりです。

本町のごみ排出原単位は約 643～800g/人・日であり、全国平均や岡山県平均と比較すると少ない状況です。しかし、全国平均や岡山県平均は減少傾向にあるものの、本町のごみ排出原単位は増加傾向にあります。

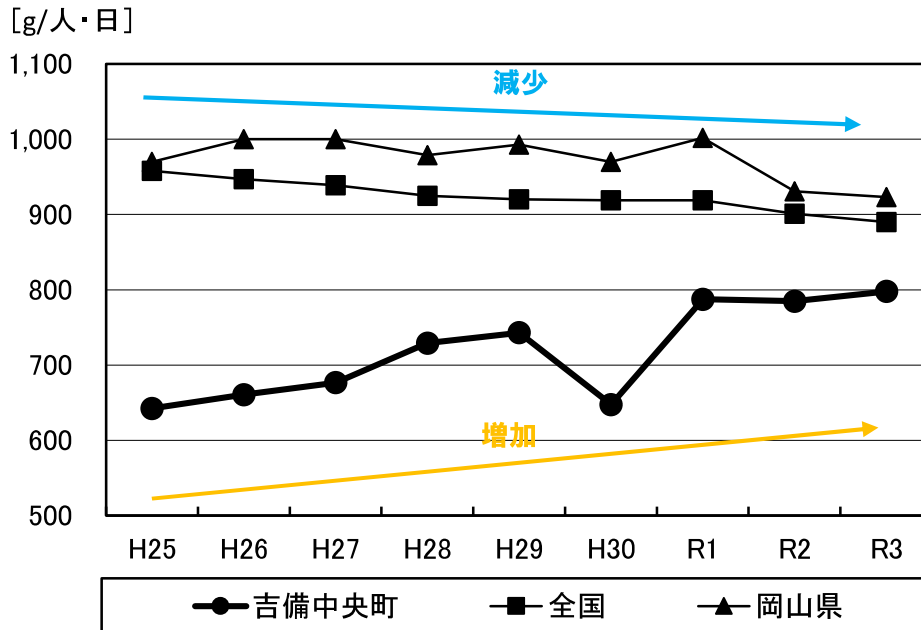


図 3-12 本町のごみ排出原単位の全国平均等との比較

表 3-6 本町のごみ排出原単位の全国平均等との比較

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
本町 [g/人・日]	643	661	677	730	743
全国平均 [g/人・日]	958	947	939	925	920
岡山県平均 [g/人・日]	970	1,000	1,000	979	993
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
本町 [g/人・日]	648	788	785	798	800
全国平均 [g/人・日]	919	919	901	890	未発表
岡山県平均 [g/人・日]	970	1,002	931	923	未発表

注) ごみ排出原単位=ごみ総排出量÷人口÷365

### 1.1.5 燃えるごみの性状

ごみ焼却処理施設（高梁地域事務組合）における平成25年度～令和4年度のごみ質分析結果（各年度平均値）は、図3-13及び表3-7に示すとおりです。

組成については、紙・布類が最も多く、約30%～50%を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂が約10～30%と多く、この2品目で約50～70%を占めています。三成分については、可燃分が最も多く、約50%を占めています。次いで、水分が約40%を占めています。水分は減少傾向にあります。低位発熱量は9,100～11,100kJ/kg程度であり、水分の減少に伴い増加傾向にあります。

なお、本数値は、高梁市のごみも含んだものであることに留意が必要です。

表3-7 ごみ質分析結果（各年度平均値）

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
組成 [%] (乾重量 ベース)	紙・布類	39.9	39.1	33.0	43.3	28.5
	ビニール・合成樹脂類	13.2	14.4	25.4	24.2	27.0
	ゴム・皮革類	7.0	6.9	8.7	11.9	10.2
	木・竹・藁	13.7	13.1	15.2	7.8	16.2
	厨芥類	20.8	16.9	9.2	6.0	10.9
	不燃物類	0.4	0.5	0.3	0.1	1.3
	その他	5.1	9.2	8.1	6.8	6.1
三成分 [%]	水分	43.9	41.6	40.4	38.1	37.9
	灰分	5.1	6.3	7.0	6.1	7.1
	可燃分	51.1	52.2	52.7	55.8	55.0
低位発熱量 [kJ/kg]		9,335	9,225	9,433	10,018	9,883
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
組成 [%] (乾重量 ベース)	紙・布類	28.6	33.9	37.7	41.2	53.7
	ビニール・合成樹脂類	34.0	32.0	27.1	27.1	20.1
	ゴム・皮革類	7.1	5.5	4.3	4.1	7.4
	木・竹・藁	11.1	9.3	14.5	16.6	8.1
	厨芥類	11.2	10.0	10.4	8.3	4.7
	不燃物類	1.2	5.7	1.6	0.7	1.4
	その他	6.8	3.7	4.1	2.1	5.1
三成分 [%]	水分	42.5	43.8	43.8	44.4	40.9
	灰分	5.8	5.4	4.3	3.7	5.7
	可燃分	51.7	50.8	51.9	52.0	53.4
低位発熱量 [kJ/kg]		9,110	9,853	9,495	9,863	11,080

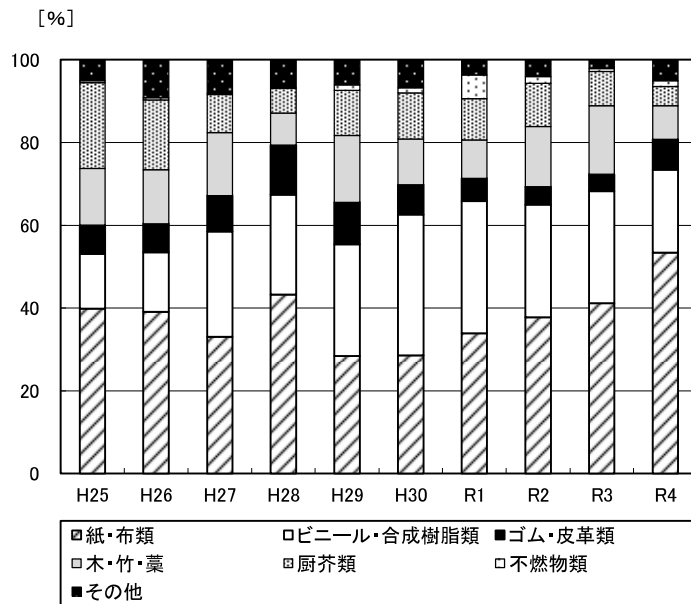


図 3-13 (1) ごみ質分析結果 (ごみ組成 (乾重量ベース))

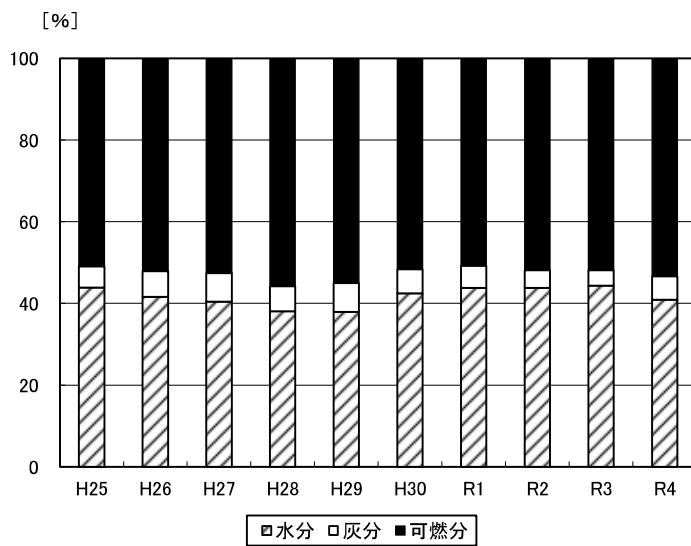


図 3-13 (2) ごみ質分析結果 (三成分)

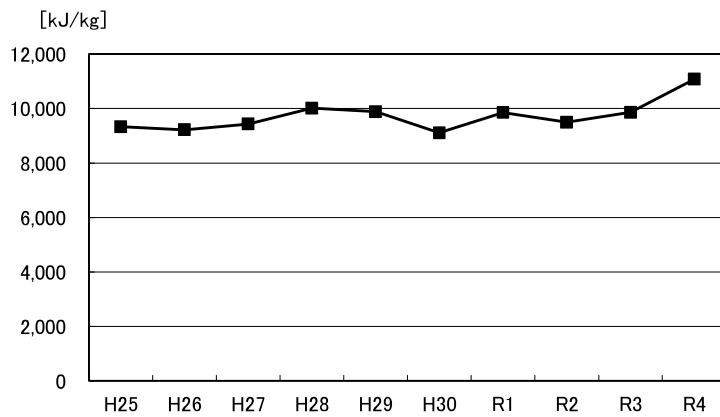


図 3-13 (3) ごみ質分析結果 (低位発熱量)

### 1.1.6 排出抑制・資源化の現状

#### (1) 排出抑制・資源化に係る取組状況

##### ① クリーンセンター見学等

クリーンセンター（高梁地域事務組合）の施設見学者数及び紙すき等体験者数の推移は、図 3-14、図 3-15 及び表 3-8 に示すとおりです。

施設見学者数は減少傾向にあり、特に令和 2 年度及び令和 3 年度に新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、令和 4 年度には令和元年度とほぼ同程度まで回復しています。また、紙すき等体験者数は令和 2 年度に大きく減少し、令和 4 年度も依然として低い水準です。

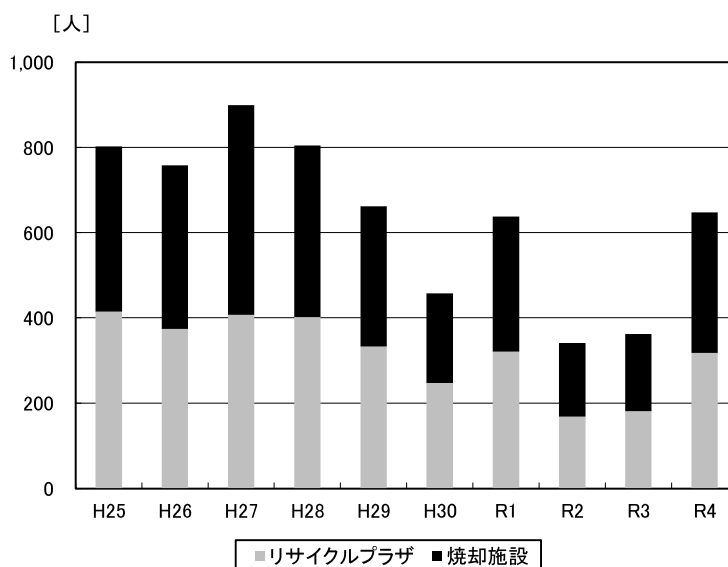


図 3-14 施設見学者数の推移

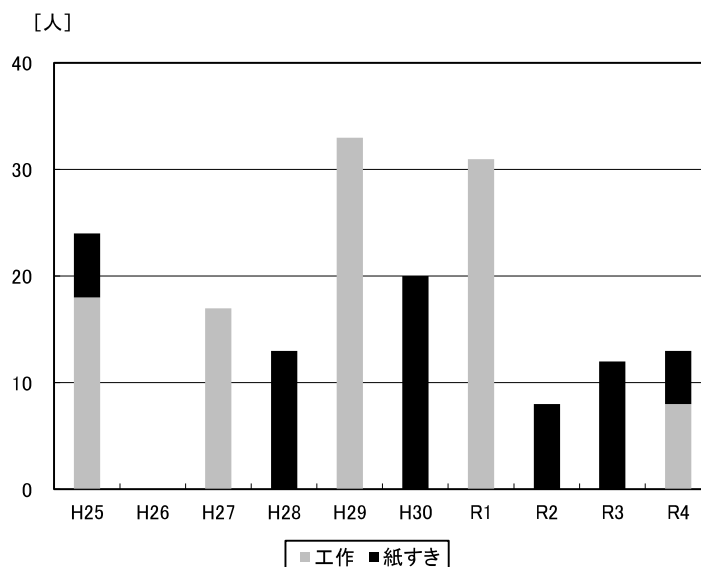


図 3-15 紙すき等体験者数の推移

表 3-8 施設見学者数及び紙すき等体験者数の推移（高梁地域事務組合全体）

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
見 学	ごみ焼却処理施設 [人]	387	384	492	402	329
	リサイクルプラザ [人]	415	374	407	402	333
	合計 [人]	802	758	899	804	662
体 験	紙すき [人]	6	0	0	13	0
	工作 [人]	18	0	17	0	33
	合計 [人]	24	0	17	13	33
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
見 学	ごみ焼却処理施設 [人]	211	317	173	181	330
	リサイクルプラザ [人]	247	321	168	181	318
	合計 [人]	458	638	341	362	648
体 験	紙すき [人]	20	0	8	12	5
	工作 [人]	0	31	0	0	8
	合計 [人]	20	31	8	12	13

## ② ごみ減量化協力団体報奨金

ごみ減量化協力団体報奨金等の推移は、図 3-16 及び表 3-9 に示すとおりです。

件数は平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じています。

同様に、報奨金額も平成 30 年度まで増加傾向にありましたが、その後、減少傾向に転じています。

なお、報奨金の額は、平成 26 年度までは対象品目 1kg について 3 円、平成 27 年度以降は対象品目 1kg について 5 円となっています。

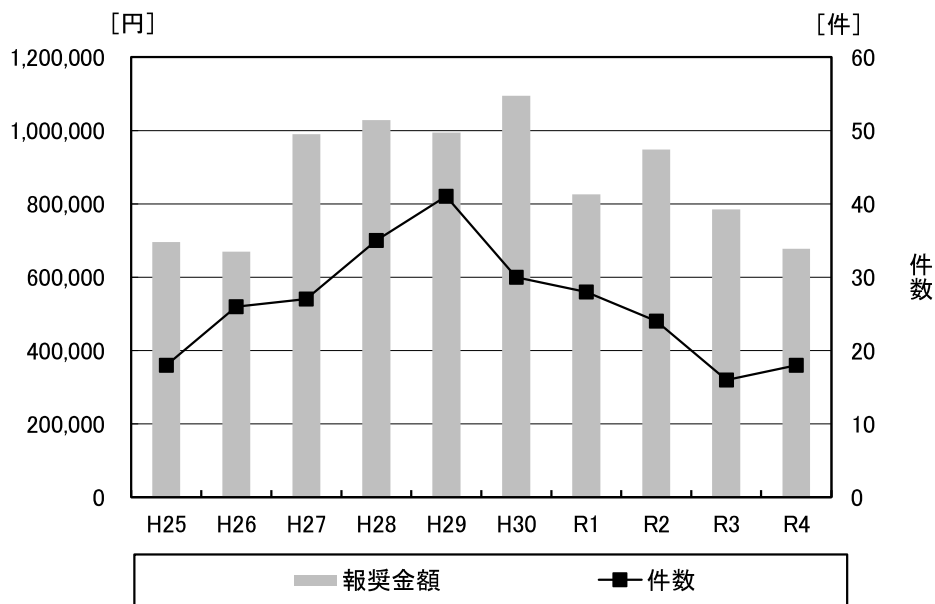


図 3-16 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

表 3-9 ごみ減量化協力団体報奨金等の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数[件]	18	26	27	35	41
報奨金額 [円]	695,617	669,716	989,763	1,027,855	994,855
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件数[件]	30	27	24	16	18
報奨金額 [円]	1,094,575	826,365	948,125	784,915	677,365

### ③ 生ごみ処理容器購入費補助

生ごみ処理容器購入費補助の実績は、図 3-17 及び表 3-10 に示すとおりです。

補助基数及び補助金額合計は、平成 27 年度以降、おおよそ横ばいで推移していますが、生ごみ処理容器数は、令和元年度以降、増加傾向にあります。

なお、補助金額の上限は、電気式生ごみ処理機は購入費（税込）の半額で上限 1 容器 3 万円、コンポスト容器は購入費（税込）の半額で上限 2 容器 1 万円となっています。

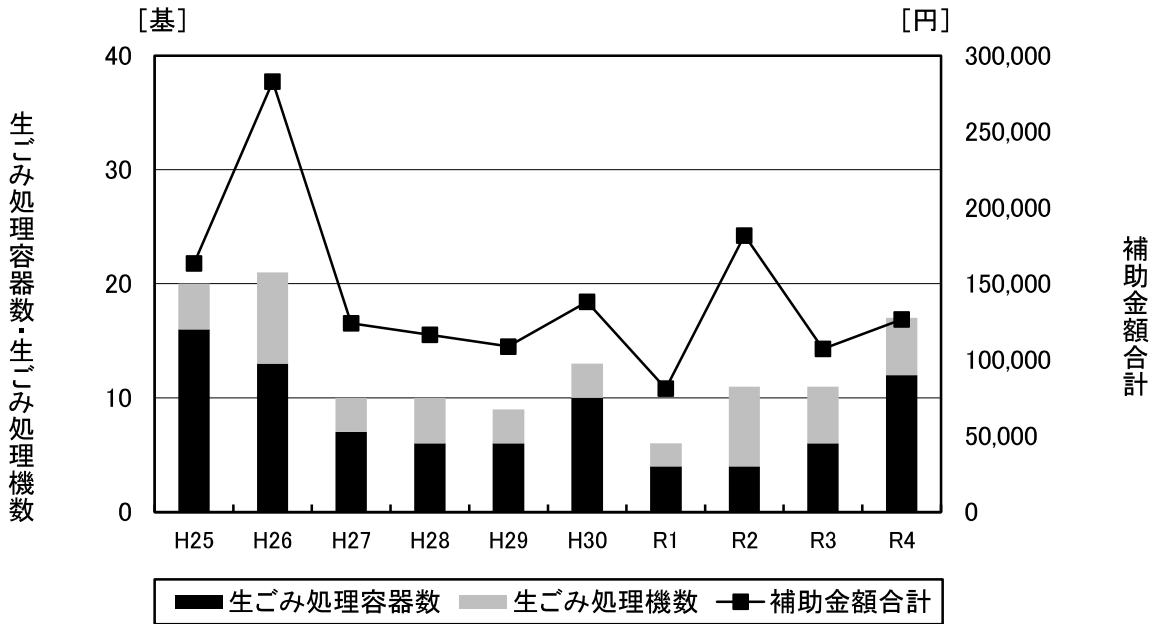


図 3-17 生ごみ処理容器購入費補助の実績

表 3-10 生ごみ処理容器購入費補助の実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生ごみ処理容器数 [基]	16	13	7	6	6
生ごみ処理機数 [基]	4	8	3	4	3
補助金額合計 [円]	163,400	283,000	124,100	116,600	108,800
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生ごみ処理容器数 [基]	10	4	4	6	12
生ごみ処理機数 [基]	3	2	7	5	5
補助金額合計 [円]	138,200	81,100	181,800	107,300	126,600



## (2) 資源化の実績

### ① 資源ごみ収集量

資源ごみ収集量の推移は、図 3-18 及び表 3-11 に示すとおりです。

資源ごみの収集量は、平成 30 年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度以降はおおよそ横ばいに推移しています。

また、内訳は紙類（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）が最も多く、次いでビン類が多くなっています。また、ビン類の収集量は減少傾向にあります。

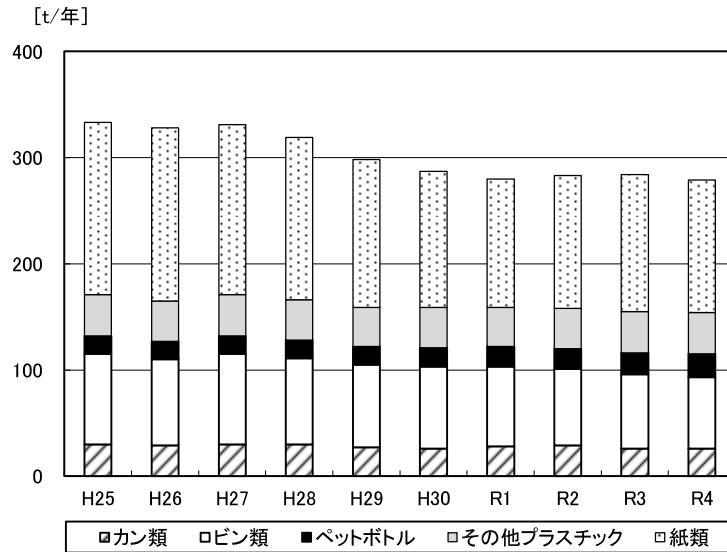


図 3-18 資源ごみ収集量の推移

表 3-11 資源ごみ収集量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
カン類 [t/年]	30	29	30	30	27
ビン類 [t/年]	85	81	85	81	78
ペットボトル [t/年]	17	17	17	17	17
その他プラスチック [t/年]	39	38	39	38	37
紙類 [t/年]	162	163	160	153	139
合計 [t/年]	333	328	331	319	298
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
カン類 [t/年]	26	28	29	26	26
ビン類 [t/年]	77	75	72	70	67
ペットボトル [t/年]	18	19	19	20	22
その他プラスチック [t/年]	38	37	38	39	39
紙類 [t/年]	128	121	125	129	125
合計 [t/年]	287	280	283	284	279

## ② 集団回収量

集団回収量の推移は、図 3-19 及び表 3-12 に示すとおりです。

集団回収量は、全体的には減少傾向にあります。

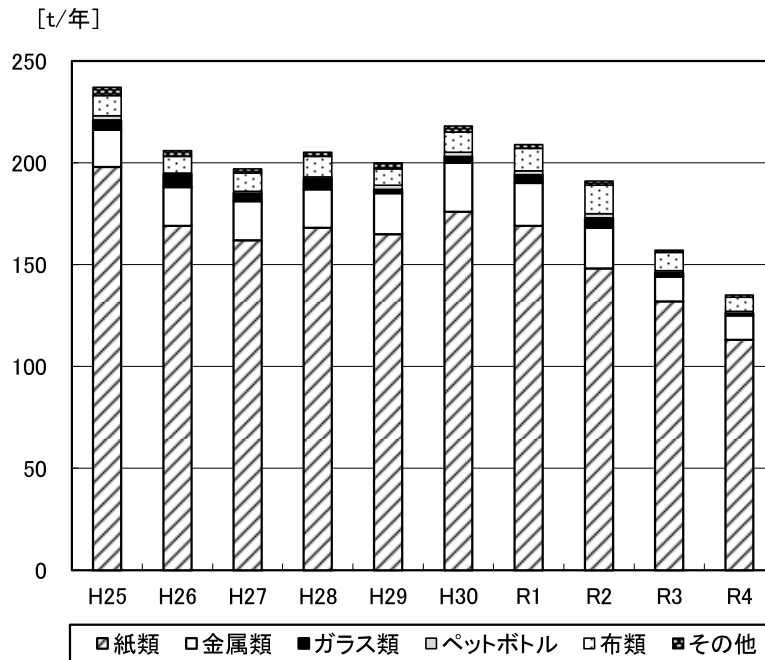


図 3-19 集団回収量の推移

表 3-12 集団回収量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
紙類 [t/年]	198	169	162	168	165
金属類 [t/年]	18	19	19	19	20
ガラス類 [t/年]	5	6	4	5	2
ペットボトル [t/年]	2	1	1	1	2
布類 [t/年]	10	8	9	10	8
その他 [t/年]	4	3	2	2	3
合計 [t/年]	237	206	197	205	200
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
紙類 [t/年]	176	169	148	132	113
金属類 [t/年]	24	21	20	12	12
ガラス類 [t/年]	3	4	5	2	1
ペットボトル [t/年]	2	2	2	1	1
布類 [t/年]	10	11	14	9	7
その他 [t/年]	3	2	2	1	1
合計 [t/年]	218	209	191	157	135

### ③ リサイクル率

リサイクル率等の推移は、図 3-20 及び表 3-13 に示すとおりです。

リサイクル率は、全体的には減少傾向にあり、令和 4 年度は 14.8%となっています。

なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ総排出量（リサイクルの分母）が数値上少なくなっていることにより、リサイクル率が数値上高くなっています。

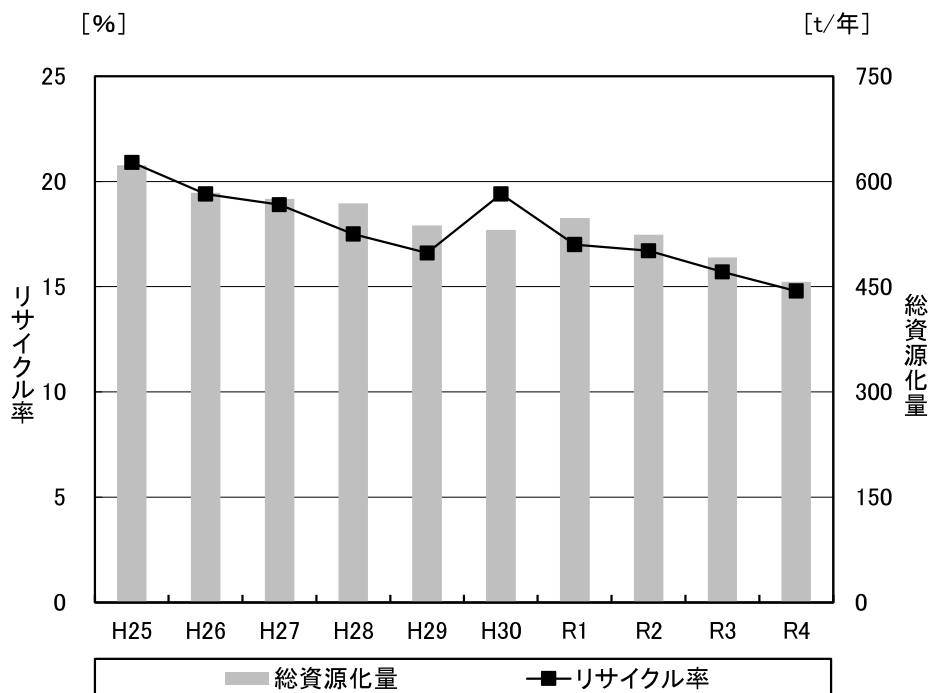


図 3-20 リサイクル率等の推移

表 3-13 リサイクル率等の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	2,974	3,018	3,039	3,245	3,230
(b) 総資源化量 [t/年]	623	584	575	569	537
処理後再生利用量	386	378	378	364	337
資源化施設(リサイクルプラザ等)	333	328	331	319	298
粗大ごみ処理施設	53	50	47	45	39
直接資源化量	0	0	0	0	0
集団回収量	237	206	197	205	200
(c) リサイクル率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100)	20.9	19.4	18.9	17.5	16.6
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(a) ごみ総排出量 [t/年]	2,739	3,233	3,144	3,129	3,081
(b) 総資源化量 [t/年]	531	548	524	492	457
処理後再生利用量	313	339	333	335	322
資源化施設(リサイクルプラザ等)	287	280	283	284	279
粗大ごみ処理施設	26	59	50	51	43
直接資源化量	0	0	0	0	0
集団回収量	218	209	191	157	135
(c) リサイクル率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100)	19.4	17.0	16.7	15.7	14.8

#### ④ 県内の各自治体との比較

県内の各自治体におけるリサイクル率は、図 3-21、図 3-22 及び表 3-14 に示すとおりです。

本町のリサイクル率 R は 15.7%となっており、岡山県内の 27 市町村の中で 9 番目に低くなっています。また、リサイクル率 R' も 15.7%となっており、岡山県内の 27 市町村の中で 11 番目に高くなっています。

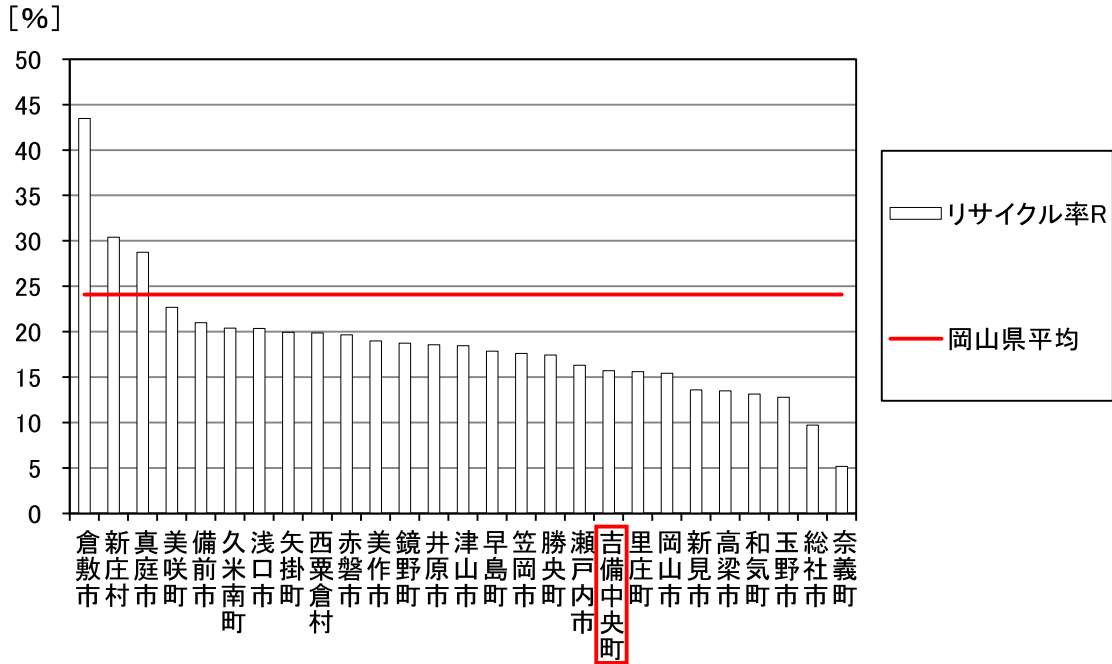


図 3-21 岡山県内各自治体のリサイクル率（令和3年度、リサイクル率 R）

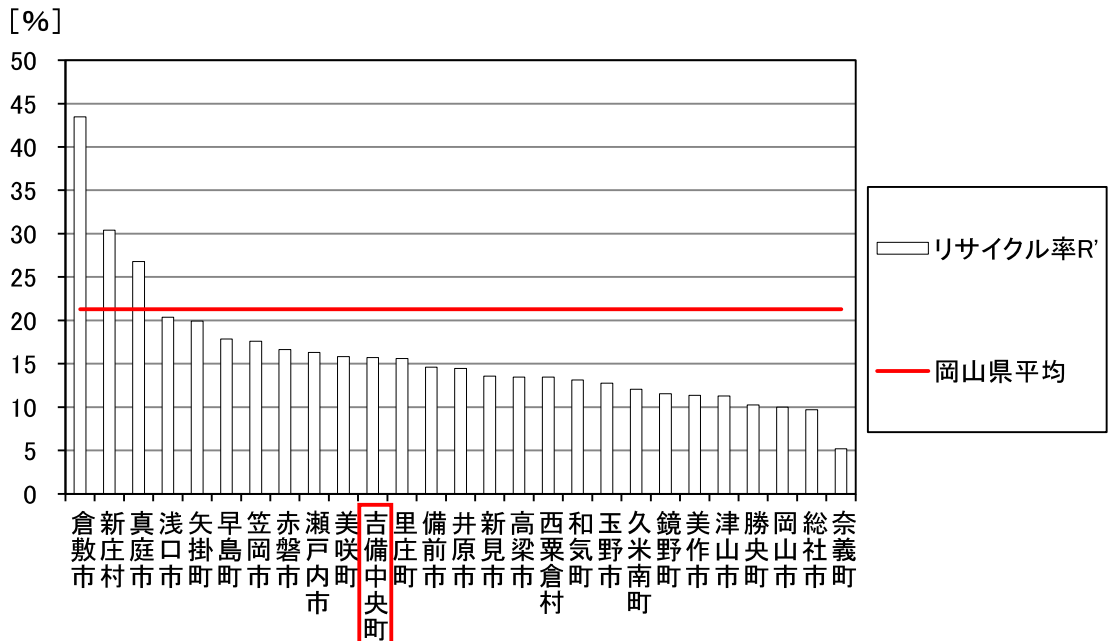


図 3-22 岡山県内各自治体のリサイクル率（令和3年度、リサイクル率 R'）

表 3-14 岡山県内各自治体のリサイクル率

	リサイクル率 R <sup>注1)</sup> [%]	リサイクル率 R' <sup>注2)</sup> [%]
岡山県	24.1	21.3
岡山市	15.4	10.0
倉敷市	43.5	43.5
津山市	18.5	11.3
玉野市	12.8	12.8
笠岡市	17.6	17.6
井原市	18.6	14.5
総社市	9.7	9.7
高梁市	13.5	13.5
新見市	13.6	13.6
備前市	21.0	14.6
瀬戸内市	16.3	16.3
赤磐市	19.6	16.6
真庭市	28.7	26.8
美作市	19.0	11.3
浅口市	20.4	20.4
和気町	13.1	13.1
早島町	17.9	17.9
里庄町	15.6	15.6
矢掛町	19.9	19.9
新庄村	30.4	30.4
鏡野町	18.7	11.6
勝央町	17.4	10.2
奈義町	5.2	5.2
西粟倉村	19.9	13.5
久米南町	20.4	12.1
美咲町	22.7	15.8
<b>吉備中央町</b>	<b>15.7</b>	<b>15.7</b>

資料：「令和3年度一般廃棄物処理実態調査、環境省」ただし、本町については修正した。

注1)  $(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$

注2)  $(\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} [\text{固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元を除く}] + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$

### 1.1.7 収集運搬の現状

収集品目の概要は表 3-15、収集しないごみは表 3-16 に示すとおりです。

本町では 8 品目の分別収集（委託収集）及び蛍光管類の拠点収集を行っています。

表 3-15 収集品目の概要（令和 5 年度現在）

区 分	種 類	収集方式	収集形態	収集頻度	ステーション数	
燃えるごみ	生ごみ、おむつ・紙おむつ、かばん、くつ・長ぐつ、ぬいぐるみ、カップめん（紙製）、庭木の枝（太さ 10cm 未満、長さ 1m 未満）	指 定 袋	委託	週 2 回	370	
燃えないごみ	陶磁器類、ヤカン、ガラス、食器、刃物、鍋、油缶、割れたビン、乾電池、ペンキ缶	指 定 袋	〃	月 2 回	362	
資源ごみ	カン類	カン、スプレー缶、カセットボンベ	収集バッグ	〃	月 1 回	〃
	ビン類	洋酒、ドリンク	収集コンテナ	〃	〃	〃
	ペットボトル	ペットボトルマークのついたもの	収集バッグ	〃	〃	〃
	その他プラスチック	プラマークのついたもの	収集バッグ	〃	月 2 回	〃
	紙類	段ボール、紙パック（牛乳・ジュース）、新聞、雑誌	ひも結束	〃	月 1 回	〃
蛍光管類	直管型蛍光管、丸型蛍光管、電球型蛍光管、割れた蛍光管	収集コンテナ	〃 （拠点収集 <sup>注</sup> ）	4 月、8 月、12 月の各 1 ヶ月間	12	
粗大ごみ	たんす、ふとん、じゅうたん・カーペット、たたみ、スキー板、石油ファンヒーター、自転車	—	委託	可燃 2 回 不燃 2 回	362	

注) 上竹荘公民館、豊野公民館、納地公民館、下竹荘公民館、吉川公民館、大和公民館、加茂川庁舎、かもがわ総合福祉センター、長田地区農村公園、豊岡いきいきプラザ、旧農協新山支所、きびプラザ

表 3-16 収集しないごみ（令和 5 年度現在）

<p>◎家電リサイクル法対象品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機）</p> <p>◎パソコン（資源有効利用促進法対象品）</p> <p>◎その他</p> <p>LP ガスボンベ、消火器、自動車部品（バッテリー、タイヤ等）、オートバイ、農薬、劇薬、ブロック、レンガ、かわら</p>
---

### 1.1.8 中間処理の現状

#### (1) 処理施設

中間処理施設の概要は、表 3-17 に示すとおりです。

中間処理施設では、燃えるごみの焼却や燃えないごみ及び資源ごみの破碎選別等を行っています。

表 3-17 (1) 中間処理施設の概要 (ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)

		内容
名称		高梁地域事務組合 クリーンセンター (ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)
所在地		高梁市段町 748
事業主体		高梁地域事務組合
運営・維持管理体制		【計 量 設 備】直営 【ごみ焼却処理施設】委託 【粗大ごみ処理施設】委託
運転管理体制		【ごみ焼却処理施設】委託 15 名 【粗大ごみ処理施設】委託 7 名
処理対象物		燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ
施設構成	ごみ焼却処理施設	【公称処理能力】56t/日 (28t/16h × 2 炉) 【処理方式】ストーカ方式 【灰の処理方法】薬剤処理+セメント固化
	粗大ごみ処理施設	【公称処理能力】30t/5h 【処理方式】破碎処理
竣工年月		【ごみ焼却処理施設】平成 11 年 2 月 【粗大ごみ処理施設】昭和 55 年 3 月 【各施設共通】平成 31 年 3 月 (平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器の更新完了)
		
ごみ焼却処理施設		粗大ごみ処理施設 出典：高梁地域事務組合ホームページ



表 3-17 (2) 中間処理施設の概要 (リサイクルプラザ)

	内 容
名称	高梁地域事務組合 クリーンセンター (リサイクルプラザ)
所在地	高梁市落合町阿部 2527-1
事業主体	高梁地域事務組合
運営・維持管理体制	【計 量 設 備】直営 【再生展示施設】直営 【処 理 棟】委託
運転管理体制	【処 理 棟】委託 8~13 名
処理対象物	資源ごみ
公称処理能力	14.6t/5h
処理方式	選別・圧縮・梱包
竣工年月	平成 12 年 3 月 (新設)、平成 15 年 3 月 (増設)



出典：高梁地域事務組合ホームページ

### 1.1.9 焼却処理量等

焼却処理量等の推移は、図 3-23 及び表 3-18 に示すとおりです。

焼却処理量の推移は、燃えるごみ排出量の推移と同様に、平成 29 年度まで増加していましたが、令和元年度以降は、減少傾向にあります。

また、焼却残渣量及び残渣発生率は平成 30 年度を除き、横ばいに推移しています。

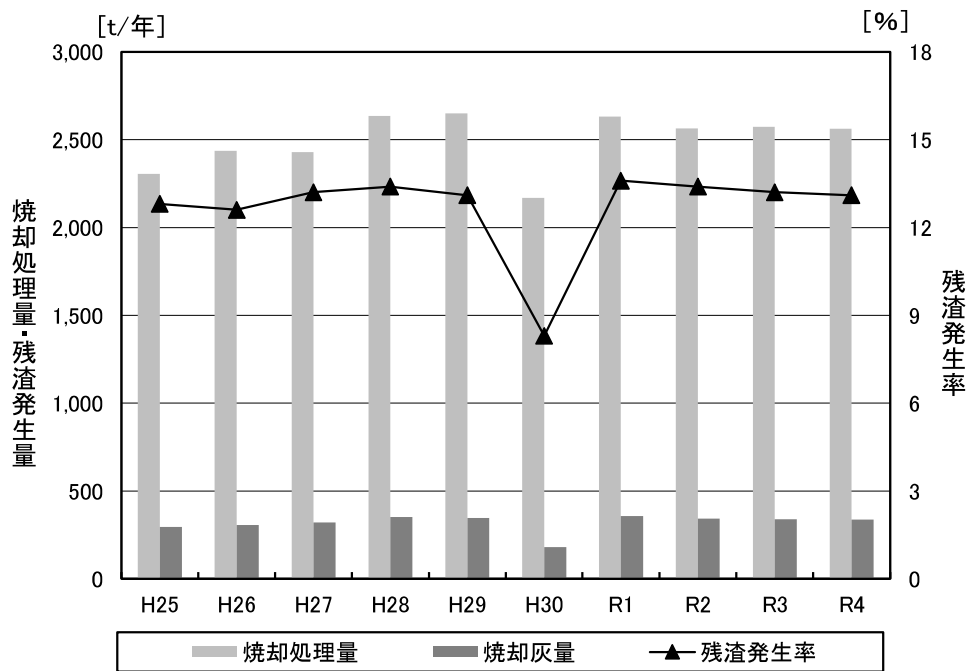


図 3-23 焼却処理量等の推移

表 3-18 焼却処理量等の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
焼却処理量 [t/年]	2,306	2,436	2,428	2,635	2,651
焼却残渣量 [t/年]	296	307	321	352	347
残渣発生率 [%]	12.8	12.6	13.2	13.4	13.1
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
焼却処理量 [t/年]	2,168	2,631	2,564	2,572	2,562
焼却残渣量 [t/年]	181	358	343	340	336
残渣発生率 [%]	8.3	13.6	13.4	13.2	13.1

(1) 焼却処理以外の中間処理量等

粗大ごみ処理施設及び資源化施設（リサイクルプラザ等）における処理量等の推移は、図 3-24 及び表 3-19 に示すとおりです。

処理量及び処理後再生利用量は、平成 30 年度まで減少傾向にありましたが、その後、ほぼ横ばいで推移しています。また、粗大可燃物量及び破碎不燃物量はほぼ横ばいで推移しております。

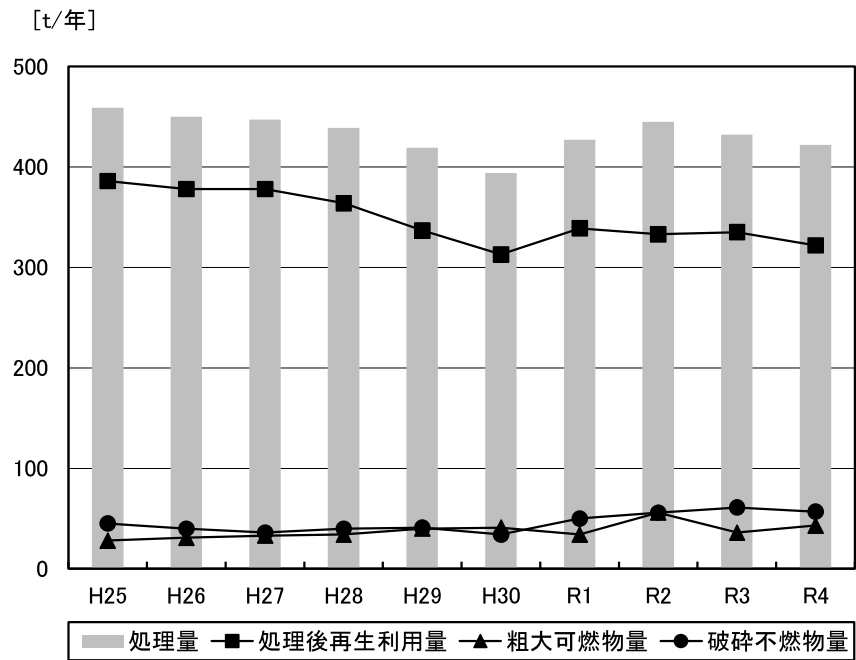


図 3-24 粗大ごみ処理施設及び資源化施設における処理量等の推移

表 3-19 粗大ごみ処理施設及び資源化施設における処理量等の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	126	122	116	120	121
	処理後再生利用量	53	50	47	45	39
	粗大可燃物量	28	31	33	34	40
	破碎不燃物量	45	40	36	40	41
資源化施 設 [t/年]	処理量	333	328	331	319	298
	処理後再生利用量	333	328	331	319	298
	粗大可燃物量	—	—	—	—	—
	破碎不燃物量	—	—	—	—	—
合計 [t/年]	処理量	459	450	447	439	419
	処理後再生利用量	386	378	378	364	337
	粗大可燃物量	28	31	33	34	40
	破碎不燃物量	45	40	36	40	41
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	107	147	162	148	143
	処理後再生利用量	26	59	50	51	43
	粗大可燃物量	41	34	56	36	43
	破碎不燃物量	34	50	56	61	57
資源化施 設 [t/年]	処理量	287	280	283	284	279
	処理後再生利用量	287	280	283	284	279
	粗大可燃物量	—	—	—	—	—
	破碎不燃物量	—	—	—	—	—
合計 [t/年]	処理量	394	427	445	432	422
	処理後再生利用量	313	339	333	335	322
	粗大可燃物量	41	34	56	36	43
	破碎不燃物量	34	50	56	61	57

注) 計量のタイミングの違い等により、合計量と合わない場合があります。

### 1.1.10 最終処分の現状


#### (1) 処理施設

一般廃棄物最終処分場の概要は、表 3-20 に示すとおりです。

最終処分されるごみは、ごみ焼却処理施設で発生する焼却残渣、粗大ごみ処理施設及びリサイクルプラザで発生する破碎不燃物です。

表 3-20 一般廃棄物最終処分場の概要

	内 容
名称	高梁地域事務組合 クリーンセンター (一般廃棄物最終処分場)
所在地	高梁市松原町松岡 5318
事業主体	高梁地域事務組合
運営・維持管理体制	委託
作業体制	委託 1 名
処理対象物	焼却残渣、破碎不燃物
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立面積	22,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	126,000m <sup>3</sup>
残余容量 (令和 4 年度末)	30,139m <sup>3</sup>
竣工年月	昭和 55 年 3 月



出典：高梁地域事務組合ホームページ

(2) 最終処分量等

最終処分量等の推移は、図 3-25 及び表 3-21 に示すとおりです。

最終処分量及び最終処分率は、平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、令和元年度以降はほぼ横ばいで推移しております。

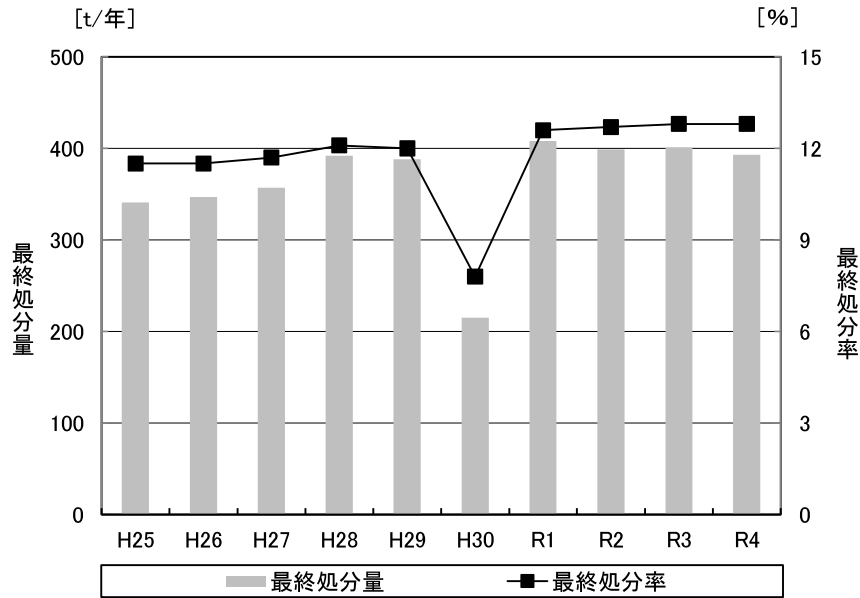


図 3-25 最終処分量等の推移

表 3-21 最終処分量等の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(a) ごみ総排出量[t/年]	2,974	3,018	3,039	3,245	3,230
(b) 最終処分量 [t/年]	341	347	357	392	388
焼却残渣	296	307	321	352	347
破碎不燃物	45	40	36	40	41
(c) 最終処分率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	11.5	11.5	11.7	12.1	12.0
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(a) ごみ総排出量[t/年]	2,739	3,233	3,144	3,129	3,081
(b) 最終処分量 [t/年]	215	408	399	401	393
焼却残渣	181	358	343	340	336
破碎不燃物	34	50	56	61	57
(c) 最終処分率 [%] ((b) ÷ (a)) × 100	7.8	12.6	12.7	12.8	12.8

(3) 最終処分量原単位の県内の各自治体との比較

県内の各自治体の最終処分量原単位は、図 3-26 に示すとおりです。

本町の 1 人 1 日あたりの最終処分量は 102.3 g/人・日となっており、岡山県内の 27 市町村の中で 5 番目に多くなっています。

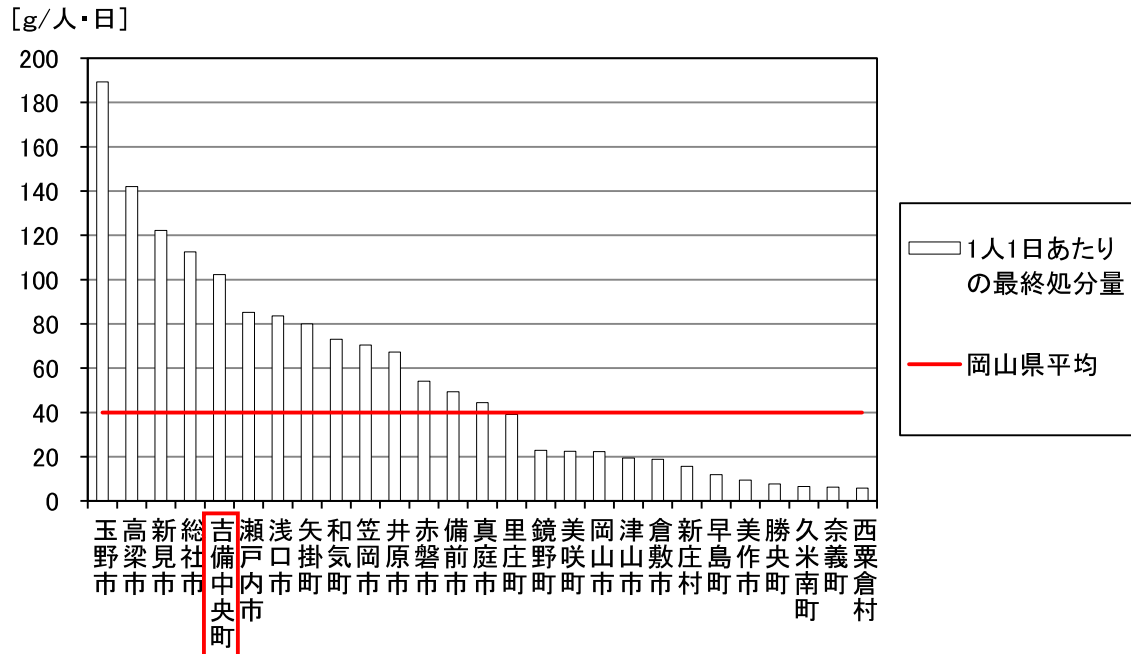


図 3-26 県内自治体の 1 人 1 日あたりの最終処分量 (令和 3 年度)

表 3-22 県内自治体の 1 人 1 日あたりの最終処分量 (令和 3 年度)

単位：g/人・日

自治体名	1 人 1 日あたりの最終処分量	自治体名	1 人 1 日あたりの最終処分量
岡山県	40.0	美作市	9.4
岡山市	22.3	浅口市	83.6
倉敷市	18.8	和気町	73.1
津山市	19.4	早島町	11.8
玉野市	189.3	里庄町	39.0
笠岡市	70.4	矢掛町	80.0
井原市	67.2	新庄村	15.6
総社市	112.5	鏡野町	22.8
高梁市	142.0	勝央町	7.7
新見市	122.3	奈義町	6.2
備前市	49.3	西粟倉村	5.8
瀬戸内市	85.2	久米南町	6.5
赤磐市	54.1	美咲町	22.4
真庭市	44.4	<b>吉備中央町</b>	<b>102.3</b>

出典：令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査 (環境省)

### 1.1.11 ごみ処理経費の現状

#### (1) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、図 3-27 及び表 3-23 のとおりです。

ごみ処理経費は、平成 30 年度を除き、令和 2 年度までほぼ横ばいで推移してまいりましたが、令和 3 年度以降は増加傾向にあります。

なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、災害廃棄物処理委託費や施設の災害復旧に係る費用が大きく増加したため、ごみ処理費用全体としても大きく増加しています。また、令和 2~4 年度については、建設・改良費の施設建屋の補修に係る費用として、組合分担金が計上されています。

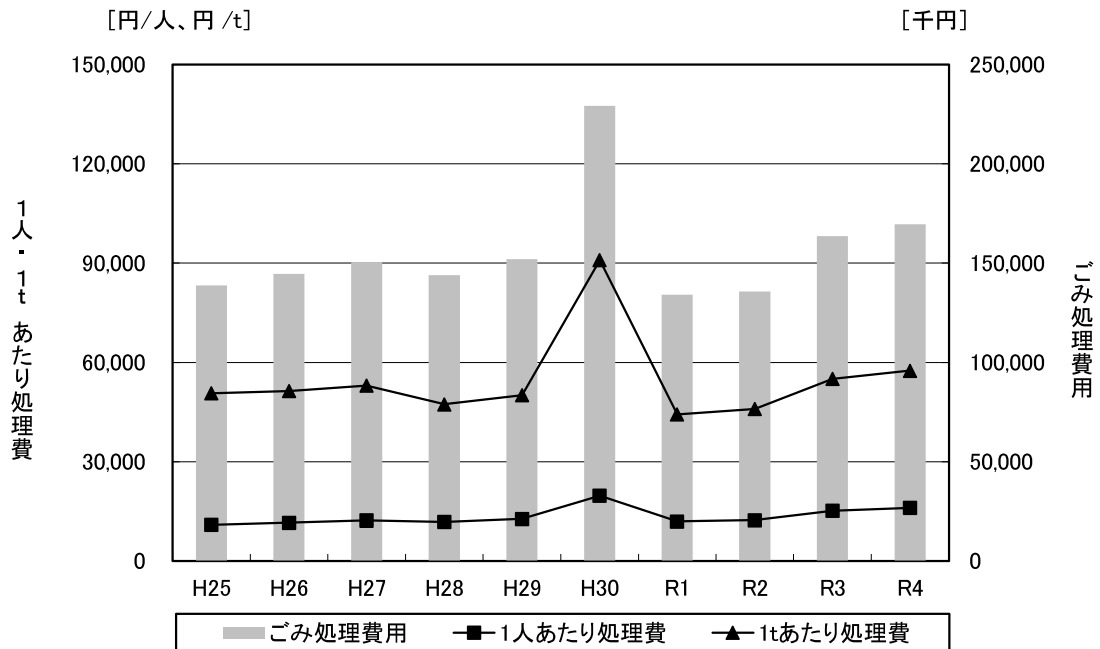


図 3-27 ごみ処理経費の推移



表 3-23 (1) ごみ処理経費の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度			
ごみ処理費用 (千円)	建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
			中間処理施設	0	0	0	0	0	
			最終処分場	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	
		調査費	0	0	0	0	0		
		(組合分担金)	0	0	0	0	0		
		小計	0	0	0	0	0		
		分担金除く	0	0	0	0	0		
		処理及び維持管理費	処理費	人件費	0	0	0	0	0
				収集運搬費	収集運搬費	0	0	0	0
	中間処理費				0	0	0	0	0
	最終処分費				0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0		
	委託費		収集運搬費	46,497	48,094	48,018	48,156	47,969	
			中間処理費	0	0	0	0	0	
			最終処分費	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		92,203	96,506	102,599	95,828	98,119		
	調査研究費		0	0	0	0	0		
	小計		138,700	144,600	150,617	143,984	146,088		
	分担金除く		46,497	48,094	48,018	48,156	47,969		
	その他		0	0	0	0	5,901		
	(a)合計		138,700	144,600	150,617	143,984	151,989		
	分担金除く		46,497	48,094	48,018	48,156	53,870		
	(b)計画収集人口 [人]		12,681	12,511	12,303	12,188	11,908		
	(c)ごみ排出量 (集団回収量は含まない) [t/年]	2,737	2,812	2,842	3,040	3,030			
	(d)1人あたり処理費 [円/人] ((a)×1000÷(b))	10,938	11,558	12,242	11,814	12,764			
(e)1tあたり処理費 [円/t] ((a)×1000÷(c))	50,676	51,422	52,997	47,363	50,161				

表 3-23 (2) ごみ処理経費の推移

			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度		
ごみ処理費用 (千円)	建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
			中間処理施設	0	0	0	0	0	
			最終処分場	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	
		調査費	0	0	0	0	0		
		(組合分担金)	0	0	23,484	55,629	56,082		
		小計	0	0	23,484	55,629	56,082		
		分担金除く	0	0	0	0	0		
		処理及び維持管理費	処理費	人件費	0	0	0	0	0
				収集運搬費	収集運搬費	0	0	0	0
	中間処理費				0	0	0	0	0
	最終処分費				0	0	0	0	0
	車両等購入費		0	0	0	0	0		
	委託費		収集運搬費	51,425	48,905	50,024	49,807	50,528	
			中間処理費	0	0	0	0	0	
			最終処分費	0	0	0	0	0	
			その他	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		71,969	77,037	54,710	51,426	55,932		
	調査研究費		0	0	0	0	0		
	小計		123,394	125,942	104,734	101,233	106,460		
	分担金除く		51,425	48,905	50,024	49,807	50,528		
	その他	105,760	8,242	7,453	6,779	6,955			
	(a)合計	229,154	134,184	135,671	163,641	169,497			
分担金除く	157,185	57,147	57,477	56,586	57,483				
(b)計画収集人口 [人]	11,585	11,246	10,971	10,742	10,557				
(c)ごみ排出量 (集団回収量は含まない) [t/年]	2,521	3,024	2,953	2,972	2,946				
(d)1人あたり処理費 [円/人] ((a)×1000÷(b))	19,780	11,932	12,366	15,234	16,055				
(e)1tあたり処理費 [円/t] ((a)×1000÷(c))	90,898	44,373	45,943	55,061	57,535				

(2) 県内の各自治体との比較

県内の各自治体における 1 人あたりのごみ処理経費は、図及び表に示すとおりです。本町の 1 人あたりのごみ処理経費は、岡山県内の 27 市町村の中で中間の値となっています。

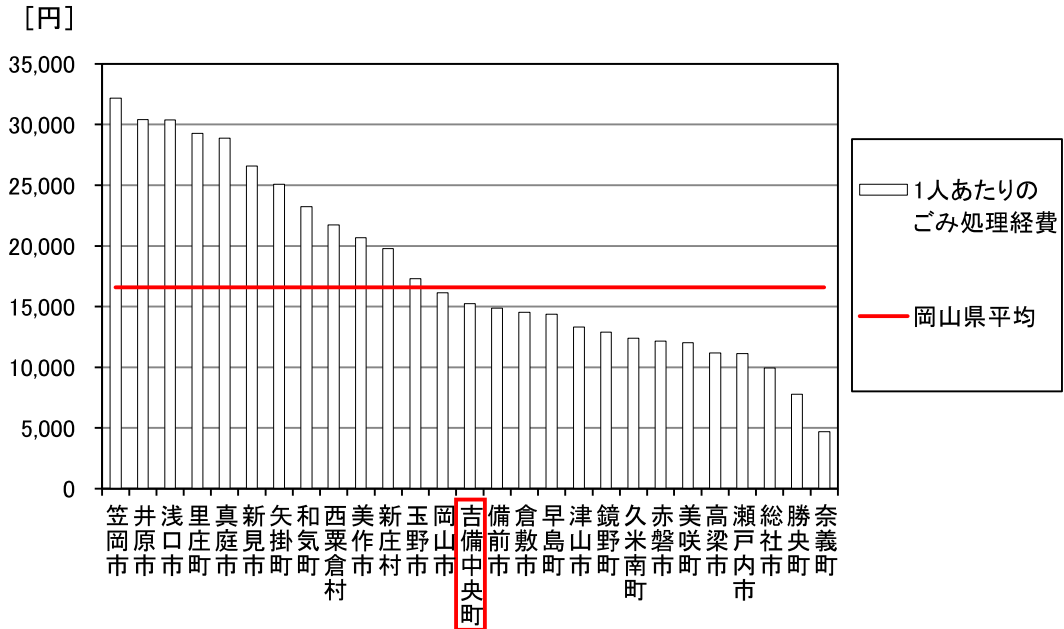


図 3-28 県内自治体の 1 人あたりのごみ処理経費

表 3-24 県内自治体の 1 人あたりのごみ処理経費

単位：円/人

自治体名	1人あたりのごみ処理経費	自治体名	1人あたりのごみ処理経費
岡山県	16,581	美作市	20,672
岡山市	16,116	浅口市	30,365
倉敷市	14,522	和気町	23,233
津山市	13,310	早島町	14,389
玉野市	17,320	里庄町	29,255
笠岡市	32,179	矢掛町	25,078
井原市	30,391	新庄村	19,764
総社市	9,937	鏡野町	12,896
高梁市	11,194	勝央町	7,787
新見市	26,584	奈義町	4,691
備前市	14,864	西粟倉村	21,745
瀬戸内市	11,127	久米南町	12,385
赤磐市	12,174	美咲町	12,017
真庭市	28,872	<b>吉備中央町</b>	<b>15,234</b>

出典：令和 3 年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

## 1.2 人口及びごみ排出量の将来予測（現状予測）

### 1.2.1 将来予測の手順

ごみ排出量推計の手順は、図 3-29 に示すとおりです。

人口は、吉備中央町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき予測しました。

家庭系ごみは、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

事業系ごみの燃えるごみは、トレンド推計法により排出原単位(1日あたりの排出量)の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。燃えないごみ・粗大ごみ及び資源ごみは、トレンド推計法により年間排出量の将来予測を行いました。集団回収品については、トレンド推計法により排出原単位（1 日あたりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。

なお、集団回収品の種類別の推計値は、推計値を令和 4 年度の資源ごみ及び集団回収品の種類別の割合で按分し算出しました。

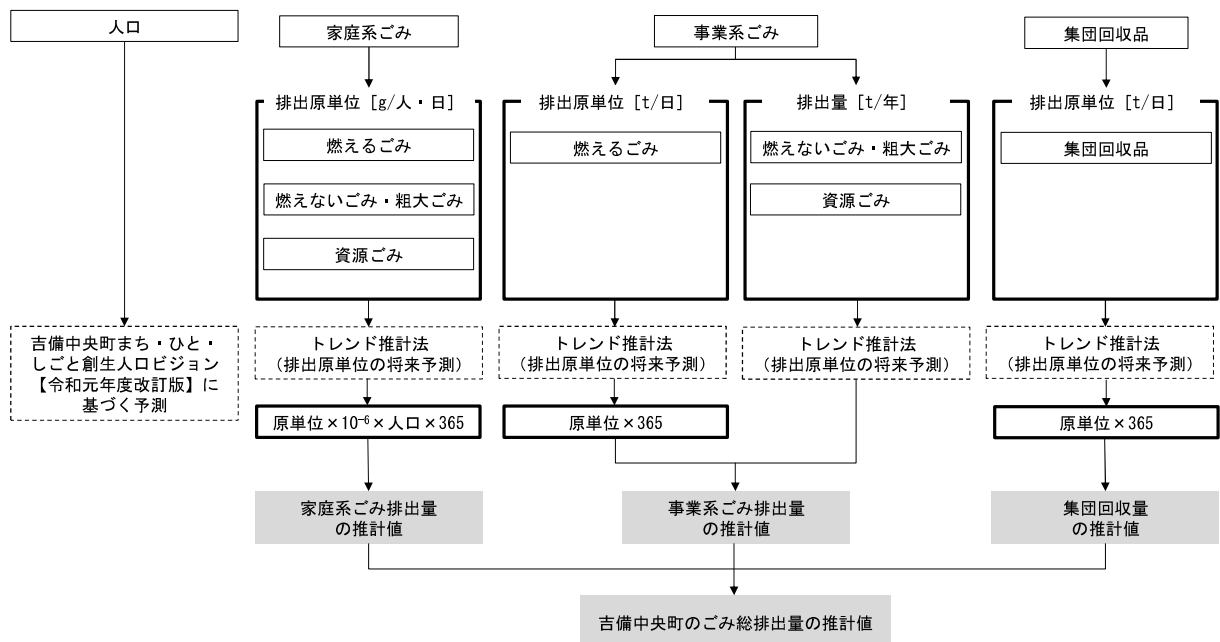


図 3-29 将来予測の手順

## 1.2.2 将来予測の結果

### (1) 人口

人口の推計値は、図 3-30 及び表 3-25 に示すとおりです。

人口は、減少すると予測されます。

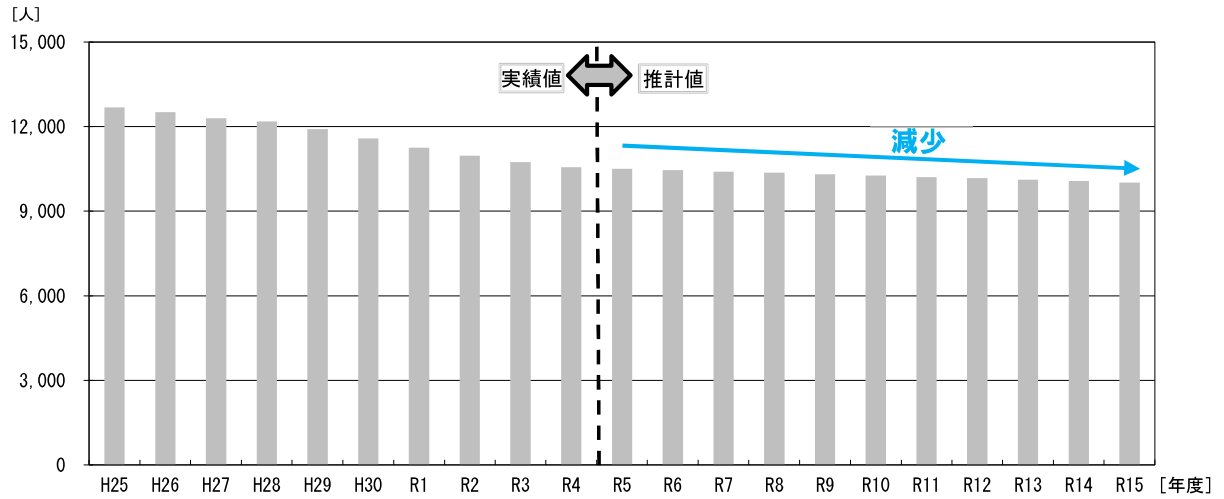


図 3-30 人口の推計結果

表 3-25 人口の推計結果

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
人口 [人]	10, 557	10, 265	10, 022

## (2) 家庭系ごみ

### ① 排出原単位

家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-31 及び表 3-26 に示すとおりです。

燃えるごみの原単位については、今後増加すると予測され、燃えないごみ・粗大ごみについては、僅かに増加し、資源ごみについては僅かに減少すると予測されます。家庭系ごみ全体の排出原単位は、排出量の多くを占める燃えるごみの増加に伴い、増加すると予測されます。

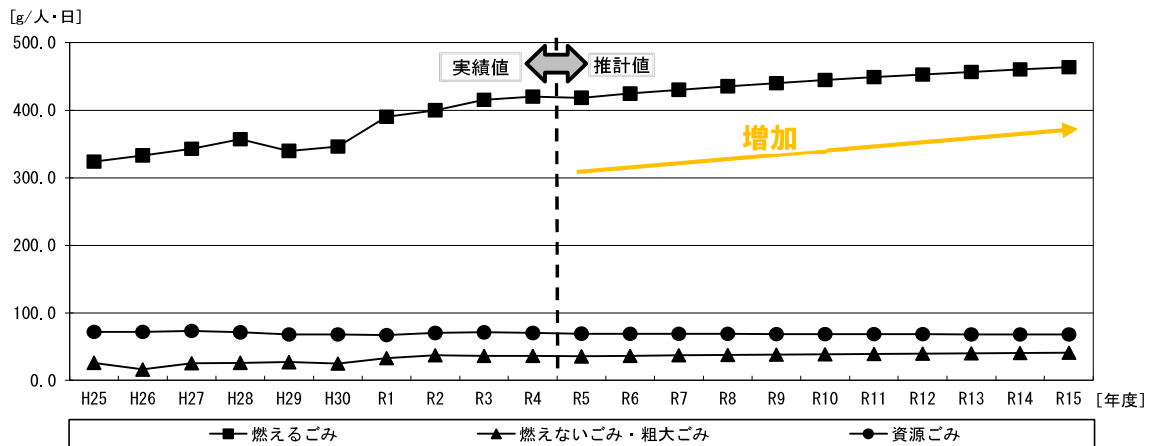


図 3-31 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-26 家庭系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [g/人・日]	419.9	444.7	463.8
燃えないごみ・粗大ごみ [g/人・日]	36.3	38.8	40.9
資源ごみ [g/人・日]	70.3	68.6	68.3
合計 [g/人・日]	526.5	552.1	573.0

#### 【家庭系ごみの排出原単位について】

家庭系ごみの排出原単位は、家庭から 1 人 1 日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、以下の式により算出されます。

家庭系ごみの排出原単位 [g/人・日]

$$= \text{家庭系ごみ排出量 [t/年]} \times 10^6 \div \text{人口 [人]} \div 365 \text{ [日/年]}$$

## ② 排出量

家庭系ごみ排出量の推計結果(現状予測)は、図 3-32 及び表 3-27 に示すとおりです。

燃えるごみの排出量は、排出原単位の増加に伴い、増加すると予測されます。また、燃えないごみ・粗大ごみは僅かに増加し、資源ごみは僅かに減少すると予測されます。

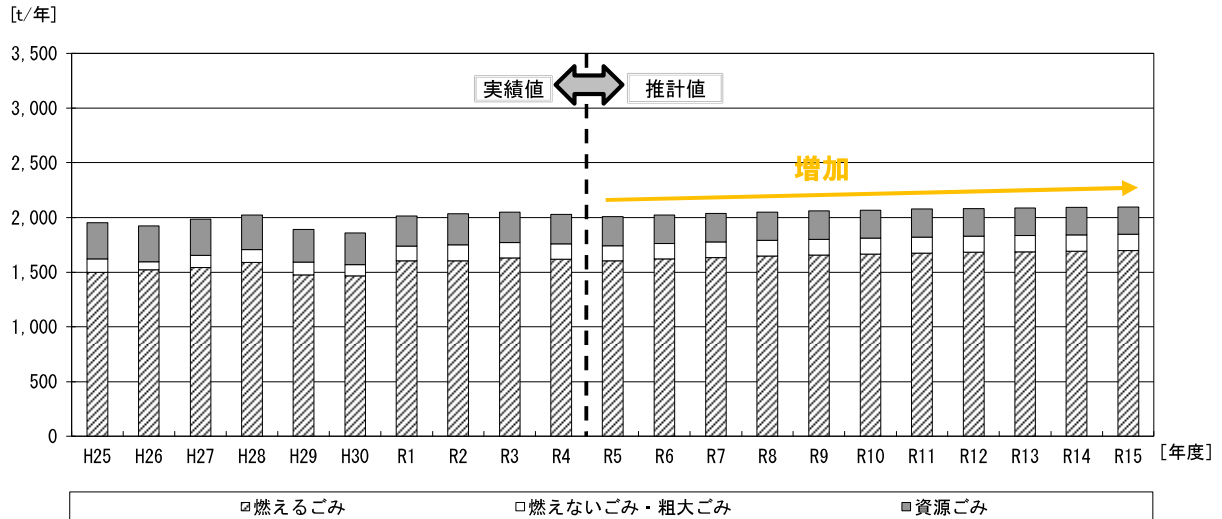


図 3-32 家庭系ごみ排出量の推計結果 (現状予測)

表 3-27 家庭系ごみ排出量の推計結果 (現状予測)

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	1,618	1,666	1,697
燃えないごみ・粗大ごみ [t/年]	140	145	150
資源ごみ [t/年]	271	257	250
合計 [t/年]	2,029	2,068	2,097

### (3) 事業系ごみ

#### ① 排出原単位

事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）は、図 3-33 及び表 3-28 に示すとおりです。

燃えるごみの排出原単位は減少すると予測されます。

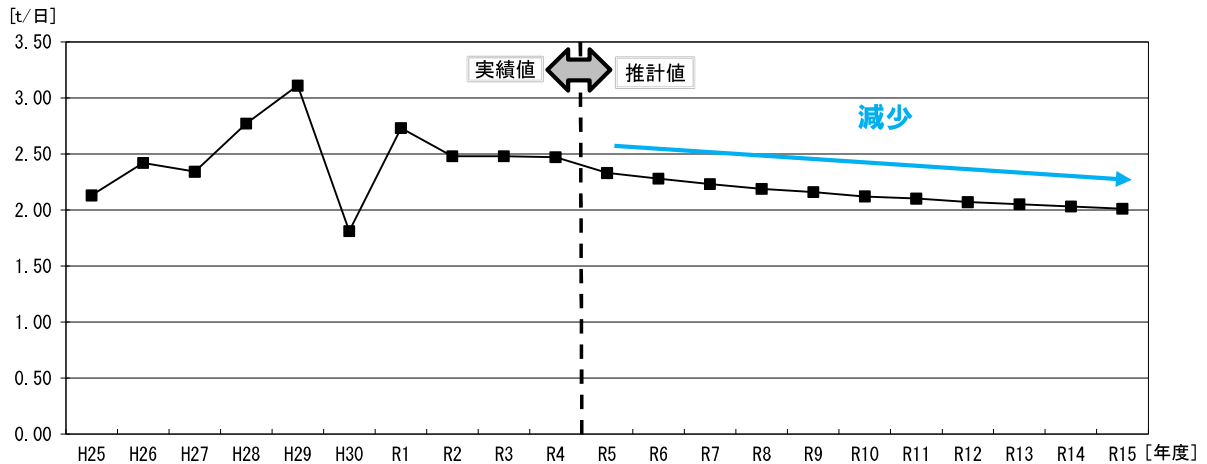


図 3-33 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

表 3-28 事業系ごみ排出原単位の推計結果（現状予測）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/日]	2.47	2.12	2.01

#### 【事業系ごみの排出原単位について】

事業系ごみの排出原単位は、事業所から 1 日あたりどのくらい量のゴミが排出されているのかを表すものであり、以下の式により算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{事業系ごみの排出原単位 [t/日]} \\ & = \text{事業系ごみ排出量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$



## ② 排出量

事業系ごみ排出量の推計結果(現状予測)は、図 3-34 及び表 3-29 に示すとおりです。

燃えるごみ、燃えないごみ・粗大ごみ及び資源ごみの排出量は減少すると予測されます。

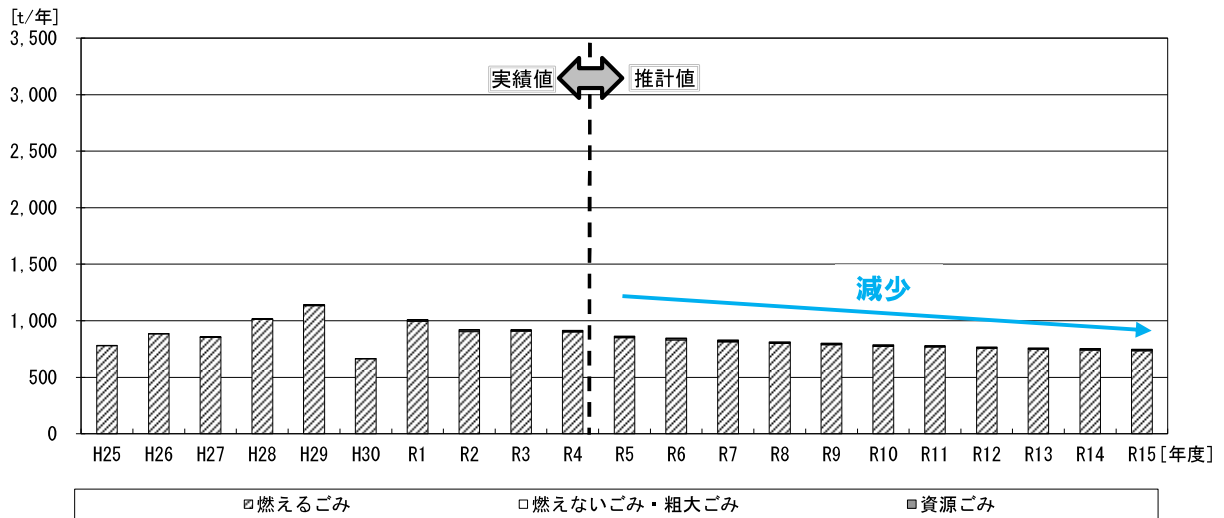


図 3-34 事業系ごみ排出量の推計結果 (現状予測)

表 3-29 事業系ごみ排出量の推計結果 (現状予測)

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	901	774	734
燃えないごみ・粗大ごみ [t/年]	8	7	7
資源ごみ [t/年]	8	7	7
合計 [t/年]	917	788	748

#### (4) 集団回収量

集団回収量の推計結果（現状予測）は、図 3-35 及び表 3-30 に示すとおりです。

集団回収量は、原単位の減少に伴い、減少すると予測されます。

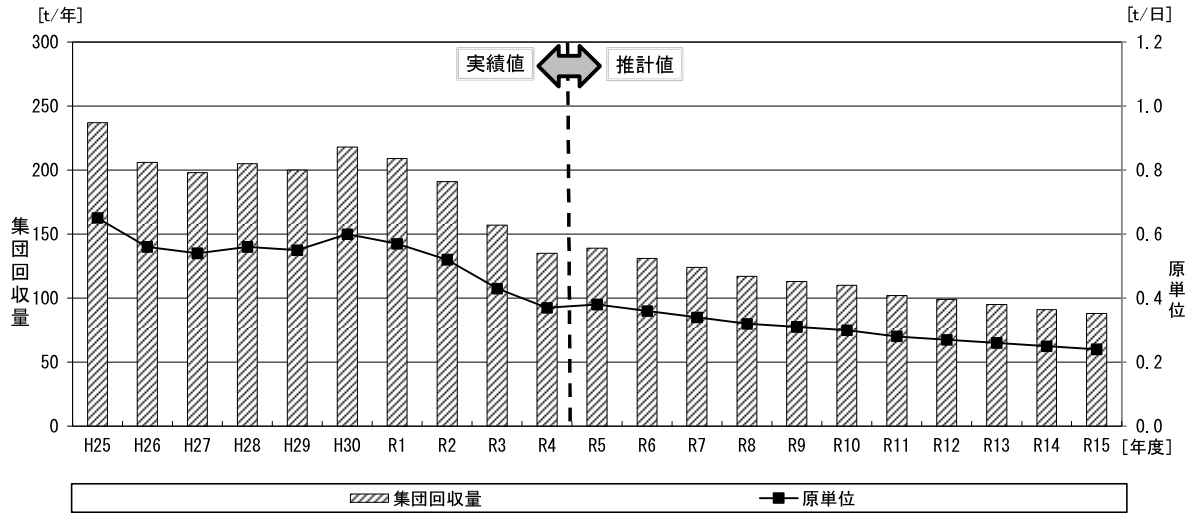


図 3-35 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

表 3-30 ごみ排出量の推計結果（現状予測）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
原単位 [t/日]	0.37	0.3	0.24
集団回収量 [t/年]	135	110	88

#### 【集団回収量の原単位について】

集団回収量の原単位は、集団回収により 1 日あたりどのくらい量のゴミが回収されているのかを表すものであり、以下の式により算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{集団回収量の原単位 [t/日]} \\ & = \text{集団回収量 [t/年]} \div 365 \text{ [日/年]} \end{aligned}$$

(5) ごみ総排出量

ごみ総排出量の推計結果（現状予測）は、図 3-36 及び表 3-31 に示すとおりです。

目標年度における排出原単位は、令和 4 年度を上回ることが予測されます。

ただ、人口の減少等により排出量は減少すると予測されます。

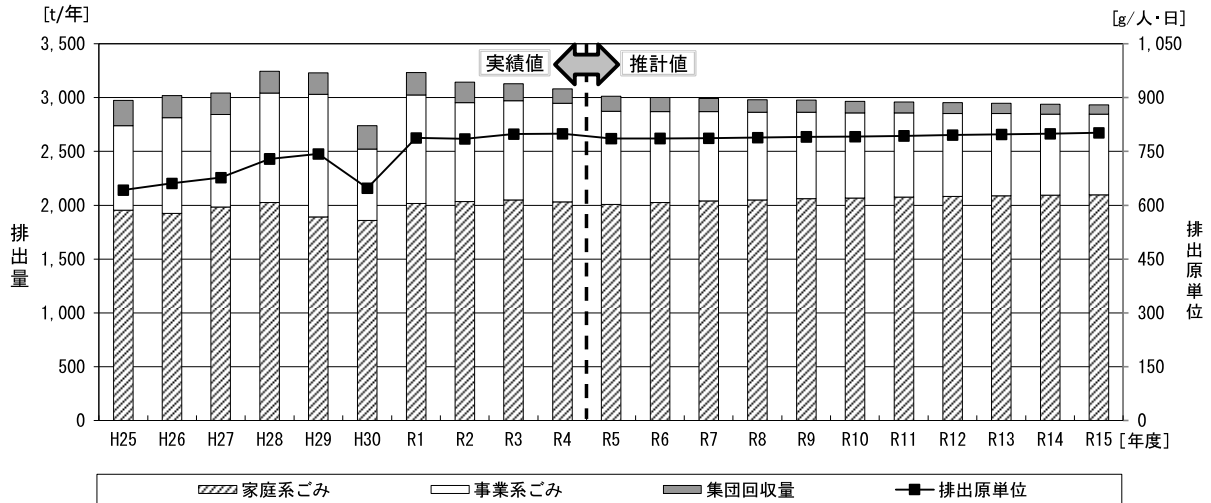


図 3-36 ごみ総排出量の推計結果（現状予測 [排出形態別]）

表 3-31 ごみ総排出量の推計結果（現状予測 [排出形態別]）

		令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
排出量 [t/年]	家庭系ごみ	2,029	2,068	2,097
	事業系ごみ	917	788	748
集団回収量 [t/年]		135	110	88
合計 [t/年]		3,081	2,966	2,933
排出原単位 [g/人・日]		799.6	791.6	801.8

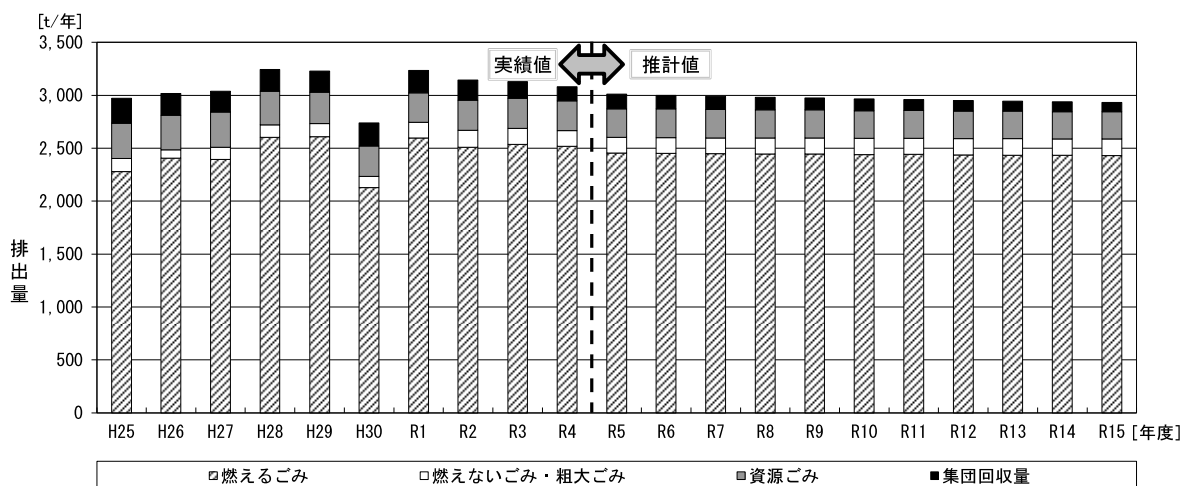


図 3-37 ごみ総排出量の推計結果（現状予測〔ごみ種別〕）

表 3-32 ごみ総排出量の推計結果（現状予測〔ごみ種別〕）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	2,519	2,440	2,431
燃えないごみ・粗大ごみ [t/年]	148	152	157
資源ごみ [t/年]	279	264	257
集団回収量 [t/年]	135	110	88
合計 [t/年]	3,081	2,966	2,933

### 1.3 ごみ処理に係る評価

#### 1.3.1 国及び県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る目標としては、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）、第4次循環型社会形成推進基本計画及び第5次岡山県廃棄物処理計画において、ごみ排出量等の削減目標等が設定されています。

国及び県の目標値及び達成見込みについては以下に示すとおりです。

国の基本方針における目標値については、4項目すべて達成困難です。

第4次循環型社会形成推進基本計画における目標値については、3項目のうち1項目は達成可能です。

第5次岡山県廃棄物処理計画における目標値については、2項目のうち1項目は達成可能です。

#### 【国の基本方針】

指 標	目 標
ごみ排出量	令和7年度までに平成24年度比で約16%減 【令和4年度：3.3%増→達成困難】
リサイクル率	令和7年度までに約28% 【令和4年度：14.8%→達成困難】
最終処分量	令和7年度までに平成24年度比で約31%減 【令和4年度：7.4%増→達成困難】
集団回収量、資源ごみ等を除いた1人1日あたりの家庭系ごみの量	令和7年度までに約440g/人・日 【令和4年度：456.2g/人・日→増加傾向で達成困難】

#### 【第4次循環型社会形成推進基本計画】

指 標	目 標
1人1日あたりのごみ排出量（計画回収量、直接搬入量、集団回収量を含む）	令和7年度までに約850g/人・日 【令和4年度：799.6g/人・日→達成可能】
集団回収量、資源ごみ等を除いた1人1日あたりの家庭系ごみの量	令和7年度までに約440g/人・日 【令和4年度：456.2g/人・日→増加傾向で達成困難】
リサイクル率	令和7年度までに約28% 【令和4年度：14.8%→達成困難】

#### 【第5次岡山県廃棄物処理計画】

指 標	目 標
1人1日あたりのごみ排出量	令和7年度までに約935g/人・日 【令和4年度：799.6g/人・日→達成可能】
リサイクル率	令和7年度までに約23.1% 【令和4年度：14.8%→達成困難】

### 1.3.2 前計画の目標値を基準とした評価

「吉備中央町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（吉備中央町、平成26年3月）」（以下、「前計画」という。）においても、ごみ排出量等の削減目標等を設定しており、本町における目標達成の見込みを評価しました。

前計画における目標値については、3項目すべて達成困難です。

#### 【前計画】

指 標	目 標
ごみ排出量	令和5年度までに2,700t/年以下 【令和4年度：3,081t/年→達成困難】
リサイクル率	令和5年度までに25%以上 【令和4年度：14.8%→達成困難】
最終処分量	令和5年度までに280t/年以下 【令和4年度：393t/年→達成困難】

### 1.3.3 類似団体の平均を基準とした評価

一般廃棄物処理システムについて、環境省のホームページで公開されている「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行いました。

#### (1) 評価指標

評価指標は、表3-33に示す5つについて設定しました。

表 3-33 疑似団体の平均を基準とした評価の指標（令和3年度）

評価指標		算出式
循環型社会 形成	廃棄物の発生	人口1人1日あたりごみ 総排出量 [g/人・日] $\text{ごみ総排出量} \div 365 \div \text{計画収集人口} \times 10^6$
	廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源回収率 [t/t] $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
	最終処分	廃棄物のうち最終処分さ れる割合 [t/t] $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
経済性	費用対効果	人口1人あたり年間処理 経費 [円/人・年] $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
		最終処分減量に要する費 用 [円/t] $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

## (2) 評価の方法

評価は、評価指標を数値化し、類似団体の平均値と比較することにより行いました。類似団体の平均と本町の各指標をレーダーチャートで比較することにより本町の水準が明らかになります。

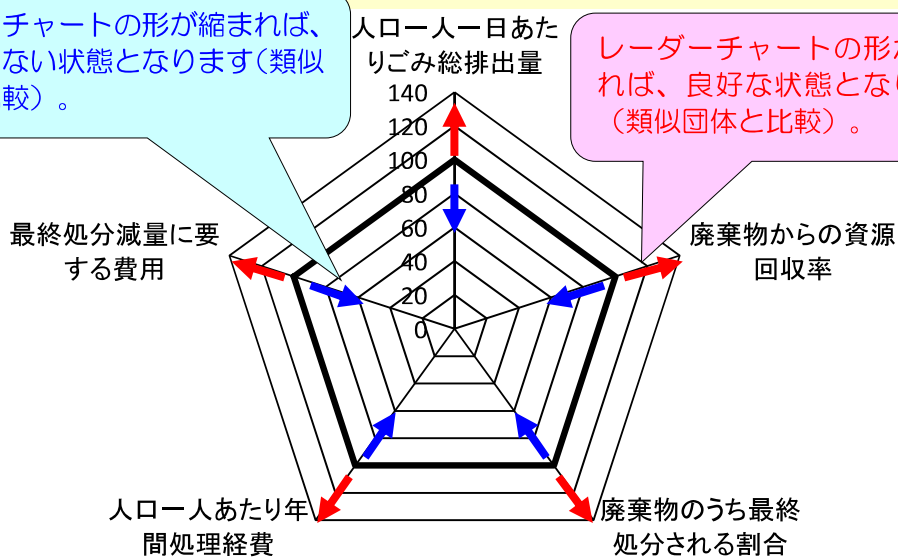
### 【レーダーチャートの見方】

レーダーチャートの見方は、以下に示すとおりです。

- 指標毎に、抽出した類似団体（市町村）の平均値が 100 となっています。
- レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示しています。
- 人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がります。
- 廃棄物からの資源回収率は、高いほど外側に広がります。
- 廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がります。
- 人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がります。
- 最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がります。

レーダーチャートの形が縮まれば、良好ではない状態となります（類似団体と比較）。

レーダーチャートの形が広がれば、良好な状態となります（類似団体と比較）。



### (3) 評価の結果

評価の結果は、図 3-38 及び表 3-34 に示すとおりです。

「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」、「人口 1 人あたり年間処理費」及び「最終処分に要する費用」については類似団体の平均を上回っています。すなわち、本町は類似団体よりも「人口 1 人 1 日あたりごみ排出量」は少なく、「人口 1 人あたり年間処理費」は低く、「最終処分に要する費用」は低くなっています。

一方、「廃棄物からの資源回収率」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」については、類似団体の平均を下回っています。すなわち、本町は類似団体よりも「廃棄物からの資源回収率」は低く、「廃棄物のうち最終処分される割合」は高くなっています。

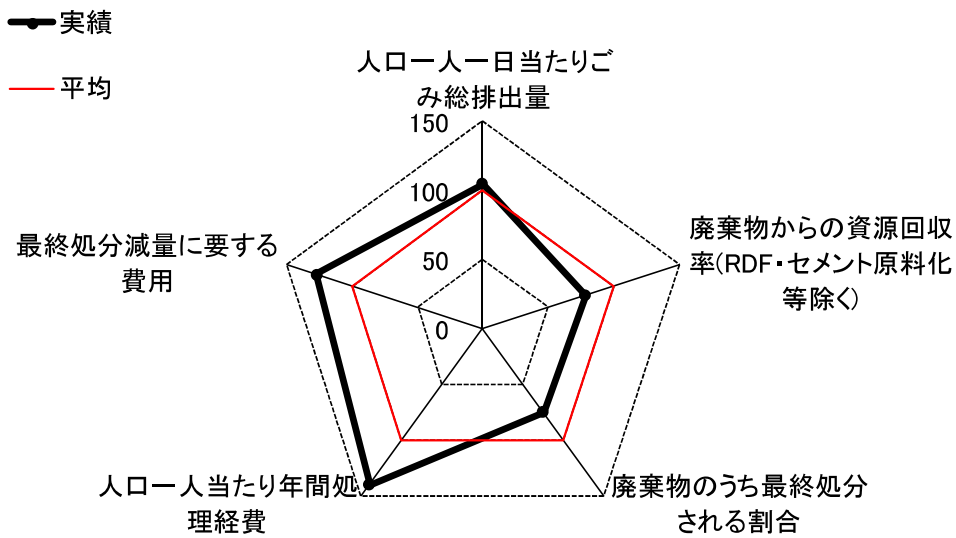


図 3-38 類似団体の平均を基準とした評価の結果

注) 各評価指標を数値化して評価 (類似団体平均を 100 (図 3-38 に赤線で示す) として評価)

表 3-34 疑似団体の平均を基準とした評価の結果 (令和 3 年度)

	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人・日]	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均	838	0.2	0.102	15,602	50,842
最大	1,814	0.816	0.212	38,734	104,128
最小	534	0.067	0	4,972	17,444
吉備中央町	798	0.157	0.128	9,424	37,109
指数値 <sup>注1)</sup>	104.8 <sup>注2)</sup>	78.5 <sup>注3)</sup>	74.5 <sup>注2)</sup>	139.6 <sup>注2)</sup>	127.0 <sup>注2)</sup>

注1) 類似団体の平均値 = 100

注2)  $(1 - (\text{吉備中央町実績値} - \text{類似団体の平均値}) \div \text{平均値}) \times 100$

注3)  $\text{吉備中央町実績値} \div \text{類似団体の平均値} \times 100$



### 【疑似団体について】

類似団体の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠しています。

北海道森町	北海道長沼町	北海道栗山町	北海道斜里町	北海道日高町
北海道浦河町	北海道別海町	青森県平内町	青森県藤崎町	青森県板柳町
青森県鶴田町	青森県中泊町	青森県六戸町	岩手県岩手町	岩手県一戸町
宮城県南三陸町	長野県松川町	長野県小布施町	長野県山ノ内町	長野県飯綱町
三重県南伊勢町	和歌山県みなべ町	鳥取県北栄町	島根県奥出雲町	島根県邑南町
山口県周防大島町	高知県黒潮町	熊本県南阿蘇村	熊本県山都町	熊本県氷川町
熊本県あさぎり町	宮崎県都農町	宮崎県高千穂町	鹿児島県長島町	鹿児島県大崎町

### 【評価結果の見方】

類似団体の平均を基準とした評価は、類似団体の平均値を 100 としたときの各指標値の比率で表現しています。

#### ◆人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量

比率が高いほど、ごみ総排出量は少なくなります。本町の場合、100 以上となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、類似団体平均よりも少ないといえます。

#### ◆廃棄物からの資源回収率

指数が高いほど、資源回収率は高くなります。本町の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は、類似団体平均よりも低いといえます。

#### ◆廃棄物のうち最終処分される割合

比率が高いほど、最終処分される割合は低くなります。本町の場合、100 以下となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は、類似団体平均よりも高いといえます。

#### ◆人口 1 人あたり年間処理経費

比率が高いほど、1 人あたりの処理経費は少なくなります。本町の場合、100 以上となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は、類似団体平均よりも少ないといえます。

#### ◆最終処分減量に要する費用

比率が高いほど、最終処分減量に要する費用は少なくなります。本町の場合、100 以上となっているため、最終処分減量に要する費用は、類似団体平均よりも低いといえます。

## 1.4 ごみ処理に係る課題

### 1.4.1 排出抑制

令和 4 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 800g/人・日であり、全国平均（890g/人・日）や岡山県平均（923g/人・日）を下回っています。さらに、類似団体の平均（838g/人・日）を下回っています。

しかし、前計画において設定されているごみ排出量等の削減目標（令和 5 年度までに 2,700t/年以下）の達成は困難な状況です。特に、家庭系の燃えるごみに関する排出原単位が増加傾向にあり、現状の施策のみでは、今後も排出原単位が増加することが予測されます。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、家庭系の排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要があります。

また、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、町民との協働により、ごみ排出量を削減する必要があります。

### 1.4.2 資源化

前計画では、令和 5 年度までにリサイクル率を約 25%に引き上げることが目標に掲げられています。しかし、令和 4 年度における本町のリサイクル率は 14.8%であることやリサイクル率が低下していることを考慮すると、目標達成は困難な状況です。

また、燃えるごみのごみ質分析結果では、紙・布類の組成割合が増加しています。そのため、これらを分別回収し、リサイクルすることにより、資源化量及びリサイクル率の向上が期待できます。

### 1.4.3 収集運搬

本町は、ステーション方式による燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（①カン類、②ビン類、③ペットボトル、④紙類〔新聞・雑誌・段ボール・紙パック〕、⑤その他プラスチック）、粗大ごみの 8 区分収集を行っています。今後、リサイクル率の向上等に向け、新たな分別品目を追加する場合は、収集体制について検討する必要があります。

#### 1.4.4 中間処理

現在、本町内で排出されるごみは、高梁地域事務組合の中間処理施設で適正に処理しています。しかし、ごみ焼却処理施設は稼働開始から 25 年、粗大ごみ処理施設は 44 年、リサイクルプラザは 24 年が経過しており、老朽化が進行しています。ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設については、平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、本計画期間中には 3 施設とも一般的にいわれる耐用年数である 20～25 年を超えます。処理施設の整備方法としては、新たな施設の建設だけでなく、既存施設の延命化も考えられます。一方、リサイクル率等の向上に向けた新たな資源化手法の導入も考えられます。

なお、処理施設の整備に係る検討にあたっては、「新岡山県ごみ処理広域化計画（平成 19 年 3 月）」等もふまえる必要があります。

#### 1.4.5 最終処分

最終処分量は緩やかに増加傾向にあり、令和 4 年度では 393t/年となっております。そのため、前計画に掲げられている目標（令和 5 年度までに 280t/年以下）の達成は困難な状況です。したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要があります。

#### 1.4.6 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、平成 30 年 7 月豪雨での被災により、災害廃棄物処理委託費や施設の災害復旧に係る費用が大きく増加した平成 30 年度を除き、令和 2 年度までほぼ横ばいで推移しており、令和 3 年度以降は建設・改良費の施設建屋の補修費等の影響により、増加傾向にあります。したがって、今後建屋の補修費等を除く経費については、横ばいでなく、削減に努める必要があります。

#### 1.4.7 その他

環境保全や環境美化の観点から、今後もパトロールや看板及び幟旗の設置等により不法投棄やポイ捨て対策を講じる必要があります。また、特別管理一般廃棄物や適正処理困難物については、事業者責任、排出者責任のもとで、より適正な処理方法を確立する必要があります。さらに、地震及び風水害等の大規模災害時に一時的に発生する多量の廃棄物については、速やかに処理する体制を確保する必要があります。

## 2 ごみ処理に係る数値目標

### 2.1 目標値の設定

計画目標年度におけるごみ処理に係る数値目標は、以下のとおりとします。

目標値については、計画目標年度（令和 15 年度）における値とし、ごみ減量や再資源化などの進捗状況を把握するための指標とします。

#### 目標 1 ごみ総排出量を約 2,800t/年以下にする。

ごみの排出抑制に資する取組を今後追加で行わない場合、計画目標年度（令和 15 年度）におけるごみ総排出量は 2,933t/年と予測されますが、ごみの排出抑制に資する追加の取組により、図 3-39 に示すとおり、令和 4 年度の 3,081t/年から約 2,800t/年以下にすることを目標とします。

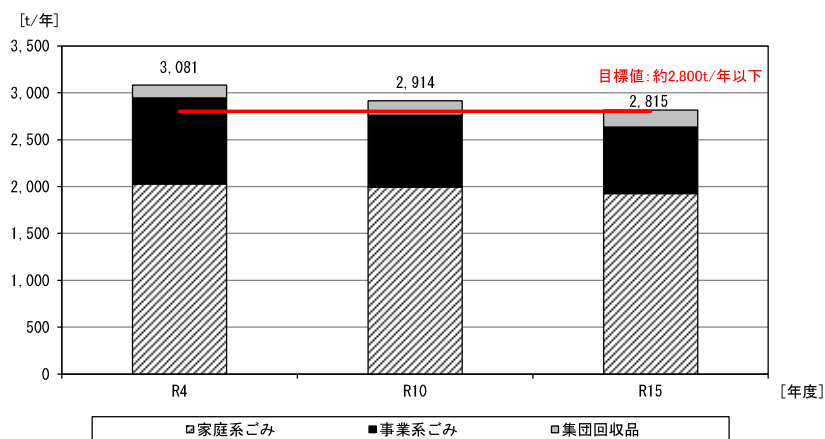


図 3-39 目標達成時におけるごみ総排出量

#### 目標 2 リサイクル率を約 22%以上にする。

令和 4 年度のリサイクル率は 14.8%となっていますが、再資源化に資する追加の取組により、図 3-40 に示すとおり、リサイクル率を約 22%以上にすることを目標とします。

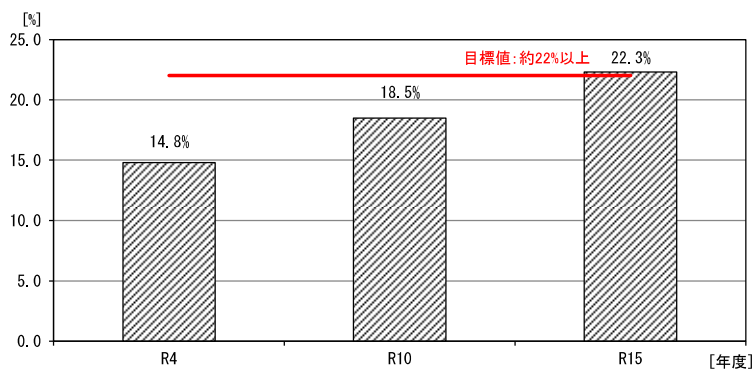


図 3-40 目標達成時におけるリサイクル率

## 2.2 目標達成に向けた排出抑制・再資源化に関する取組と推計

本町における今後の予測において、ごみの排出抑制・再資源化に資する追加の取組がなければ、目標を達成することは困難であり、目標達成に向けたごみの排出抑制・再資源化の向上を図った対策が不可欠です。

ここでは、目標達成に向けた取組と効果を想定し、まとめたものを図3-41及び図3-42に示します。

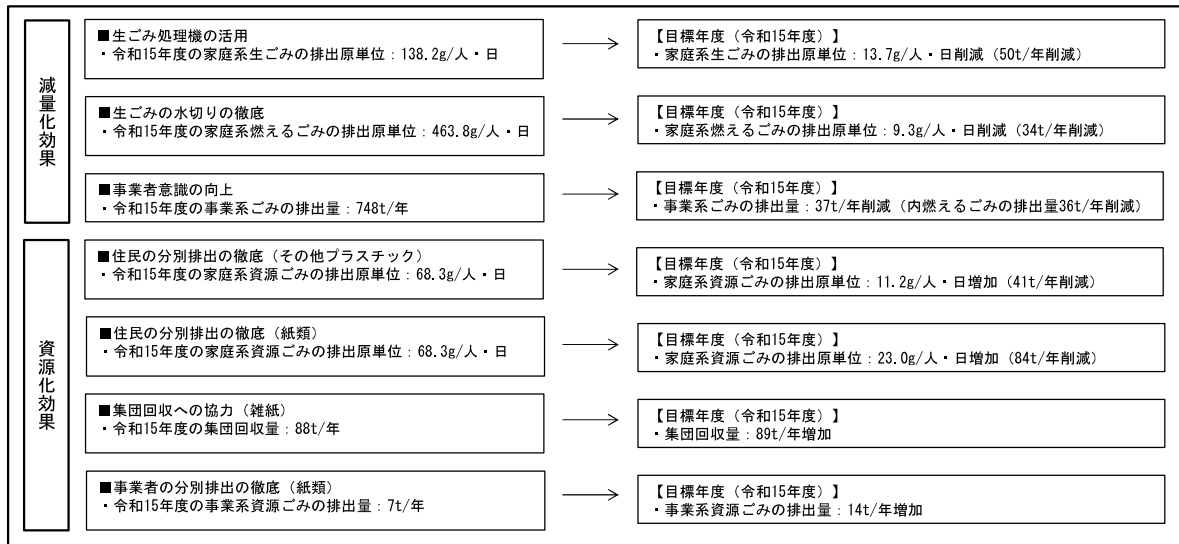


図3-41 目標達成に向けた排出抑制・再資源化に関する取組と推計

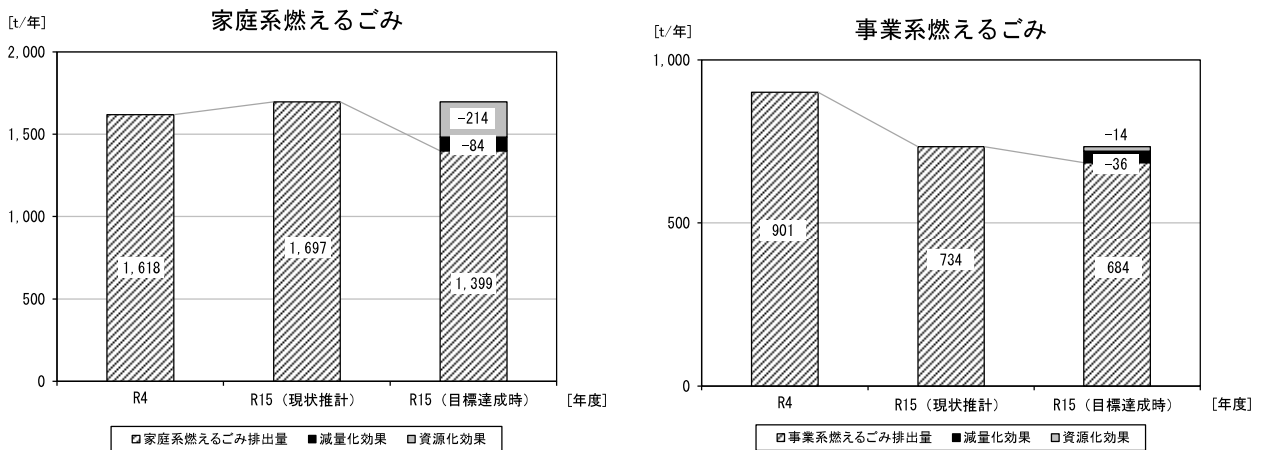


図3-42 目標達成時の家庭系及び事業系燃えるごみの減量化・資源化効果の推計

### 3 基本方針

前計画では、“町民・事業者・行政の協働と連携による循環型のまち”の実現を図るため、基本方針を設定しています。

本計画においても、前計画の考え方を継承し、次に示す4つの基本方針を掲げます。

#### 基本方針1 町民・事業者・行政の協働による2R（リデュース・リユース）の推進

本計画では、ごみ排出量を令和15年度までに平成24年度比で約6%削減し、約2,800t/年以下とすることを目標としています。リサイクルよりも優先順位が高い2Rを推進し、この目標を達成するためには、町民・事業者・行政が連携し、発生・排出抑制に向けた共通の意識を持ち、それぞれの立場における役割と責任を果たすことが重要です。

したがって、町は、一般廃棄物処理の責任主体として、発生・排出抑制に係る施策を策定するとともに、それらの施策を効果的に展開するため、町民及び事業者に対し、周知徹底を図ります。また、町民及び事業者は、排出者としての責任を果たすため、町が策定した施策に積極的に協力することとします。

#### 基本方針2 適正処理の推進

本町で排出されるごみは、高梁地域事務組合のごみ処理施設で適正に処理されており、今後、同施設で処理を行う方針です。

また、環境保全や環境美化の観点から、今後もパトロールや看板及び幟旗の設置等による不法投棄対策を講じ、不法投棄の削減に努めます。

#### 基本方針3 循環資源の利用促進

排出されたごみのリサイクルは、リサイクル率の向上だけではなく、最終処分量の削減にも大きな効果をもたらします。今後、資源ごみのリサイクルに資する集団回収や拠点収集を推進します。また、現在は焼却処理されている燃えるごみの中には資源化できるものが多く含まれていることから、これらのリサイクルの推進を図ります。

#### 基本方針4 町民・事業者への情報提供及び環境教育の推進

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、本町のごみ処理の現状やリサイクルの必要性について町民・事業者理解してもらうことが重要です。

したがって、町民・事業者に対し、ごみ処理に係る情報を積極的に提供するとともに、“ごみ”を題材とした環境教育の推進を図ります。

#### 4 ごみの排出抑制・再資源化のための取組

ごみの排出抑制・再資源化に係る主な取組は、表 3-35 に示すとおりです。

本町では、数値目標達成のため以下の取組を実施し、ごみの排出抑制・再資源化を図ります。なお、新たに実施する取組については、必要に応じて、町民・事業者から意見を聴取するものとします。

表 3-35 ごみの排出抑制・再資源化に係る主な取組

	取 組 名	効果
1	公共施設におけるごみの減量化の推進	排出抑制
2	公共施設における再生品の利用促進	再資源化
3	リユース食器の使用	排出抑制
4	リユース情報の充実	排出抑制
5	フリーマーケット・バザー等の活用によるリユースの推進	排出抑制
6	クリーンセンター見学会等の利用拡大	排出抑制・再資源化
7	クリーンセンターにおける小型家電のピックアップ回収	再資源化
8	集団回収の推進	再資源化
9	拠点収集の推進	再資源化
10	常設のリサイクルステーションの設置補助	再資源化
11	家庭系ごみの減量化及び分別排出に関する啓発	排出抑制・再資源化
12	水切りによる生ごみの減量化の推進	排出抑制
13	生ごみ処理容器等の普及促進	排出抑制
14	生ごみのリサイクル	排出抑制
15	雑紙、古布類及び廃乾電池等のリサイクル	再資源化
16	簡易包装の推進	排出抑制
17	事業者への適正排出及び減量化に関する指導の徹底	排出抑制・再資源化
18	事業系ごみの分別排出の徹底	再資源化
19	事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	排出抑制
20	ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店との連携	排出抑制・再資源化
21	食べ残しの削減に取り組んでいる飲食店との連携	排出抑制
22	環境教育の充実	排出抑制・再資源化
23	高齢者のごみ出し支援制度の検討	再資源化
24	使い捨てプラスチック類削減の推進	排出抑制
25	食品ロス削減の推進	排出抑制
26	新たな情報発信ツールの導入	排出抑制・再資源化

### **取組 1 公共施設におけるごみの減量化の推進**

公共施設では、コピーや印刷の際に両面コピー・両面印刷・縮小印刷を行うとともに、不要紙の裏面やリサイクルトナーを利用しています。今後も、本取組を継続し、ごみの減量化を推進します。

#### **【各者の役割】**

町：両面印刷の実施・不要紙の裏面利用等

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
両面印刷の実施・不要紙の裏面利用等	取組の継続									

### **取組 2 公共施設における再生品の利用促進**

公共施設では、グリーン購入法※に基づき、古紙利用のトイレットペーパーやコピー用紙などの環境にやさしい製品を利用しています。今後も、本取組を継続し、再生品の利用を促進します。

#### **【各者の役割】**

町：環境にやさしい製品の利用

※グリーン購入法とは、国等の公的部分による再生品等の環境物品等の調達を推進および情報提供により、循環型社会の形成に資することを目的として制定された法律です。

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
環境にやさしい製品の利用	取組の継続									



### 取組3 リユース食器の使用

イベント等で使用する使い捨ての食器の代わりにリユース食器を使用することで、ごみの減量化が図れます。したがって、町内のイベント等においてリユース食器を使用することを検討します。

#### 【各者の役割】

- 町：イベント主催者への協力依頼
- イベント主催者等：リユース食器のレンタル
- 町民：リユース食器の使用

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
リユース食器の使用	検討		取組の実施							

### 取組4 リユース情報の充実

リサイクルプラザでは、リサイクル品の無償提供を行っています。今後も、本取組を継続するとともに、家庭で不要となった品物の情報を公共施設の掲示板や広報誌等での提供を検討し、リユースを推進します。

#### 【各者の役割】

- 町：リサイクル品の無償提供、リユース情報の提供
- 町民：リユース情報等の活用

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
リサイクル品の無償提供	取組の継続									
リユース情報の提供	検討		取組の実施							

### **取組 5 フリーマーケット・バザー等の活用によるリユースの推進**

町内では、イベント開催時等にバザーが行われており、町民や事業者に対し、フリーマーケット・バザー等を活用するよう呼びかけをしています。今後も、本取組を継続し、リユースの推進をします。

#### **【各者の役割】**

町：町民や事業者へのフリーマーケット・バザー等活用の呼びかけ

フリーマーケット・バザー等開催者：フリーマーケット・バザー等の開催

町民：フリーマーケット・バザー等の活用

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
町民や事業者へのフリーマーケット・バザー等活用の呼びかけ	取組の継続									

### **取組 6 クリーンセンター見学会等の利用拡大**

クリーンセンターでは、町内会等の各種団体や小学校等を対象にクリーンセンターの見学会や紙すき等の体験講座を行っています。今後も、本取組を継続し、ごみの排出抑制・再資源化を推進します。

#### **【各者の役割】**

町：見学会等の実施

町民：見学会等への参加

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
見学会や体験講座の実施	取組の継続									

### **取組7 クリーンセンターにおける小型家電のピックアップ回収**

クリーンセンターでは、粗大ごみに含まれる小型家電のピックアップ回収を行っています。今後も、本取組を継続し、再資源化を推進します。

#### **【各者の役割】**

町：小型家電のピックアップ回収

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
小型家電のピックアップ回収	取組の継続									

### **取組8 集団回収の推進**

本町では、ごみ減量化協力団体報奨制度を設け、紙類等の資源回収を行っており、町民に対し、集団回収の拡大への協力の呼びかけをしています。今後も、本取組を継続し、再資源化を推進します。

#### **【各者の役割】**

町：ごみ減量化協力団体報奨制度の継続、集団回収の拡大への協力の呼びかけ

町民：集団回収への協力

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ごみ減量化協力団体報奨制度	取組の継続									
集団回収の拡大への協力の呼びかけ	取組の継続									

### **取組 9 拠点収集の推進**

本町では、公民館等で蛍光管類の拠点収集を行っています。また、町内の販売店では、食品トレーや紙パック等の拠点収集を行っています。今後も、本取組を継続し、再資源化を推進します。

#### **【各者の役割】**

町：蛍光管類の拠点収集

販売店：食品トレーや紙パック等の拠点収集

町民：拠点収集への協力

#### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
蛍光管類の拠点収集	取組の継続									

## 取組 10 常設のリサイクルステーションの設置補助

常設のリサイクルステーションを公共施設及び公民館等に設置することにより紙類等の収集量の増加が図れます。したがって、公共施設への常設のリサイクルステーションの設置を希望する自治組織への協力依頼について検討します。

### 【各者の役割】

町：公共施設への常設のリサイクルステーションの設置、自治組織への協力依頼

自治組織：拠点施設への常設のリサイクルステーションの設置

町民：常設のリサイクルステーションの活用

### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
常設のリサイクルステーションの設置	← 検討 →		← 取組の拡大 →							
自治組織への協力依頼	← 検討 →		← 取組の拡大 →							

### 【ごみステーションとは？】

住民が燃えるごみや燃えないごみ等を分別排出するごみ集積場です。

### 【常設のリサイクルステーションとは？】

紙類等の資源ごみのみを排出する拠点です。常設（=町による資源ごみ収集の日以外でも資源ごみを排出できる）のため、町民の利便性も高まり、資源ごみの収集量の増加が期待できます。

## 取組 11 家庭系ごみの減量化及び分別排出に関する啓発

本町では、ごみ分別ガイドブック等により、子供や年配の方にも分かりやすく、ごみの分別排出に係る情報を提供しています。また、ごみの排出方法や家庭で実施できる減量化方法を告知放送や広報誌等で紹介しています。今後も、本取組を継続するとともに、自治組織の各種団体の会合等での説明会の実施について検討します。

### 【各者の役割】

町：ごみの分別排出に係る情報等の提供、子供や年配の方にも分かりやすい広報の実施、説明会の実施

自治組織：説明会実施への協力

町民：説明会への参加、ごみの減量化（広告の裏面利用等）及び分別排出

### 【取組の具体案】

- ・ 広報誌にごみの減量化に関する記事を掲載
- ・ ケーブル TV を活用した告知放送

### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ごみの分別排出に係る情報等の提供	取組の継続									
子供や年配の方にも分かりやすい広報の実施	取組の継続									
説明会の実施	検討		取組の実施							

### 取組 12 水切りによる生ごみの減量化の推進

燃えるごみの中に 30～40%程度(重量比)含まれている生ごみには多くの水分が含まれており、生ごみの水分をできるだけ除去して排出することにより、ごみの減量化が図れます。本町では、ごみ分別ガイドブックで、生ごみに含まれる水分をできるだけ除去して排出するよう呼びかけています。今後も、本取組を継続し、生ごみの減量化を推進します。

#### 【各者の役割】

町：水切りによる生ごみの減量化の推進

町民・事業者：水切りの実施

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水切りによる生ごみの減量化の推進	取組の継続									

### 取組 13 生ごみ処理容器等の普及促進

本町では、生ごみ処理容器(機器)設置事業補助制度を設け、生ごみ処理容器等を設置する町民に対し、一定の補助金を交付しています。また、町民に対し、本制度の説明を行い、周知を図っています。今後も、本取組を継続し、町民に対し、生ごみ処理容器等の普及を促進します。

#### 【各者の役割】

町：生ごみ処理容器(機器)設置事業補助制度の継続、町民への周知

町民：生ごみ処理容器等の導入

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
生ごみ処理容器(機器)設置事業補助制度	取組の継続									
地区の代表者への説明	取組の継続									
町民への周知	取組の継続									

### 取組 14 生ごみのリサイクル

本町では、生ごみのリサイクルについては、生ごみ処理容器の活用等の町民による自主的な取組が行われています。今後も、本取組を推進するとともに、給食センター等への大型生ごみ処理機の設置や段ボールコンポストの普及促進について検討します。

#### 【各者の役割】

町：給食センター等への大型生ごみ処理機の設置、段ボールコンポストの普及促進

給食センター等：大型生ごみ処理機での生ごみ処理

町民：生ごみ処理容器等の活用、段ボールコンポストの活用

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
大型生ごみ処理機の設置	検討			取組の実施						
段ボールコンポストの普及促進	検討			取組の実施						

### 取組 15 古紙類及び廃乾電池等のリサイクル

本町では、古紙類は集団回収により回収していますが、廃乾電池等は燃えないごみとして回収しています。今後は、公民館等で古紙類及び廃乾電池等の拠点収集について検討します。

#### 【各者の役割】

町：古紙類及び廃乾電池等の拠点収集

町内会等：古紙類の集団回収

町民：集団回収及び拠点収集への協力

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
雑紙、古布類及び廃乾電池等の拠点収集	検討			取組の実施						



### 取組 16 簡易包装の推進

家庭や事業所でできるごみの排出抑制には限界があります。したがって、販売店に対し、簡易包装を呼びかけ、包装材の減量化に努めます。

#### 【各者の役割】

町：販売店への簡易包装の呼びかけ

販売店：簡易包装の実施

町民：簡易包装への協力

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
販売店への簡易包装の呼びかけ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div style="flex-grow: 1; text-align: center;"> <p>取組の実施</p> </div> </div>									

### 取組 17 事業者への適正排出及び減量化に関する指導の徹底

本町では、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責任を明確にするとともに、事業者に対し、適正処理を指導しています。また、ごみの排出方法や事業所で実施できる減量化方法を告知放送や広報誌等で紹介しています。今後も、本取組を継続し、廃棄物の適正排出及び減量化に関する指導に努めます。

#### 【各者の役割】

町：事業者への適正排出の指導、ごみの排出方法等の情報の提供

事業者：適正排出及び減量化

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
事業者への適正排出の指導、ごみの排出方法等の情報の提供	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div style="flex-grow: 1; text-align: center;"> <p>取組の継続</p> </div> </div>									

**取組 18 事業系ごみの分別排出の徹底**

本町では、クリーンセンターでの搬入検査等により事業系ごみの分別排出の徹底を図っています。今後も、本取組を継続し、事業系ごみの分別排出の徹底を図ります。

**【各者の役割】**

町：クリーンセンターでの搬入検査等

事業者：分別排出の徹底

**【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
クリーンセンターでの搬入検査等	取組の継続									

**取組 19 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討**

廃棄物処理法では、事業所から排出されるごみは事業者の責任において処理することとされています。

このような状況をふまえ、今後、排出事業者責任の徹底や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

**【各者の役割】**

町：事業系ごみ処理手数料の見直し

**【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
事業系ごみ処理手数料の見直し	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="margin-right: 20px;">←</span> <span>検討</span> <span style="margin-left: 20px;">←</span> <span>取組の実施</span> <span style="margin-left: 20px;">→</span> </div>									

## **取組 20 ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店との連携**

本町には、自主的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店があり、本取組を推進するために、マイバッグ運動や簡易包装、食品トレー等の拠点収集に取り組んでいる販売店を広報誌やホームページ等で紹介します。

### **【各者の役割】**

町：ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店の紹介

販売店：マイバッグ運動や簡易包装、食品トレー等の拠点収集

### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる販売店の紹介										

## **取組 21 食べ残しの削減に取り組んでいる飲食店との連携**

本町には、自主的に食べ残しの削減に取り組んでいる販売店があり、本取組を推進するために、食べ残しの削減に向けて取り組んでいる飲食店を広報誌やホームページ等で紹介します。

### **【各者の役割】**

町：食べ残しの削減に取り組んでいる飲食店の紹介

飲食店：食べ残しの削減

### **【取組のスケジュール】**

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
食べ残しの削減に取り組んでいる飲食店の紹介										

## 取組 22 環境教育の充実

クリーンセンターでは、各種団体や小学校等を対象にクリーンセンターの見学会を行っています。また、町内のイベント等を活用し、ごみの排出抑制や分別排出の呼びかけを行うとともに、ごみ処理の現状の広報誌等への掲載等を行っています。今後も、これらの取組を継続するとともに、出前講座やごみ処理施設見学会の実施等により、環境教育の充実を図ります。

### 【各者の役割】

町：ごみの排出抑制等の呼びかけ、出前講座やごみ処理施設見学会の実施、ごみ処理の現状の広報誌等への掲載

環境衛生協議会員：町への協力

町民：出前講座への参加等

### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
ごみの排出抑制等の呼びかけ	取組の継続									
出前講座やごみ処理施設見学会の実施	検討		取組の実施							
ごみ処理の現状の広報誌等への記載	取組の継続									

### 取組 23 高齢者のごみ出し支援制度の検討

本町では、今後さらに高齢化が進行する見込みであり、自力でのごみ出しや分別が困難な高齢者が増加することが予想されます。したがって、ごみ処理分野においても高齢化社会をふまえた支援を行うことが重要です。そのため、本町の実情を考慮した高齢者のごみ出し支援の制度を検討します。

#### 【各者の役割】

町：支援制度の検討

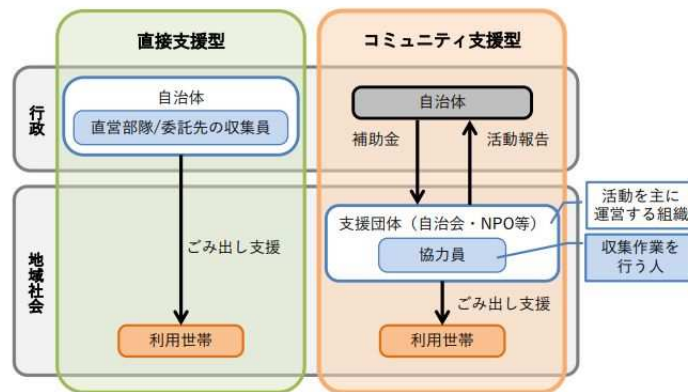
町民：ごみ出しに困っている方への協力

#### 【取組の具体案】

- ・ごみ出し支援制度の導入

ごみ出し及び分別が困難になった高齢者等に代わり、他の方がごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みです。収集員が定期的に高齢者宅を訪問するため、高齢者の異変やトラブルに気づくことができる側面もあります。また、ごみ出し支援制度には大きく分けて以下の2つのタイプがあります。

- ・直接支援型：自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集部隊または市町村に委託された事業者が、高齢者のごみを個別に収集を実施します。
- ・コミュニティ支援型：自治会、NPO等の支援団体が運営・実施するごみ出し支援活動を市町村が金銭的にバックアップを行います。



出典：国立環境研究所：高齢者ごみ出し支援ガイドブック（平成29（2017）年5月）

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
高齢者ごみ出し支援制度の検討	← 検討			→ 取組の実施						

## 取組 24 使い捨てプラスチック類削減の推進

プラスチック資源循環戦略では、レジ袋有料化の義務化等が示されており、使い捨てプラスチックのさらなる削減が求められています。本町では、町が主体となり、販売店において町民に対し、マイバッグの持参を呼びかけています。

このような状況を踏まえて、本町においても使い捨てプラスチック類の削減に向け、周知徹底を図るとともに、販売店でのレジ袋、ストローやペットボトルといった使い捨てプラスチックの削減への協力を促します。

### 【各者の役割】

町：マイバック持参の呼びかけ、使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ、

マイカップ・マイボトルの利用の呼びかけ

町民・事業者：マイカップやマイボトルの利用

### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
マイバック持参の呼びかけ	取組の継続									
簡易包装の選択の呼びかけ	検討		取組の実施							
使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ	検討		取組の実施							
マイカップ・マイボトルの利用の呼びかけ	検討		取組の実施							

### 取組 25 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減の推進に関する法律では、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

このような状況を踏まえて、本町においても生ごみの減量化及び食品ロス削減に向け、水切りや食べきり、使い切り等への周知徹底を図り、町民・事業者に協力を促します。

#### 【各者の役割】

町：住民・事業者に向けた生ごみの減量化及び食品ロス削減に関する情報提供

町民・事業者：生ごみの減量化及び食品ロスの削減への取組

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
水切りや食べきり、 使い切り等への周 知徹底	検討		取組の実施								

### 取組 26 新たな情報発信ツールの導入

本町では、広報誌等により、町民にごみ減量化・資源化に関する情報発信を行っています。しかし近年、人々の情報の入手ツールは多様化しており、町民や事業者に対し、ごみの減量化・資源化を普及・啓発するためには、取り組みやすい具体的な方法と併せ、従来の発信ツールに加え SNS 等を活用した新たな情報発信ツールの導入が求められます。

#### 【各者の役割】

町：SNS 等を活用した新たな情報発信ツールの導入

町民：ごみ減量化・資源化に関する情報の積極的な収集

#### 【取組のスケジュール】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
新たな情報発信ツ ールの導入	検討		取組の実施								

## 5 目標達成時のごみ排出量等

### 5.1 ごみ排出量

各取組の実施により数値目標を達成したときのごみ排出量の推計結果は、図 3-43、図 3-44 及び表 3-36、表 3-37 に示すとおりです。

各取組を確実に実施することにより、数値目標の達成を目指します。

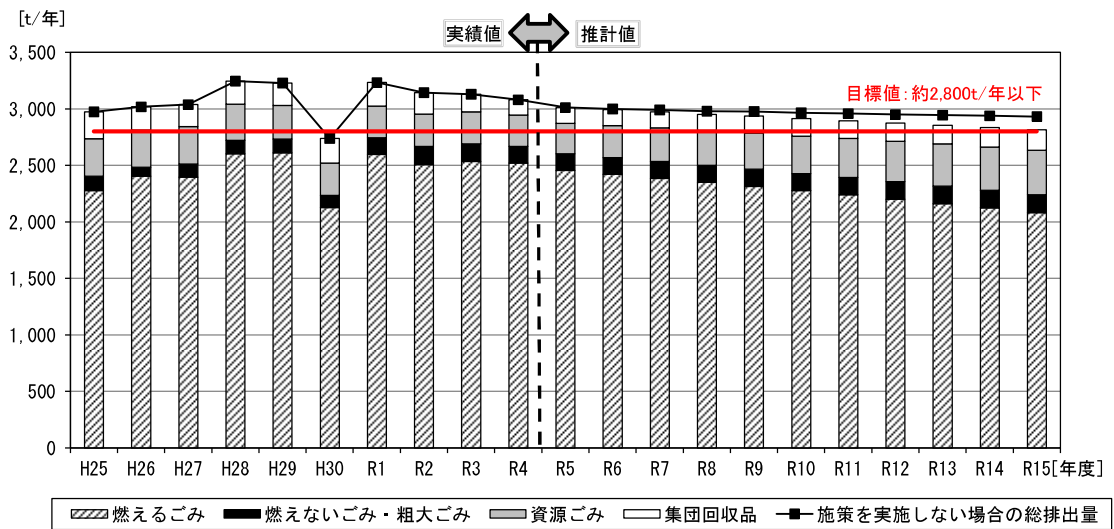


図 3-43 ごみ排出量の推計結果（数値目標達成時、ごみ種別）

表 3-36 ごみ排出量の推計結果（数値目標達成時、ごみ種別）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	2,519	2,275	2,083
燃えないごみ・粗大ごみ [t/年]	148	152	157
資源ごみ [t/年]	279	332	396
集団回収品 [t/年]	135	155	179
合計 [t/年]	3,081	2,914	2,815



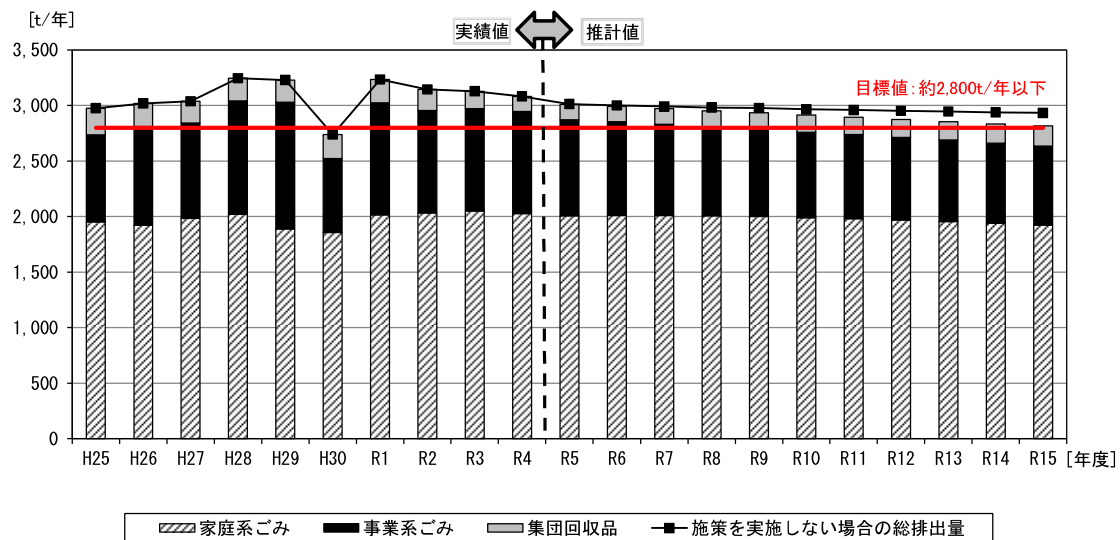


図 3-44 ごみ排出量の推計結果（数値目標達成時、排出源別）

表 3-37 ごみ排出量の推計結果（数値目標達成時、排出源別）

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
家庭系ごみ [t/年]	2,029	1,991	1,924
事業系ごみ [t/年]	917	768	712
集団回収品 [t/年]	135	155	179
合計 [t/年]	3,081	2,914	2,815

**【数値目標達成時のごみ排出原単位について】**

今後、各取組を実施することにより、家庭系ごみについては1人1日あたりのごみ排出量、事業系ごみについては1日あたりのごみ排出量を削減します。

家庭系ごみについて、ごみの排出抑制に資する追加の取組を今後行わない場合、家庭系ごみの排出原単位は令和4年度と比べて1人1日あたり46g増加すると予測されていますが、追加の取組により、1人1日あたり1g減少することを目標とします。

事業系ごみについては減少傾向にあり、ごみの排出抑制に資する追加の取組を今後行わない場合においても、令和4年度と比べて1日あたり460kgの削減が予測されます。追加の取組による更なる削減を目指しており、令和4年度と比べて1日あたり560kg削減することを目標とします。

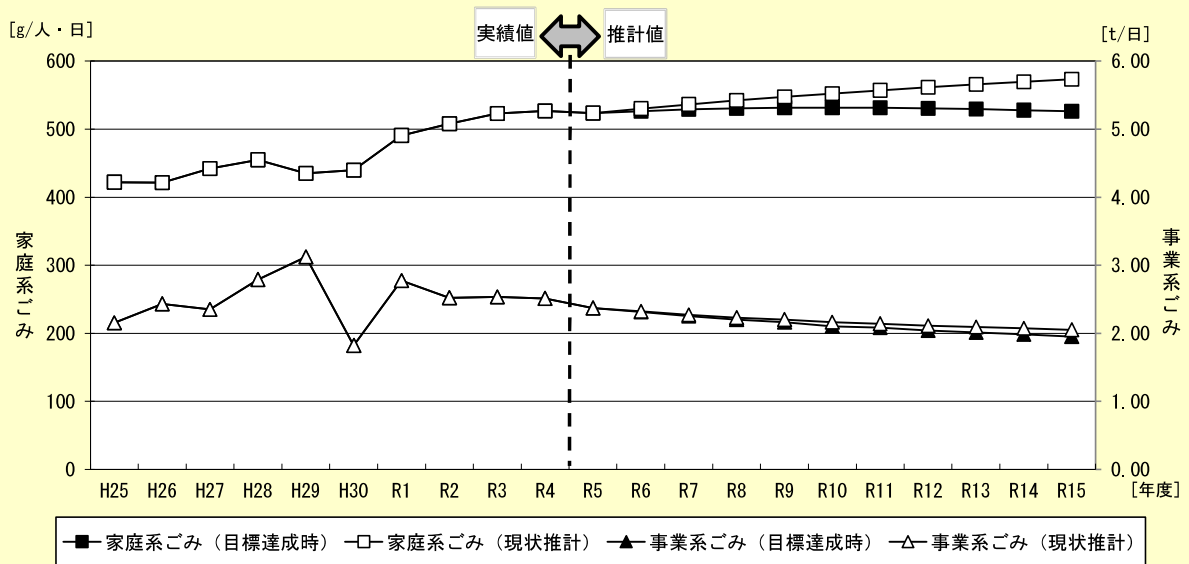


図 3-45 ごみ排出原単位の推計結果 (数値目標達成時)

表 3-38 ごみ排出原単位の推計結果 (数値目標達成時)

		令和4年度 実績値	令和10年度推計値 (中間目標年度)	令和15年度推計値 (目標年度)
家庭系ごみ [g/人・日]	目標達成時	527	531	526
	現状推計	527	552	573
事業系ごみ [t/日]	目標達成時	2.51	2.10	1.95
	現状推計	2.51	2.16	2.05

## 5.2 リサイクル率

施策の実施により数値目標を達成したときのリサイクル率の推計結果は、図 3-46 及び表 3-39 に示すとおりです。

各取組を確実に実施することにより、数値目標の達成を目指します。

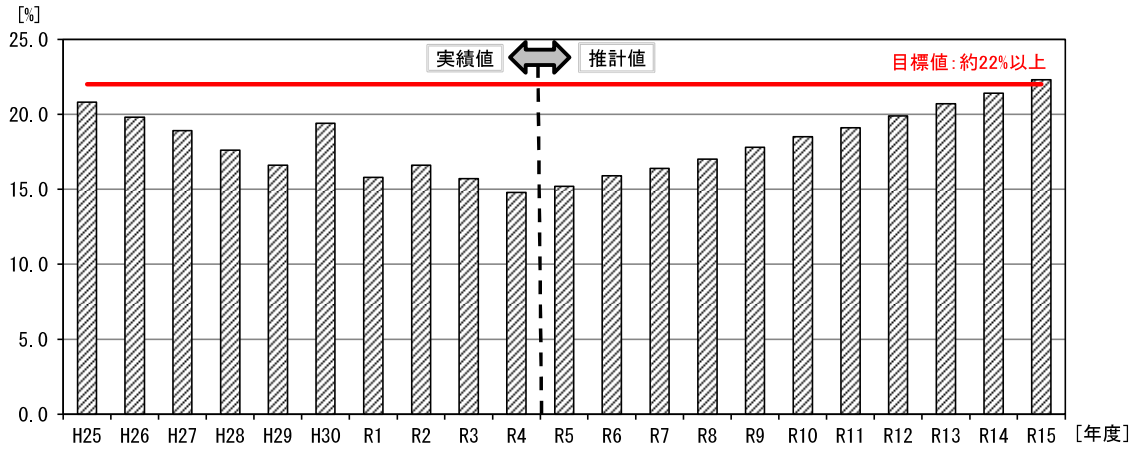


図 3-46 リサイクル率の推計結果 (数値目標達成時)

表 3-39 リサイクル率の推計結果 (数値目標達成時)

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
リサイクル率 [%]	14.8	18.5	22.3

### 5.3 最終処分量

施策の実施により数値目標を達成したときの最終処分量の推計結果は、図 3-47 及び表 3-40 に示すとおりです。

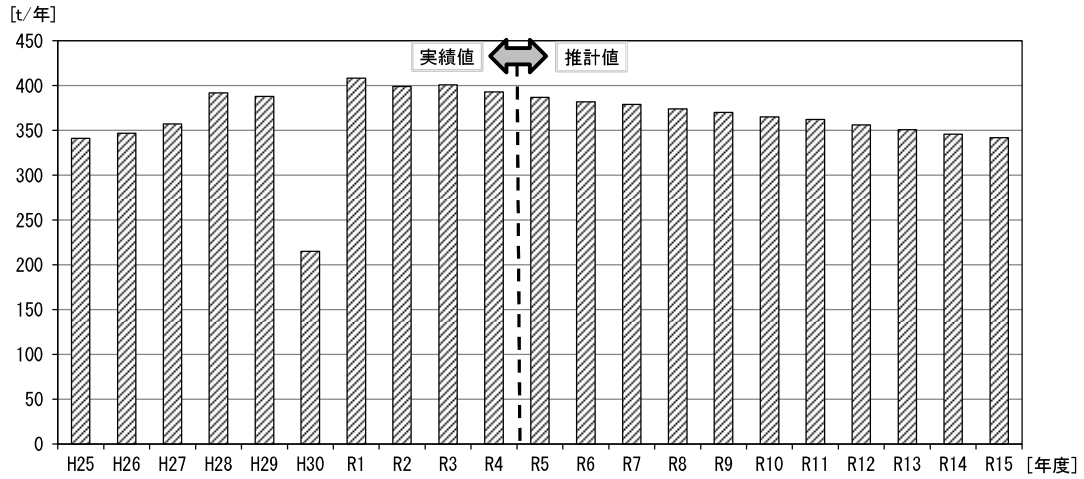


図 3-47 最終処分量の推計結果 (数値目標達成時)

表 3-40 最終処分量の推計結果 (数値目標達成時)

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
最終処分量 [t/年]	393	365	342

#### 5.4 目標達成時のマテリアルフロー

各取組の実施により数値目標を達成したときの排出から最終処分までのマテリアルフローは

図 3-48 に示すとおりです。

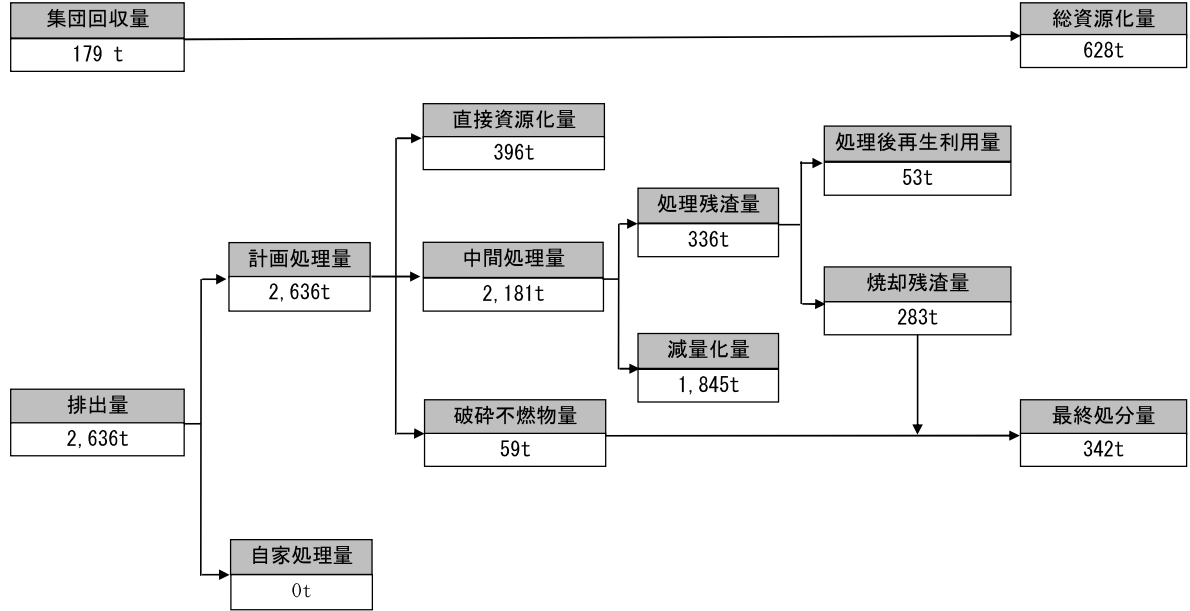


図 3-48 目標達成時のマテリアルフロー

## 6 収集運搬計画

### 6.1 計画収集区域

計画収集区域は、これまでどおり、町内全域とします。

### 6.2 実施主体

収集運搬の実施主体は、吉備中央町とします。

### 6.3 収集形態

収集形態は、これまでどおり、委託収集（家庭系ごみ）・許可収集（事業系ごみ）とします。

## 6.4 収集方式

収集方式は、これまでどおり、表 3-41 のとおりとします。

また、蛍光管類については、これまでどおり、公民館等での拠点収集を行います。

表 3-41 収集方式

区 分	種 類	収集方式	収集形態	収集頻度	ステーション数	
燃えるごみ	生ごみ、おむつ・紙おむつ、かばん、くつ・長ぐつ、ぬいぐるみ、カップめん（紙製）、庭木の枝(太さ 10cm 未満、長さ 1m 未満)	指 定 袋	委託	週 2 回	370	
燃えないごみ	陶磁器類、ヤカン、ガラス、食器、刃物、鍋、油缶、割れたビン、乾電池、ペンキ缶	指 定 袋	〃	月 2 回	362	
資源ごみ	カン類	カン、スプレー缶、カセットボンベ	収集バッグ	〃	月 1 回	〃
	ビン類	洋酒、ドリンク	収集コンテナ	〃	〃	〃
	ペットボトル	ペットボトルマークのついたもの	収集バッグ	〃	〃	〃
	その他プラスチック	プラマークのついたもの	収集バッグ	〃	月 2 回	〃
	紙類	段ボール、紙パック(牛乳・ジュース)、新聞、雑誌	ひ も 結 束	〃	月 1 回	〃
蛍光管類	直管型蛍光管、丸型蛍光管、電球型蛍光管、割れた蛍光管	収集コンテナ	〃 (拠点収集)	4 月、8 月、12 月の各 1 ヶ月間	12	
粗大ごみ	たんす、ふとん、じゅうたん・カーペット、たたみ、スキー板、石油ファンヒーター、自転車	—	委託	可燃 2 回 不燃 2 回	362	

## 7 中間処理計画

### 7.1 実施主体

中間処理の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

### 7.2 中間処理を行うごみの種類及び処理方法等

中間処理の方法は、表 3-42 のとおりとします。

表 3-42 中間処理の方法

		処理施設	処理方法
燃えるごみ		ごみ焼却処理施設	焼却
燃えないごみ・粗大ごみ		粗大ごみ処理施設	破碎・選別
資源ごみ	カン類	リサイクルプラザ	選別・圧縮
	ビン類	リサイクルプラザ	選別
	ペットボトル	リサイクルプラザ	圧縮・梱包
	その他プラスチック	リサイクルプラザ	選別・圧縮・梱包
	紙類	リサイクルプラザ	保管
蛍光管類		粗大ごみ処理施設	資源化

### 7.3 施設の整備計画等

#### 7.3.1 焼却施設

##### (1) 基本方針

本町で発生する燃えるごみ及び粗大ごみ処理施設で発生する可燃残渣は、高梁地域事務組合のごみ焼却処理施設で処理しています。燃えるごみ及び可燃残渣については、今後も、高梁地域事務組合のごみ焼却処理施設で処理するものとします。

なお、ごみ焼却処理施設での処理量の見込みは、表 3-43 に示すとおりです。

表 3-43 ごみ焼却処理施設での処理量の見込み

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えるごみ [t/年]	2,519	2,275	2,083
粗大ごみ処理施設で発生する粗大可燃物 [t/年]	43	43	44
合計 [t/年]	2,562	2,318	2,127



## (2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合のごみ焼却処理施設は、稼働から 25 年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。また、平成 20 年 10 月からは施設の運転管理だけでなく、補修工事等を一括して民間事業者へ委託する長期包括的運営事業をしており、今後も、現施設の適正な維持管理に努めます。

また、本施設は平成 30 年度に平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、一般的にいわれる耐用年数である 20～25 年を超えています。処理施設の整備方法としては、新たな施設の建設だけではなく、既存施設の延命化も考えられます。一方、リサイクル率等の向上に向けた新たな資源化手法の導入も考えられます。

### 7.3.2 粗大ごみ処理施設

#### (1) 基本方針

本町で発生する燃えないごみ及び粗大ごみは、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理しています。燃えないごみ及び粗大ごみについては、今後も、高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設で処理するものとします。

なお、粗大ごみ処理施設での処理量の見込みは、表 3-44 に示すとおりです。

表 3-44 粗大ごみ処理施設での処理量の見込み

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
燃えないごみ・粗大ごみ [t/年]	148	152	157

#### (2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の粗大ごみ処理施設は、適正な維持管理が行われていますが、今後も、現施設の適正な維持管理に努めます。

### 7.3.3 リサイクルプラザ

#### (1) 基本方針

本町で発生する資源ごみは、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理しています。資源ごみについては、今後も、高梁地域事務組合のリサイクルプラザで処理するものとします。

なお、リサイクルプラザでの処理量の見込みは、表 3-45 に示すとおりです。

表 3-45 リサイクルプラザでの処理量の見込み

	令和4年度 実績値	令和10年度推計値 (中間目標年度)	令和15年度推計値 (目標年度)
カン類 [t/年]	26	23	23
ビン類 [t/年]	67	69	67
ペットボトル [t/年]	22	16	16
その他プラスチック [t/年]	39	54	74
紙類 [t/年]	125	170	216
合計 [t/年]	279	332	396

#### (2) 施設の整備計画等

高梁地域事務組合のリサイクルプラザは、稼働から24年が経過していますが、定期的な補修等により、安定した稼働を行っています。今後も、現施設の適正な維持管理を行います。

## 8 最終処分計画

### 8.1 実施主体

最終処分の実施主体は、高梁地域事務組合とします。

### 8.2 最終処分を行うごみの種類

最終処分対象物は、焼却灰及び破碎不燃物とします。

### 8.3 施設の整備計画等

#### 8.3.1 基本方針

現在、ごみ焼却処理施設で発生する焼却灰及び粗大ごみ処理施設で発生する破碎不燃物は、高梁地域事務組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。これらについては、今後も、高梁地域事務組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分するものとします。

なお、最終処分量の見込みは、表 3-46 に示すとおりです。

表 3-46 最終処分量の見込み

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度推計値 (中間目標年度)	令和 15 年度推計値 (目標年度)
焼却灰 [t/年]	336	308	283
粗大ごみ処理施設で発生する 破碎不燃物 [t/年]	57	57	59
合計 [t/年]	393	365	342

#### 8.3.2 施設の整備計画等

高梁地域事務組合の一般廃棄物最終処分場は、供用開始から 44 年が経過していますが、適正な管理を行いながら、焼却灰等の埋立処分を行っています。今後も、現施設の適正な維持管理を行います。

令和 4 年度に実施した残余容量調査では、現状のペースで埋め立てを続けた場合、向こう 12 年間の埋立が可能であるという結果でした。

## 9 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 9.1 特別管理一般廃棄物の適正処理

#### 9.1.1 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあげられます。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法にのっとり処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行うものとしします。

#### 9.1.2 廃水銀

水銀使用の廃棄物については、他の不燃ごみと区分した適切な分別回収を行っています。

#### 9.1.3 ばいじん

高梁地域事務組合のごみ焼却処理施設で発生するばいじんは、現状どおり、一般廃棄物最終処分場に埋立処分します。

#### 9.1.4 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に従い、適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、町民等に対する啓発を行います。

## 9.2 適正処理困難物の適正処理

平成6年厚生省告示第51号において、適正処理困難物として以下の4品目が指定されています。

このうち、廃テレビジョン受信機及び廃電気冷蔵庫については、家電リサイクル法にのって処理を行います。また、廃ゴムタイヤ及びスプリングマットレスについては、町は引き取りを行わず、業者引取などで処分するように町民に対して啓発します。

- ◆廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ◆廃テレビジョン受信機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ◆廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ◆廃スプリングマットレス

また、処理が困難なため収集していないごみについては、業者引取などで処分するように町民に対して啓発します。

## 9.3 散在性ごみ対策

広報紙やホームページでの啓発を行い、ごみやタバコのポイ捨てを行わないよう、町民に呼びかけます。

## 9.4 不法投棄対策

本町では、パトロールや看板及び幟旗の設置等により不法投棄やポイ捨て対策を講じています。今後も、本対策を継続し、不法投棄防止を呼びかけ、不法投棄量の削減に努めます。

## 9.5 災害時の廃棄物処理に関する対策

災害時に発生する廃棄物は、「吉備中央町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）」に基づき、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興等を進めるものとします。

## 9.6 進行管理計画

前述の施策を確実な効果が得られるものとするため、行政と町民とが意見交換を行いながら検討します。具体的には、吉備中央町廃棄物減量等推進審議会等において、行政と委員で意見交換を行いながら、有効な施策について検討を行います。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理の現状

#### 1.1 生活排水処理の流れ

し尿処理施設の位置は図4-1、生活排水処理の流れは図4-2に示すとおりです。

本町の生活排水は、下水道終末処理場、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、みなし浄化槽、し尿処理施設で処理を行っています。

賀陽地区のし尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のクリーンセンターで嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。加茂川地区のし尿及び浄化槽汚泥は、旭川中部衛生施設組合の旭清苑で標準脱窒素処理し、公共用水域に放流しています。また、下水道終末処理場で発生する汚泥は、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分しています。

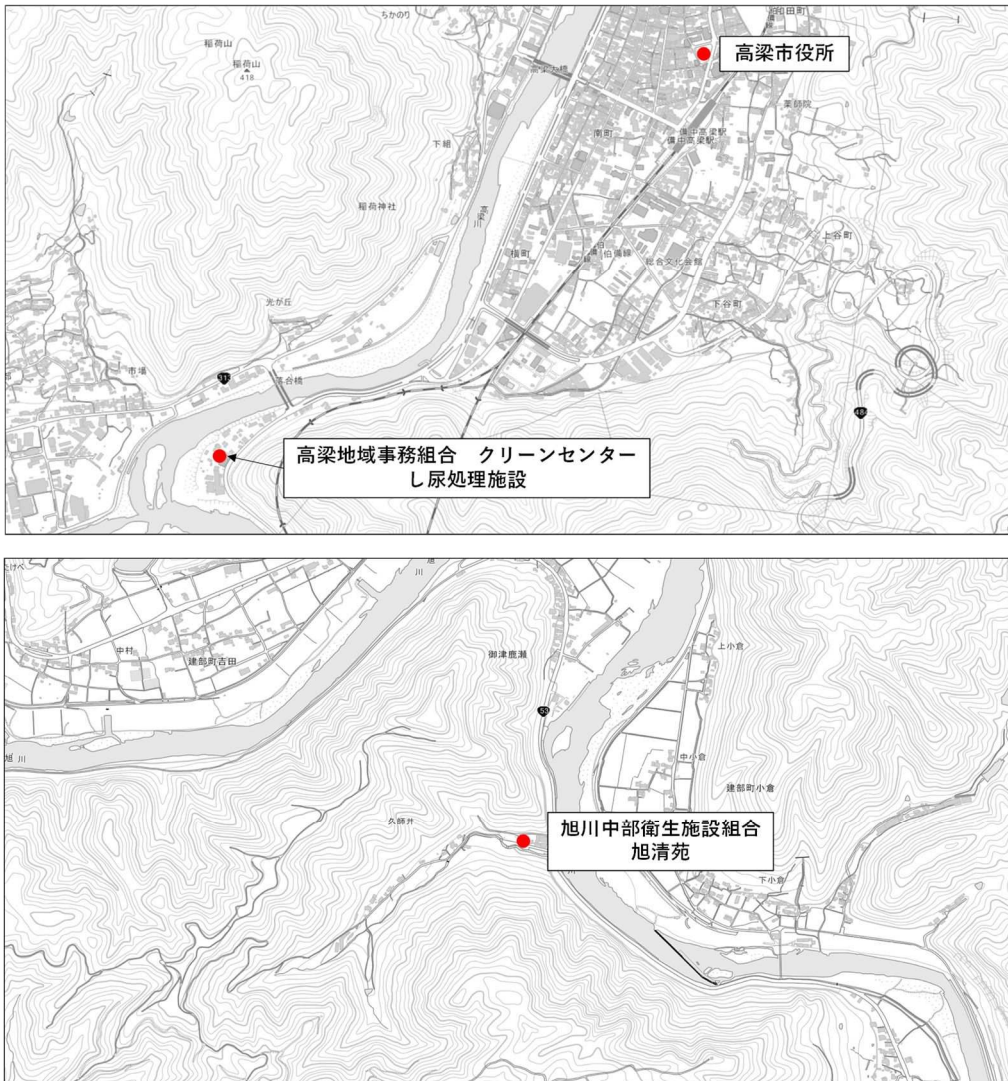


図4-1 し尿処理施設の位置

資料：おこやま全県統合型GIS

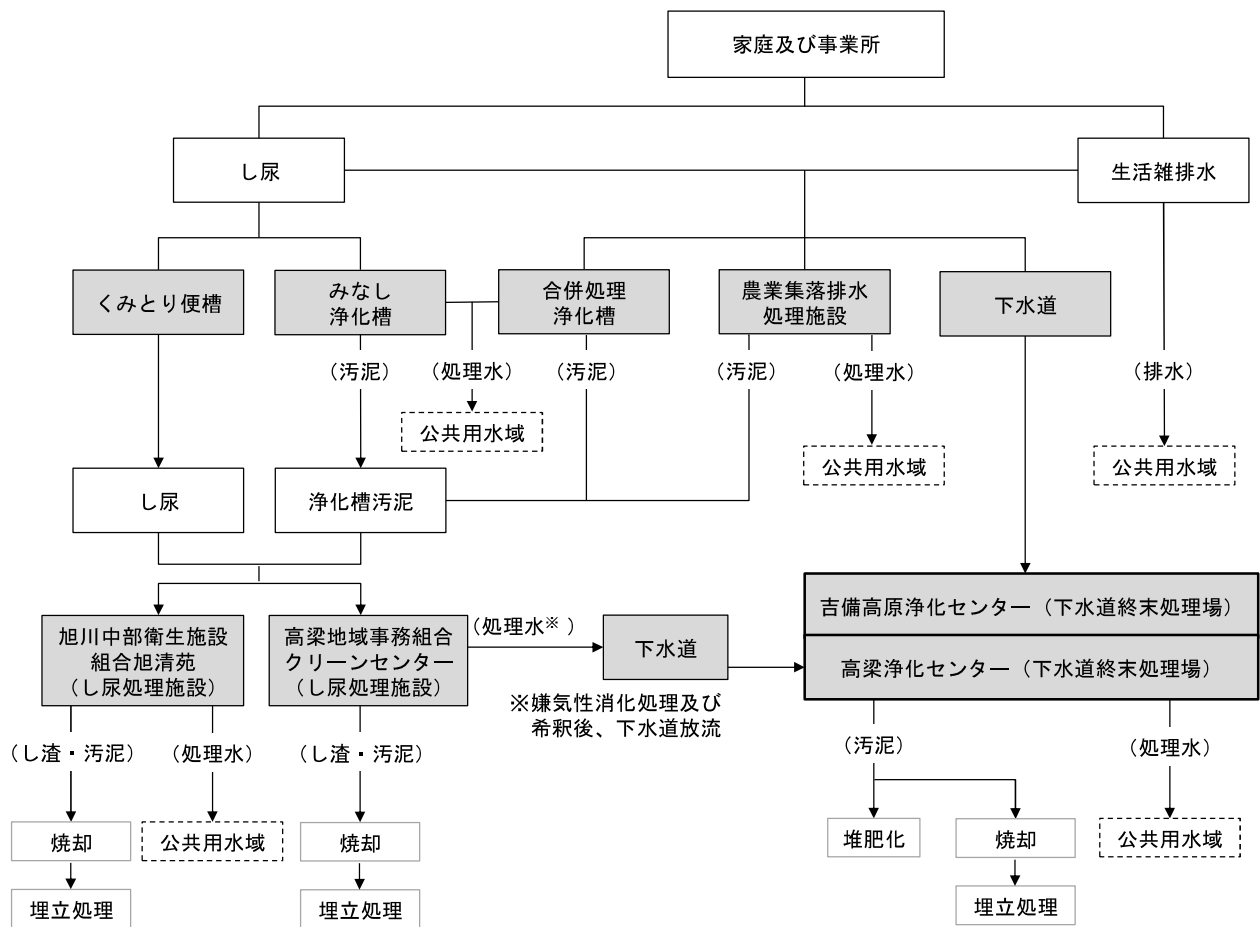


図 4-2 生活排水処理の流れ

## 1.2 処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移は、図 4-3 及び表 4-1 に示すとおりです。

下水道人口は増加傾向にあり、農業集落排水処理人口、合併処理浄化槽人口、みなし浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向にあります。

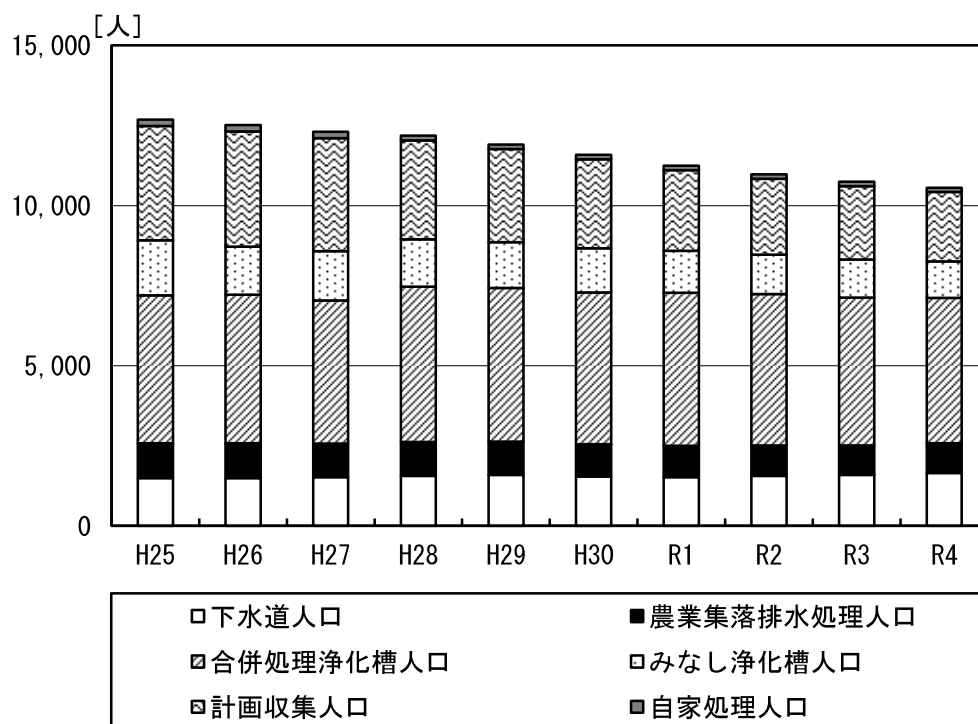


図 4-3 処理形態別人口の推移



表 4-1 処理形態別人口の推移

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
水洗化人口 [人]	下水道人口	1,494	1,495	1,523	1,561	1,595
	農業集落排水処理人口	1,091	1,085	1,046	1,062	1,041
	合併処理浄化槽人口	4,610	4,643	4,474	4,844	4,792
	みなし浄化槽人口	1,720	1,495	1,530	1,481	1,433
	水洗化人口計	8,915	8,718	8,573	8,948	8,861
非水洗化人口 [人]	計画収集人口	3,566	3,593	3,530	3,090	2,901
	自家処理人口	200	200	200	150	146
	非水洗化人口計	3,766	3,793	3,730	3,240	3,047
総人口 [人]		12,681	12,511	12,303	12,188	11,908
水洗化率 <sup>注1)</sup> [%]		70.3	69.7	69.7	73.4	74.4
生活雑排水処理率 <sup>注2)</sup> [%]		56.7	57.7	57.2	61.3	62.4
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
水洗化人口 [人]	下水道人口	1,548	1,528	1,568	1,592	1,654
	農業集落排水処理人口	1,007	971	941	922	928
	合併処理浄化槽人口	4,731	4,783	4,729	4,619	4,537
	みなし浄化槽人口	1,384	1,305	1,227	1,184	1,136
	水洗化人口計	8,670	8,587	8,465	8,317	8,255
非水洗化人口 [人]	計画収集人口	2,773	2,521	2,371	2,293	2,171
	自家処理人口	142	138	135	132	131
	非水洗化人口計	2,915	2,659	2,506	2,425	2,302
総人口 [人]		11,585	11,246	10,971	10,742	10,557
水洗化率 <sup>注1)</sup> [%]		74.8	76.4	77.2	77.4	78.2
生活雑排水処理率 <sup>注2)</sup> [%]		62.9	64.8	66.0	66.4	67.4

注1) 水洗化人口計÷総人口×100

注2) 生活雑排水処理人口（下水道人口+農業集落排水処理人口+合併処理浄化槽人口）÷総人口×100

### 1.3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、図 4-4 及び表 4-2 に示すとおりです。

し尿の排出量及び自家処理量は減少傾向、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の排出量は増減を繰り返しています。なお、平成 30 年度については、平成 30 年 7 月豪雨で高梁地域事務組合のクリーンセンターが被災し、一時的に稼働停止していたことから、他の年度に比べ排出量が数値上少なくなっています。

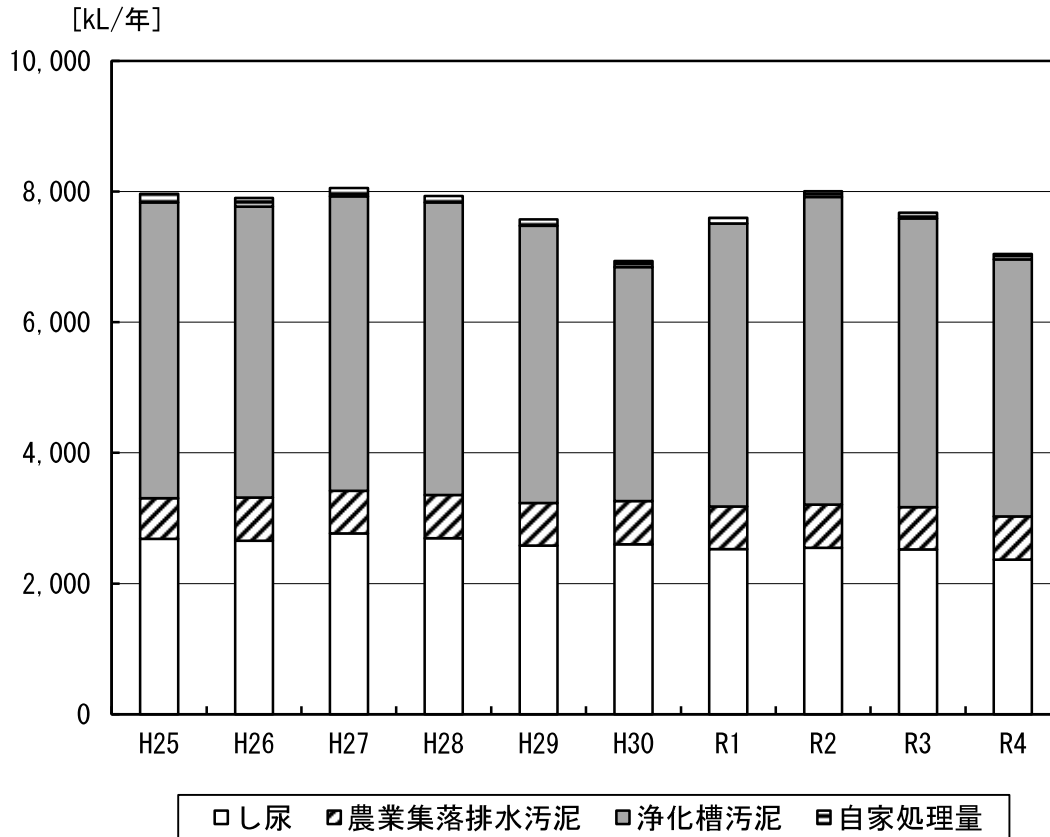


図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

表 4-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
し尿 [kL/年]	2,685	2,654	2,769	2,693	2,583
農業集落排水汚泥 [kL/年]	621	661	651	661	651
浄化槽汚泥 [kL/年]	4,529	4,455	4,505	4,479	4,242
自家処理量 [kL/年]	131	131	131	98	96
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
し尿 [kL/年]	2,603	2,527	2,548	2,520	2,366
農業集落排水汚泥 [kL/年]	661	651	661	651	661
浄化槽汚泥 [kL/年]	3,581	4,332	4,708	4,419	3,936
自家処理量 [kL/年]	93	90	87	85	84

#### 1.4 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 4-3 に示すとおりです。

本町は、し尿処理施設を有しておらず、賀陽地区のし尿及び浄化槽汚泥は高梁地域事務組合のクリーンセンター、加茂川地区のし尿及び浄化槽汚泥は旭川中部衛生施設組合の旭清苑で処理しています。

表 4-3 (1) し尿処理施設の概要

名 称	高梁地域事務組合 クリーンセンター し尿処理施設
所 在 地	高梁市段町 748
設 置 主 体	高梁地域事務組合
管 理 体 制	委託
処 理 対 象	し尿、浄化槽汚泥
竣 工 年 月 等	昭和 35 年 (12kL/日) 昭和 42 年～43 年 (20kL/日増設) 昭和 49 年～50 年 (30kL/日増設) 【処理能力 62kL/日】 平成 13 年 3 月 (全面改修工事完了) 平成 31 年 1 月 (平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器の更新完了)
公 称 能 力	62kL/日
処 理 方 式	嫌気性消化処理 (公共下水道放流)
残 渣 処 理 方 法	焼却

表 4-3 (2) し尿処理施設の概要

名 称	旭川中部衛生施設組合 旭清苑
所 在 地	岡山市北区御津鹿瀬 650
設 置 主 体	旭川中部衛生施設組合
管 理 体 制	直営
処 理 対 象	し尿、浄化槽汚泥
竣 工 年 月 等	平成 4 年
公 称 能 力	42kL/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理
残 渣 処 理 方 法	焼却

## 2 生活排水処理の課題

### 2.1 生活排水処理

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道終末処理場やし尿処理施設等で適正に処理していますが、一部の地区では自家処理が行われています。また、生活雑排水は、人口の約33%にあたる3,438人（令和4年度現在）が未処理のまま、公共用水域に放流しています。

今後は、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、みなし浄化槽、くみとり及び自家処理人口を削減し、生活雑排水処理率の向上を図る必要があります。

また、下水道が整備されているにも関わらず、下水道への接続が行われていない世帯もあります。したがって、下水道が整備されている地域については、下水道への接続を促進する必要があります。

### 2.2 し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のクリーンセンター及び旭川中部衛生施設組合の旭清苑で適正に処理しています。

高梁地域事務組合のクリーンセンターは、平成12年度には全面改修工事を行い、平成30年度には平成30年7月豪雨で被災した機器を更新しましたが、稼働から64年を経過しています。今後も、施設の適正な維持管理を行うとともに、施設更新に向けた検討を行う必要があります。

旭川中部衛生施設組合の旭清苑は、稼働から32年を経過し経年劣化に伴う損耗や劣化が進行しているため、今後、コスト面や留意点等を整理し、組合・関係市町と協議のうえ効率的・経済的な視点に立って施設の在り方について検討していく必要があります。<sup>注)</sup>

注) 出典：岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(令和4年3月)

### 3 生活排水処理に係る目標

生活排水の処理は、生活環境の保全上、極めて重要な課題の一つであるため、関連計画及び地域の実情に対応した処理施設を整備していきます。生活排水処理の目標は、表 4-4 に示すとおりです。

本計画では、生活雑排水処理率を 80.9%にすることを目標とします。

表 4-4 生活排水処理の目標

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度 (中間目標年度)	令和 15 年度 (目標年度)
生活雑排水処理率 [%]	67.4	74.4	80.9

### 4 基本方針

生活排水処理に係る課題を解決するため、基本方針を以下のとおり設定し、施策の展開及び施設の整備を行います。

#### 基本方針 1 公共用水域の水質保全

下水道の整備や合併処理浄化槽の設置の推進等により、生活雑排水処理率の向上を図り、公共用水域の水質保全を図ります。

#### 基本方針 2 啓発活動及び環境教育の推進

公共用水域の水質保全を図るためには、生活排水処理に対する町民の意識向上が不可欠です。したがって、生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、出前講座等により環境教育の推進を図ります。

## 5 処理形態別人口の将来予測

### 5.1 将来予測の手順

処理形態別人口の将来予測の手順は、図 4-5 に示すとおりです。

下水道人口、農業集落排水人口及び合併浄化槽人口は、吉備中央町汚水処理基本構想の各種計画人口の割合を基に推計しました。また、みなし浄化槽人口及び自家処理人口は、トレンド推計法により推計しました。なお、計画収集人口は、計画収集人口以外の人口を差し引いた数値としました。

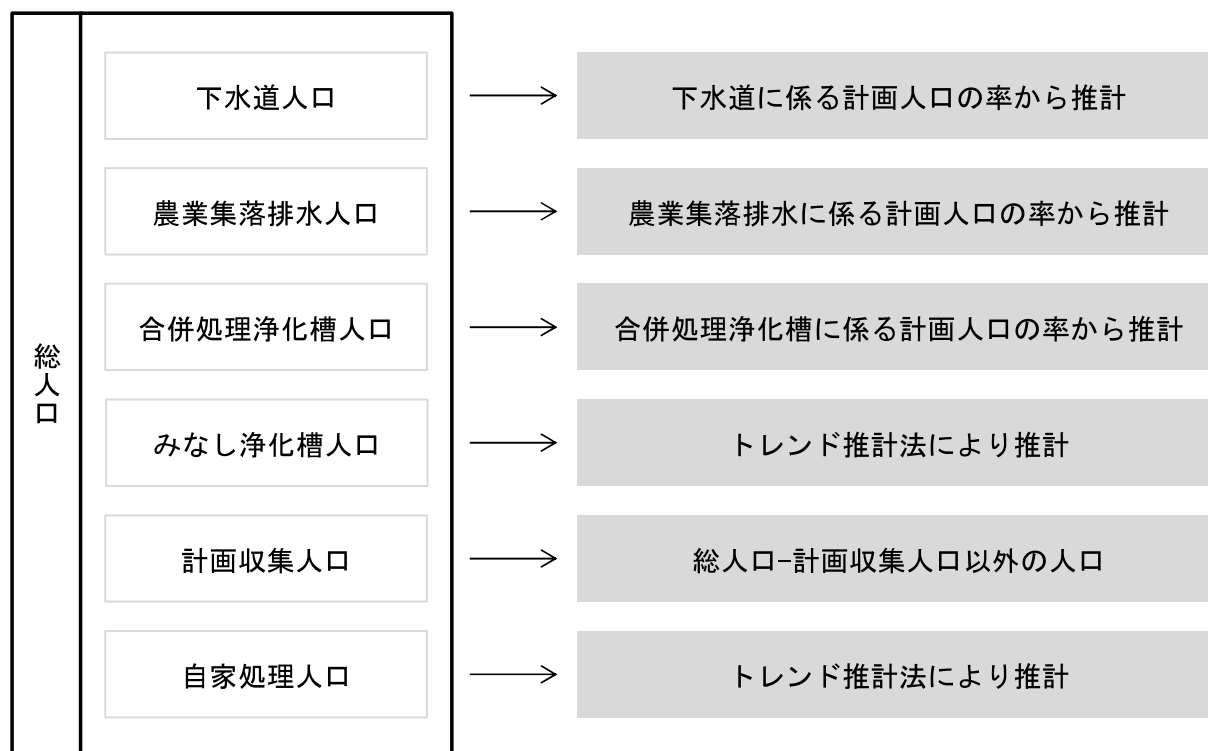


図 4-5 将来予測の手順

## 5.2 将来予測の結果

### 5.2.1 処理形態別人口の将来予測

目標達成時の処理形態別人口の推移は、図 4-6 及び表 4-5 に示すとおりです。

下水道や合併処理浄化槽等の整備により、生活雑排水未処理人口は減少します。

また、生活雑排水処理率については、中間目標年度（令和 10 年度）が 74.4%、目標年度（令和 15 年度）が 80.9%となる見込みです。

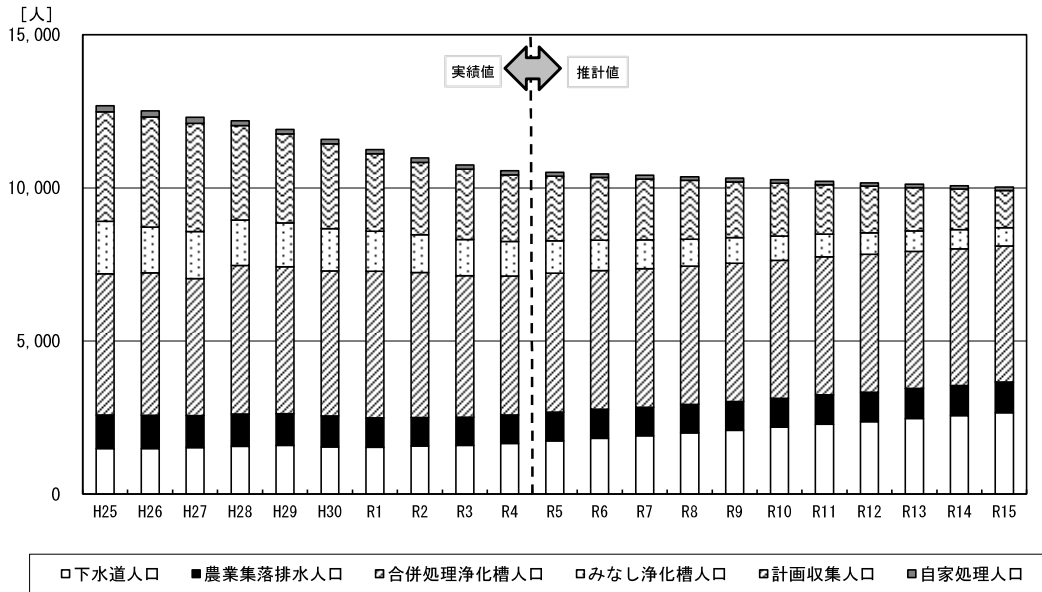


図 4-6 処理形態別人口の推移（目標達成時）

表 4-5 処理形態別人口の推移（目標達成時）

		令和 4 年度 実績値	令和 10 年度 (中間目標年度)	令和 15 年度 (目標年度)
水洗化 人口 [人]	下水道人口	1,654	2,186	2,666
	農業集落排水人口	928	944	992
	合併処理浄化槽人口	4,537	4,506	4,450
	みなし浄化槽人口	1,136	791	595
	水洗化人口計	8,255	8,427	8,703
非水洗化 人口 [人]	計画収集人口	2,171	1,722	1,210
	自家処理人口	131	116	109
	非水洗化人口計	2,302	1,838	1,319
総人口 [人]		10,557	10,265	10,022
水洗化率 <sup>注1)</sup> [%]		78.2	82.1	86.8
生活雑排水処理率 <sup>注2)</sup> [%]		67.4	74.4	80.9

注1) 生活雑排水処理人口（下水道人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100

注2) 水洗化人口計÷総人口×100

## 6 生活排水の処理計画

### 6.1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道終末処理場	し尿及び生活雑排水	吉備中央町 高梁市（高梁地域事務組合し尿処理施設の処理水）
農業集落排水処理施設	〃	吉備中央町
合併処理浄化槽	〃	個人・事業所
みなし浄化槽	し尿	個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	高梁地域事務組合（賀陽地区） 旭川中部衛生施設組合（加茂川地区）

### 6.2 整備計画

下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等を基に定めます。また、処理方法については、地区の生活形態ならびに地区の要求度から処理方法を定めます。

### 6.3 目標年度における処理形態別人口等

目標年度における処理形態別人口等は、図 4-7 に示すとおりです。

目標年度における生活雑排水処理率は、80.9%となります。また、目標年度における生活排水の処理は、現在と同様に、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で行い、各施設等の処理主体は現状どおりとします。

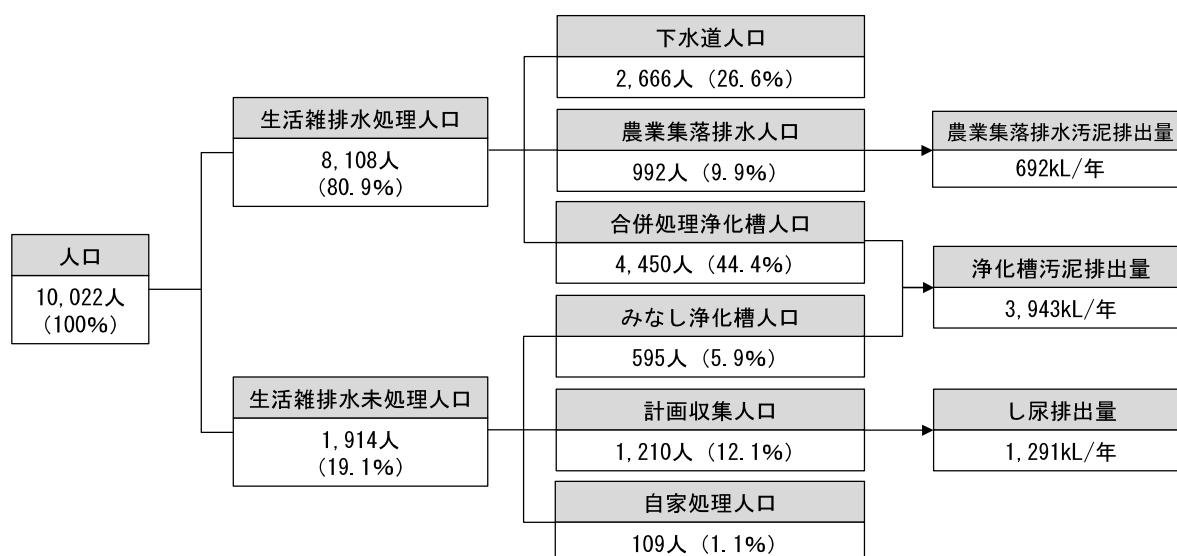


図 4-7 処理形態別人口等（令和 15 年度）



## 7 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 7.1 収集運搬計画

#### 7.1.1 収集運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥については、環境衛生に配慮し、速やかに収集運搬を実施することにより、町民サービスの向上に努めます。

#### 7.1.2 収集区域

収集区域は、町内全域とします。

#### 7.1.3 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っています。今後も、現在の体制により、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行います。

## 7.2 中間処理計画

### 7.2.1 中間処理に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥は、高梁地域事務組合のクリーンセンター及び旭川中部衛生施設組合の旭清苑で適正に処理しています。今後も、施設の適正な維持管理を行い、適正処理の推進に努めます。

高梁地域事務組合のクリーンセンターは、平成 12 年度には全面改修工事を行い、平成 30 年度には平成 30 年 7 月豪雨で被災した機器を更新しましたが、当初稼働から 64 年を経過しているため、施設更新に向けた検討を行う必要があります。

また、旭川中部衛生施設組合の旭清苑は、稼働から 32 年を経過しているため、今後組合・関係市町と協議のうえ、効率的・経済的な視点に立って施設の在り方について検討を行う必要があります。<sup>注)</sup>

注) 出典：岡山市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(令和 4 年 3 月)

### 7.2.2 中間処理量の見込み

中間処理量の見込みは、表 4-7 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は中間目標年度（令和 10 年度）が 6,555kL/年、目標年度（令和 15 年度）が 5,926kL/年と見込まれます。

表 4-7 中間処理量の見込み

	令和 4 年度 実績値	令和 10 年度 (中間目標年度)	令和 15 年度 (目標年度)
し尿 [kL/年]	2,366	1,837	1,291
農業集落排水汚泥 [kL/年]	661	658	692
浄化槽汚泥 [kL/年]	3,936	4,060	3,943
合計 [kL/年]	6,963	6,555	5,926

## (1) し尿及び浄化槽汚泥等の排出量の将来予測

し尿排出量は計画収集人口に比例するものとし、推計値の計算に使用する1人1日あたりの排出量は直近4年間の平均値を採用します。推計値は、その1人1日あたりの排出量に計画収集人口を乗じたものとします。

農業集落排水汚泥量及び浄化槽汚泥排出量は、農業集落排水人口及び浄化槽人口に比例するものとし、推計値の計算に使用する1人1日あたりの排出量は直近4年間の平均値を採用します。推計値は、その1人1日あたりの排出量に計画収集人口を乗じたものとします。

なお、1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量は、直近4年間の平均値を「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）」に基づき、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽に按分し、設定しました。それぞれの1人1日あたりの排出量は以下のとおりとし、排出量の将来予測は図4-8のとおりとします。

- ・1人1日あたりのし尿排出量：2.92L/人・日
- ・1人1日あたりの農業集落排水汚泥排出量：1.91L/人・日
- ・1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：2.30L/人・日
- ・1人1日あたりのみなし浄化槽汚泥排出量：0.98L/人・日

## (2) 浄化槽汚泥排出量の設定にあたっての条件

汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版（社団法人 全国都市清掃会議）による標準値

- ・合併処理浄化槽汚泥：2.61 L/人・日
- ・みなし浄化槽汚泥：1.11 L/人・日

### 【1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量の設定】

- ・1人1日あたりの合併処理浄化槽汚泥排出量：X L/人・日
- ・1人1日あたりのみなし浄化槽汚泥排出量：Y L/人・日

### 【人口及び浄化槽汚泥排出量の設定】

- ・合併処理浄化槽人口（令和4年度）：4,537人
- ・みなし浄化槽人口（令和4年度）：1,136人
- ・浄化槽汚泥の量（令和4年度）：3,936kL/年

$$\left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} \quad X : Y = 2.61 \text{ L/人}\cdot\text{日} : 1.11 \text{ L/人}\cdot\text{日} \\ \textcircled{2} \quad (X \text{ L/人}\cdot\text{日} \times 4,537 \text{ 人} \times 365 \text{ 日}) \\ \quad + (Y \text{ L/人}\cdot\text{日} \times 1,136 \text{ 人} \times 365 \text{ 日}) \\ = 3,936 \text{ kL} \end{array} \right.$$

①②の連立方程式より、 $X = 2.15 \text{ L/人}\cdot\text{日}$ 、 $Y = 0.91 \text{ L/人}\cdot\text{日}$

### (3) し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来予測結果は図 4-8 に示すとおりです。

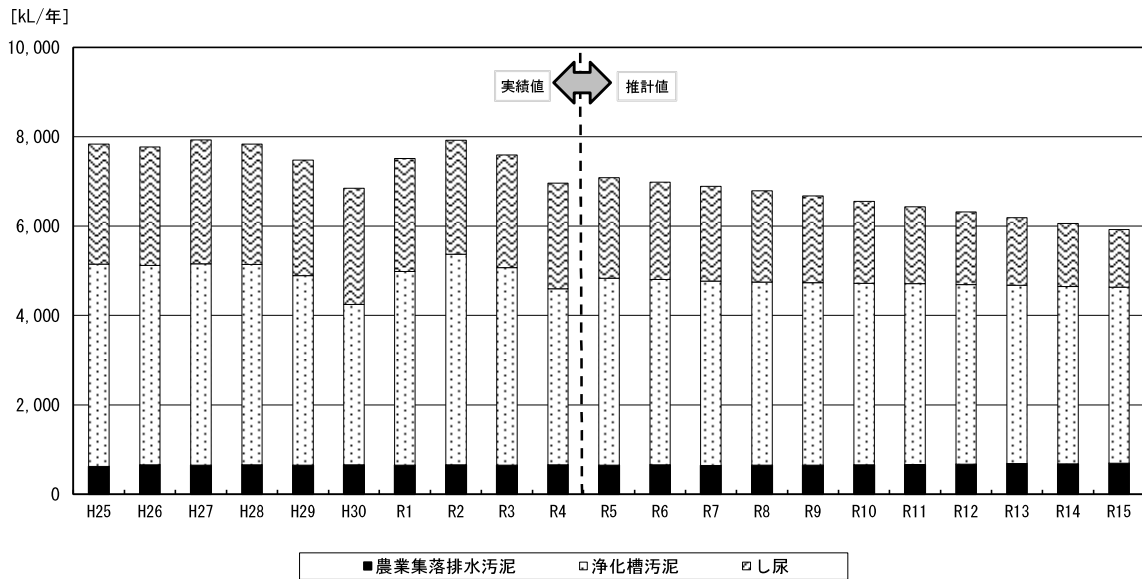


図 4-8 し尿及び浄化槽汚泥等排出量の将来予測

#### 7.2.3 最終処分計画

高粱地域事務組合のし尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を嫌気性消化処理及び希釈し、下水道に放流しています。下水道終末処理場（高粱浄化センター）では、処理工程で発生する汚泥のうち、一部を堆肥化し、それ以外は焼却処理後、埋立処分（町外）しています。汚泥については、今後も、同様の方法により処分します。そしてし渣は、同組合の焼却施設において焼却後、焼却灰を同組合の一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。今後も、同様の方法により、埋立処分します。

また、旭川中部衛生施設組合旭清苑のし尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を標準脱窒素処理により処理しています。そしてし渣及び汚泥は、焼却後、焼却灰を埋立処分しています。今後も、同様の方法により、埋立処分します。

## 8 その他必要な事項

### 8.1 町民に対する広報・啓発活動

生活雑排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性等について、今後、広報紙等により、いっそうの周知徹底を図ります。

### 8.2 地域に関する諸計画との関係

吉備中央町総合計画や吉備中央町汚水処理基本構想との整合を図りながら、本計画を推進します。